

令和5年度(第2回)

三豊市の国民健康保険事業の
運営に関する協議会 【資料】



令和5年12月21日

4 協議事項

(1) 国保人間ドックの自己負担金の改定（案）について

国保人間ドックの自己負担金の改定について

現況・経緯

- ・国保人間ドックは5つの医療機関と委託契約を結んでいる。
- ・国保人間ドック開始時の受診者自己負担割合は、医療機関委託料の4割程度で設定していた。
- ・増税や物価高騰により経年的に委託料が増加。医療機関によっては約7,000円値上げしている。
- ・令和2年に自己負担額の改定を検討したが、新型コロナウイルス感染が拡大したため、やむなく自己負担額の改定を見送った。事業開始からこれまで一度も改定していない。
- ・委託料の増額と自己負担額の据え置きによって自己負担割合の格差が広がり(30.0%~38.8%)、市の負担割合が増加している。
- ・令和12年以降に国民健康保険料統一が検討されるため、人間ドックの助成金額も統一される可能性がある。

今後の対応

将来的にすべての医療機関の自己負担割合40%に統一。(6年計画)

令和6年度：みとよ市民病院と三豊総合病院を約34%まで引き上げ

令和8年度：みとよ市民病院、三豊総合病院、予防医学協会を約37%まで引き上げ

令和10年度：全医療機関、約40%に統一

令和6年度(みとよ市民病院、三豊総合病院の値段引き上げ) 34%

(円)

	みとよ市民病院	予防医学協会	三豊総合病院	まらがめ医療センター	成人医学研究所
共通項目	10,000	9,000	10,200	8,000	9,000
R5との差額	1,000	0	1,200	0	0
女性	10,000	12,000	13,800	11,600	13,000
R5との差額	1,000	0	1,200	0	0

※共通項目(特定健診、胃・肺・大腸がん検診)、女性(共通項目に子宮・乳がん検診含む)

令和8年度(みとよ市民病院、予防医学協会、三豊総合病院の値段引き上げ) 37%

(円)

	みとよ市民病院	予防医学協会	三豊総合病院	まらがめ医療センター	成人医学研究所
共通項目	11,000	9,800	11,100	8,000	9,000
R6との差額	1,000	800	900	0	0
R5との差額	2,000	800	2,100	0	0
女性	11,000	13,200	14,700	11,600	13,000
R6との差額	1,000	1,200	900	0	0
R5との差額	2,000	1,200	2,100	0	0

令和10年度(全医療機関の値段改定) 40%

(円)

	みとよ市民病院	予防医学協会	三豊総合病院	まらがめ医療センター	成人医学研究所
共通項目	11,800	10,600	12,000	8,200	9,500
R6との差額	800	800	900	200	500
R5との差額	2,800	1,600	3,000	200	500
女性	11,800	14,300	15,800	11,800	13,500
R6との差額	800	1,100	1,100	200	500
R5との差額	2,800	2,300	3,200	200	500

医療機関別委託料推移 【共通項目（特定健診、胃・肺・大腸がん検診）】

	消費税 5 %		消費税 8 %					消費税 10 %					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
みとよ市民病院													
委託料	22,560	22,560	23,200	23,360	23,360	23,360	23,360	23,360	23,785	23,785	26,315	29,315	29,315
自己負担金	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	10,000
自己負担割合 (%)	39.9%	39.9%	38.8%	38.5%	38.5%	38.5%	38.5%	38.5%	37.8%	37.8%	34.2%	30.7%	34.1%
予防医学協会													
委託料	23,100	23,100	23,760	23,760	23,760	23,760	23,760	23,760	24,200	24,200	24,250	24,250	26,620
自己負担金	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
自己負担割合 (%)	39.0%	39.0%	37.9%	37.9%	37.9%	37.9%	37.9%	37.9%	37.2%	37.2%	37.1%	37.1%	33.8%
三豊総合病院													
委託料				23,450	23,450	23,450	23,450	30,050	30,050	30,050	30,050	30,050	30,050
自己負担金				9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	10,200
自己負担割合 (%)				38.4%	38.4%	38.4%	38.4%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	33.9%
まるがめ医													
委託料							19,060	19,060	19,407	19,407	19,407	20,600	20,600
自己負担金							8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
自己負担割合 (%)							42.0%	42.0%	41.2%	41.2%	41.2%	38.8%	38.8%
成人医学													
委託料									23,056	23,320	23,320	23,320	23,837
自己負担金									9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
自己負担割合 (%)									39.0%	38.6%	38.6%	38.6%	37.8%

医療機関別委託料推移 【共通項目（特定健診、胃・肺・大腸がん検診）+女性がん（子宮・乳がん検診）】

	消費税5%		消費税8%					消費税10%					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
みとよ市民病院													
委託料	22,560	22,560	23,200	23,360	23,360	23,360	23,360	23,360	23,785	23,785	26,315	29,315	29,315
自己負担金	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	10,000
自己負担割合 (%)	39.9%	39.9%	38.8%	38.5%	38.5%	38.5%	38.5%	38.5%	37.8%	37.8%	34.2%	30.7%	34.1%
予防医学協会													
委託料	27,300	27,300	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,600	28,600	33,050	33,050	35,860
自己負担金	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
自己負担割合 (%)	44.0%	44.0%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.7%	42.0%	42.0%	36.3%	36.3%	33.5%
三豊総合病院													
委託料				31,215	31,215	31,215	31,215	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530
自己負担金				12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	13,800
自己負担割合 (%)				40.4%	40.4%	40.4%	40.4%	31.9%	31.9%	31.9%	31.9%	31.9%	34.9%
まるがめ医													
委託料							26,220	26,220	26,699	26,699	26,699	28,223	29,600
自己負担金							11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
自己負担割合 (%)							44.2%	44.2%	43.4%	43.4%	43.4%	41.1%	39.2%
成人医学													
委託料									32,956	32,120	32,120	32,120	32,637
自己負担金									13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
自己負担割合 (%)									39.4%	40.5%	40.5%	40.5%	39.8%

(2) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画(案)について

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 標準化の推進	2
4 計画期間	2
5 実施体制・関係者連携	2
第2章 現状の整理	3
1 三豊市の特性	3
(1) 人口動態	3
(2) 平均余命・平均自立期間	4
(3) 産業構成	5
(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）	5
(5) 被保険者構成	5
2 前期計画等に係る考察	6
(1) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察	6
3 保険者努力支援制度	13
(1) 保険者努力支援制度の得点状況	13
第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出	15
1 死亡の状況	16
(1) 死因別の死亡者数・割合	16
(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）	17
2 介護の状況	19
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合	19
(2) 介護給付費	19
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況	20
3 医療の状況	21
(1) 医療費の3要素	21
(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率	23
(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率	27
(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率	30
(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況	32
(6) 高額なレセプトの状況	33
(7) 長期入院レセプトの状況	34
4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況	35
(1) 特定健診受診率	35
(2) 有所見者の状況	37
(3) メタボリックシンドロームの状況	39
(4) 特定保健指導実施率	42
(5) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	43
(6) 受診勧奨対象者の状況	44
(7) 質問票の状況	48
5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況	50

(案)

三豊市国民健康保険 第3期 データヘルス計画 第4期 特定健康診査等実施計画

令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

令和6年3月
香川県三豊市

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成	50
(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況	50
(3) 保険種別の医療費の状況	51
(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率	52
(5) 後期高齢者の健診受診状況	52
(6) 後期高齢者における質問票の回答状況	53
6 その他の状況	54
(1) 重複服薬の状況	54
(2) 多剤服薬の状況	54
(3) 後発医薬品の使用状況	55
(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率	55
7 健康課題の整理	56
(1) 県全体の健康課題と標準事業	56
(2) 健康課題の全体像の整理	58
(3) 三豊市の生活習慣病に関する健康課題	60
(4) 一体的実施及び医療費適正化等に関する課題	60
第4章 データヘルス計画の目的・目標	61
1 健康課題の整理まで	61
2 取り組む分野、計画全体の目的	61
3 分野別の目標設定	62
4 目的・目標を達成するための戦略	63
第5章 保健事業の内容	64
1 課題解決のための保健事業	64
(1) 一次予防	64
(2) 発症予防	66
(3) 重症化予防	68
(4) 健康づくり	72
(5) 適正服薬・医療費適正化	76
(6) 一体的実施	79
2 個別保健事業計画・評価指標のまとめ	81
3 香川県標準指標	84
第6章 計画の評価・見直し	86
1 個別事業計画の評価・見直し	86
2 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し	86
(1) 評価の時期	86
(2) 評価方法・体制	86
第7章 計画の公表・周知	86
第8章 個人情報の取扱い	86
第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項	87
1 地域包括ケアの構築に向けた取組み	87

2 KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出	87
第10章 第4期 特定健康診査等実施計画	88
1 計画の背景・趣旨	88
(1) 計画策定の背景・趣旨	88
(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向	89
(3) 計画期間	89
2 第3期計画における目標達成状況	90
(1) 全国の状況	90
(2) 三豊市の状況	91
(3) 国の示す目標	96
(4) 三豊市の目標	96
3 特定健診・特定保健指導の実施方法	97
(1) 特定健診	97
(2) 特定保健指導	98
4 その他	99
(1) 計画の公表・周知	99
(2) 個人情報の保護	99
(3) 実施計画の評価・見直し	99
参考資料 用語集	100
疾病中分類単位の「その他の〇〇」に含まれる細小分類別疾患	103
香川県標準指標出典元	104

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成25年「日本再興戦略」の重要施策である「健康寿命の延伸」の実現のため、全ての健康保険組合にデータヘルス計画の実行が求められ、その後、平成26年度末には、国保保険者についても策定が求められた。「データヘルス」とは、「レセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかにした課題から保健事業を決定し、PDCAサイクルで効果的・効率的に検証するもの」であり、これを受けて、本市では平成28・29年度を第1期、平成30年度から令和5年度を第2期としたデータヘルス計画を策定し、エビデンスに基づく保健事業を実施している。

一方、国民健康保険を取り巻く環境も変わりつつある。平成30年4月から県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための枠組みが構築され、人生100年時代を迎えた疾病予防・健康づくりが強化された。さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が流行した影響もあり、最新のテクノロジーを活用した保健事業や健康情報のデジタル化の動きが加速化している。

このような中、第2期計画が令和5年度で満了し、これまでの保健事業の取組みや、国における標準化の動き、国民健康保険制度改革の進展を踏まえ、本市の「第3期データヘルス計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

国民健康保険においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、KDBデータやレセプトデータから、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、データヘルス計画により課題に応じた保健事業を実施し、PDCA管理を行うことで、より効果的に健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図る。また、この結果、医療費の適正化にも資すると考えられる。

本計画は、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、第2期香川県国民健康保険運営方針及び第4期医療費適正化計画等、他の法定計画と調和のとれたものとし、第4期特定健康診査等実施計画については、一体的に策定することとする。

特に、本計画で実施するポピュレーションアプローチについては、第2次三豊市健康増進計画・三豊市食育推進計画における施策と重なることから、計画策定時から連携して効率的に事業化する必要がある。

3 標準化の推進

県下の市町では、第2期計画中から継続して健康課題の見える化作業を行ってきたほか、第3期計画の策定に当たっては、県の方針により、県域での標準化（現状把握、課題の抽出、目標値・指標の設定、評価等の一連の流れの共通化）を行い、県下共通の健康課題に対し、全市町が同じ目的の事業を実施、同じ指標での経年的評価を行うこととした。また、他の市町と比較することで、本市の客観的な状況が把握でき、より効果的な事業実施が期待できる。さらに、標準化によりPDCA管理を共通化することで、本市の業務負担を軽減化することができ、人材が不足する場合であっても県・香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の支援を受けやすくなる。

なお、標準化は、保険者の健康課題を効果的・効率的に解決するために行うものであり、地域の実情に応じて、把握すべき情報や評価指標を加えることにより、本市の特徴を踏まえる必要がある。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

5 実施体制・関係者連携

本計画の実施に当たっては、健康課が主体となり、関係部局との情報交換や相互の連携を図り、保健事業を効果的・効果的に推進するとともに、高齢者に対する取組みについては、香川県後期高齢者医療広域連合や介護保険部局と連携を密にして一体的に取り組むこととする。

また、個別事業の実施に際しては、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の保健医療関係団体に協力依頼するとともに、評価に際しては、国民健康保険運営協議会、国保連及び国保連が事務局である香川県保健事業支援・評価委員会等の外部有識者の協力も得て実効性を高めることとする。

さらに、本計画は、被保険者の健康の保持増進が最終的な目的であり、その実効性を高めるためには、被保険者自身が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、主体的・積極的に健康増進に取り組むことが重要である。そのため、既存の地区組織に協力を求めることや、地域に密着した企業などとのコラボレーションも検討する。

第2章 現状の整理

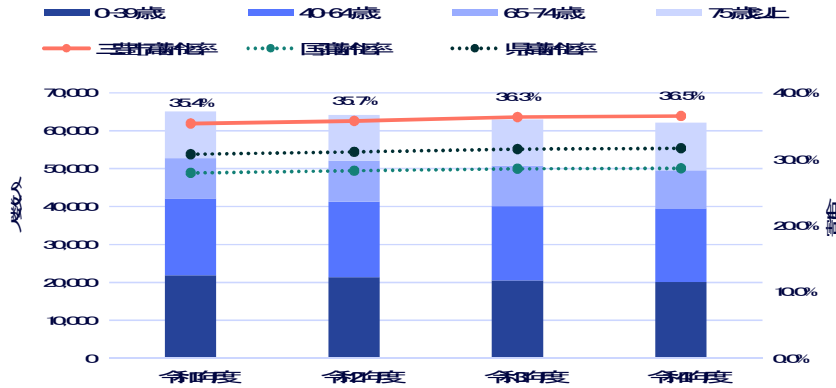
1 三豊市の特性

(1) 人口動態

三豊市の人口をみると（図表2-1-1-1）、令和4年度の人口は62,128人で、令和1年度（65,088人）以降2,960人減少している。

令和4年度の65歳以上人口の占める割合（高齢化率）は36.5%で、令和1年度の割合（35.4%）と比較して、1.1ポイント上昇している。国や県と比較すると、高齢化率は高い。

図表2-1-1-1：人口の変化と高齢化率



	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
0-39歳	21,909	33.7%	21,299	33.2%	20,461	32.5%	20,048	32.3%
40-64歳	20,167	31.0%	19,945	31.1%	19,630	31.2%	19,412	31.2%
65-74歳	10,695	16.4%	10,834	16.9%	10,685	17.0%	10,099	16.3%
75歳以上	12,317	18.9%	12,097	18.9%	12,193	19.4%	12,569	20.2%
合計	65,088	-	64,175	-	62,969	-	62,128	-
三豊市_高齢化率		35.4%		35.7%		36.3%		36.5%
国_高齢化率		27.9%		28.2%		28.5%		28.6%
県_高齢化率		30.7%		31.1%		31.5%		31.6%

【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

※三豊市に係る数値は、各年度の3月末時点の人口を使用し、国及び県に係る数値は、総務省が公表している住民基本台帳を参照しているため各年度の1月1日の人口を使用している（住民基本台帳を用いた分析においては以下同様）

(2) 平均余命・平均自立期間

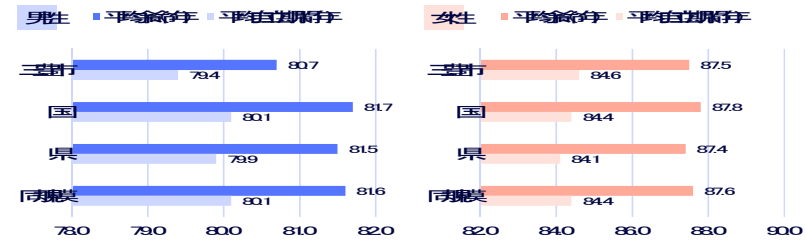
男女別に平均余命（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均余命は80.7年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.0年である。女性の平均余命は87.5年で、国より短い、県より長い。国と比較すると、-0.3年である。

男女別に平均自立期間（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均自立期間は79.4年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.7年である。女性の平均自立期間は84.6年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.2年である。

令和4年度における平均余命と平均自立期間の推移（図表2-1-2-2）をみると、男性ではその差は1.3年で、令和1年度以降縮小している。女性ではその差は2.9年で、令和1年度以降縮小している。

※平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、下表では0歳での平均余命を示している
 ※平均自立期間：0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間

図表2-1-2-1：平均余命・平均自立期間



	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
三豊市	80.7	79.4	1.3	87.5	84.6	2.9
国	81.7	80.1	1.6	87.8	84.4	3.4
県	81.5	79.9	1.6	87.4	84.1	3.3
同規模	81.6	80.1	1.5	87.6	84.4	3.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

※表内の「同規模」とは、人口規模が同程度の市町村を指す。区分は以下の通り

同規模区分		区分	同規模区分		区分	同規模区分		区分	
指定都市		1	[人口]	以上	未満	[人口]	以上	未満	
中核市・特別区		2		~50,000			~5,000		8
特別市		3		50,000~100,000			5,000~10,000		9
				100,000~150,000			10,000~15,000		10
			150,000~		15,000~20,000		11		
					20,000~		12		

図表2-1-2-2：平均余命と平均自立期間の推移

	男性			女性		
	平均余命	平均自立期間	差	平均余命	平均自立期間	差
令和1年度	80.9	79.4	1.5	87.2	84.1	3.1
令和2年度	80.5	79.0	1.5	87.5	84.4	3.1
令和3年度	80.7	79.3	1.4	87.5	84.5	3.0
令和4年度	80.7	79.4	1.3	87.5	84.6	2.9

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

(3) 産業構成

産業構成の割合（図表2-1-3-1）をみると、国と比較して第一次産業及び第二次産業比率が高く、県と比較して第一次産業及び第二次産業比率が高い。

図表2-1-3-1：産業構成

	三豊市	国	県	同規模
一次産業	12.1%	4.0%	5.4%	5.6%
二次産業	32.4%	25.0%	25.9%	28.6%
三次産業	55.6%	71.0%	68.7%	65.8%

【出典】KDB帳票 S21_003-健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 令和4年度 累計

※KDBシステムでは国勢調査をもとに集計している

(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）

被保険者千人当たりの医療サービスの状況（図表2-1-4-1）をみると、国と比較して診療所数、病床数、医師数が少なく、県と比較して診療所数、病床数、医師数が少ない。

図表2-1-4-1：医療サービスの状況

(千人当たり)	三豊市	国	県	同規模
病院数	0.5	0.3	0.5	0.3
診療所数	3.1	4.0	4.5	3.5
病床数	52.8	59.4	76.2	57.6
医師数	6.0	13.4	15.6	9.7

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※病院数・診療所数・病床数・医師数を各月ごとの被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである

※KDBシステムでは医療施設（動態）調査及び医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに集計している

(5) 被保険者構成

被保険者構成をみると（図表2-1-5-1）、令和4年度における国保加入者数は12,638人で、令和1年度の人数（14,102人）と比較して1,464人減少している。国保加入率は20.3%で、国・県より高い。

65歳以上の被保険者の割合は55.5%で、令和1年度の割合（54.4%）と比較して1.1ポイント増加している。

図表2-1-5-1：被保険者構成

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
0-39歳	2,435	17.3%	2,259	16.3%	2,150	16.1%	2,077	16.4%
40-64歳	4,000	28.4%	3,897	28.0%	3,687	27.6%	3,547	28.1%
65-74歳	7,667	54.4%	7,738	55.7%	7,509	56.3%	7,014	55.5%
国保加入者数	14,102	100.0%	13,894	100.0%	13,346	100.0%	12,638	100.0%
三豊市_総人口	65,088		64,175		62,969		62,128	
三豊市_国保加入率	21.7%		21.7%		21.2%		20.3%	
国_国保加入率	21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	
県_国保加入率	20.2%		20.1%		19.6%		18.8%	

【出典】住民基本台帳 令和1年度から令和4年度

KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和1年から令和4年 年次

※加入率は、KDB帳票における年度毎の国保加入者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

2 前期計画等に係る考察

(1) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察

第2期データヘルス計画における個別事業について、下表のとおり評価をした。

<p>【評価の凡例】</p> <p>○「事業評価」欄：5段階</p> <p>A：うまくいっている B：まあうまくいっている C：あまりうまくいっていない D：まったくうまくいっていない E：わからない</p> <p>○「指標評価」欄：5段階</p> <p>A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難</p>

① 一次予防

事業名	事業目標	具体的内容	事業判定					
特定健診未受診者対策事業	・特定健診の受診者数と受診率を向上させ、未受診者を減らす。 ・メタボリックシンドローム該当者・予備群を早期に発見し、必要な支援を行う。	6月から10月の健診期間中に、過去の特定健康診査受診状況や生活習慣病での受診状況を前年度の医科レセプトで確認するなどして受診勧奨者を選定し、電話や個人通知などで受診勧奨を行う。令和1年度からは、AI分析、ナッジ理論等の活用により、勧奨効果が高いと考えられる対象者をセグメントに分け、その特性に異なるメッセージを送付し、未受診者勧奨を行った。	B					
アウトプット								
評価指標	開始時	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
対象者への個人通知による受診勧奨実施率（%）	100.0	目標値 100.0 実績値 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A
対象者へ電話勧奨による受診勧奨実施率（%）	75.6	目標値 70.0 実績値 75.6	70.0	81.1	未実施	未実施	未実施	A
アウトカム								
評価指標	開始時	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
特定健診受診率（%）	45.1	目標値 47.0 実績値 45.1	50.0	52.0	55.0	57.0	60.0	B
振り返り うまくいった要因				振り返り うまくいかなかった要因				
担当部署でメッセージの内容を考えていたが、令和1年度から、AI、ナッジ理論等の活用・分析により、対象者の健康意識に合わせた受診勧奨を行う事業委託に切り替え、受診率向上につながった。また、令和3年度からは、医療機関健診を主軸とした受診体制を整え、通知による受診勧奨を再開したことも受診率向上につながった。		令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団健診、受診勧奨を中止したため、受診率が低下した。令和3年度からは受診勧奨を再開し、受診率も少しずつ回復しているが、コロナ前には戻っていない。						
第3期計画への考察及び補足事項								
受診率は回復傾向にあるが、受診の定着化ができていないこと、「通院歴あり」の健診未受診者が一定数いることが課題である。今後も健診受診の定着化を図るため、より受診しやすい受診体制の構築とともに、効果的な受診勧奨を行う必要がある。また、医師会、実施医療機関との連携を図り、通院歴ありの健診未受診者への対応策も検討する必要があると考える。								

② 発症予防

事業名	事業目標	具体的内容	事業判定	
生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組み（早期介入保健指導）	・ 健診受診の定着化 ・ 40歳未満から生活習慣病対策に取り組むことによる将来的な発症及び重症化の予防	20～39歳の被保険者を対象に、特定健診と同様の若年健診を実施。35～39歳の被保険者へ個別通知による受診勧奨を実施。健診結果により、医療機関の受診が必要な者には受診勧奨を行う。	B	
アウトプット				
評価指標	開始時		指標評価	
35～39歳の若年健康診査受診率（%）	3.4	目標値	平成30年度 20.0 令和1年度 20.0 令和2年度 20.0 令和3年度 20.0 令和4年度 20.0 令和5年度 20.0	C
		実績値	3.4 22.8 未実施 17.4 15.4	
受診勧奨対象者の医療機関受診率（%）	75.0	目標値	90.0 90.0 90.0 90.0 90.0 90.0	D
		実績値	75.0 50.0 未実施 33.3 33.3	
特定保健指導相当の保健指導実施率（%）	50.0	目標値	60.0 60.0 60.0 60.0 60.0 60.0	A
		実績値	50.0 76.9 未実施 41.2 85.7	
アウトカム				
評価指標	開始時		指標評価	
若年健診案内者のうち2年連続受診者の割合（%）	61.5	目標値	80.0 80.0 80.0 80.0 80.0 80.0	D
		実績値	61.5 72.2 未実施 - 47.3	
40～44歳の特定健診受診率（法定報告）（%）	25.7	目標値	25.0 25.0 25.0 25.0 25.0 25.0	C
		実績値	25.7 28.0 未実施 21.4 23.8	
40～44歳の特定保健指導修了者の割合（法定報告）（%）	16.7	目標値	20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0	A
		実績値	16.7 34.2 未実施 36.8 21.9	
振り返り うまくいった要因		振り返り うまくいかなかった要因		
若年健診の案内は個別通知しており、健診を実施することへの認知度は高い。保健指導については、業務分担制と地区担当制を活かしたため、効率よくできたと考えられる。		令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団健診を中止した。集団健診は令和3年度から再開したものの、規模を縮小したことを受診の機会が限定され、受診率の向上に影響した。		
第3期計画への考察及び補足事項				
集団健診のみ実施していたが、令和5年度より医療機関健診を開始した。健診体制が整備され、また受診期間が延長されたことにより、受診率向上が期待できる。健診結果より保健指導判定値以上の者の割合は多いが、対象者と対面することが難しく、電話も繋がりにくい。保健指導のアプローチ方法について再検討が必要である。				

③ 重症化予防

事業名	事業目標	具体的内容	事業判定	
糖尿病重症化予防事業（KODA糖尿病治療中断者等への受診勧奨事業）	被保険者の糖尿病重症化予防	特定健診の結果、HbA1cが厚生労働省による受診勧奨判定値以上であり、かつ、レセプトから糖尿病に関する服薬の中断者及び未受診者に対して、医療機関への受診を勧奨し、必要な人へ保健指導を行う。	A	
アウトプット				
評価指標	開始時		指標評価	
対象者への通知率（%）	100.0	目標値	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	A
		実績値	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	
要指導対象者の保健指導実施率（%）	80.0	目標値	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	A
		実績値	80.0 100.0 100.0 70.0 100.0	
対象者の医療機関受診率（%）	39.0	目標値	40.0 40.0 40.0 40.0 40.0 40.0	A
		実績値	39.0 36.5 46.7 60.5 58.1	
糖尿病治療中断者（レベル1以上）の受診勧奨者のうち受診に結びついた者の割合（%）	70.0	目標値	- - - - -	E
		実績値	70.0 63.6 75.0 0.0 100.0	
HbA1c以上値放置者（レベル0）の受診勧奨者のうち受診に結びついた者の割合（%）	57.1	目標値	- - - - -	E
		実績値	57.1 65.9 76.9 66.7 55.1	
アウトカム				
評価指標	開始時		指標評価	
受診勧奨者の健診HbA1c値の悪化する者の減少（%）	27.9	目標値	- - - - -	E
		実績値	27.9 27.3 30.4 27.3	
受診勧奨した者の健診継続受診率（%）	72.9	目標値	50.0 50.0 50.0 50.0 50.0 50.0	A
		実績値	72.9 74.2 76.7 53.4	
振り返り うまくいった要因		振り返り うまくいかなかった要因		
医療機関未受診者や中断者に対し、できるだけタイムリーな案内になるよう毎月個別に通知した。また、受診が確認できない人には2～3か月後に電話で受診勧奨を行ったことで、医療機関受診率の向上につながったと思われる。		対象者の30～40%は、再度の受診勧奨をしても未受診である。日頃から医療機関についていない者が多く、受診のハードルが高いのではないかとと思われる。		
第3期計画への考察及び補足事項				
対象者の医療機関受診率はよくなってきているが、勧奨しても受診しない人が一定数いる。受診勧奨の際の同封物を見直して、わかりやすく、受診に繋がるような内容を検討する。電話での勧奨も継続する。				

事業名	事業目標	具体的内容							事業判定
KKDA慢性腎臓病予防 受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業	被保険者のCKD重症化予防	特定健診の結果、eGFR値（血清クレアチニン値と年齢、性別から計算）、尿検査の異常者に対して、医療機関への受診、または保健指導を実施することにより、慢性腎臓病（CKD）の重症化防止を図る。							B
アウトプット									
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
対象者の医療機関受診率（%）	74.4	目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	A
		実績値	74.4	67.0	66.7	58.4	69.0		
対象者の保健指導実施率（%）	21.1	目標値	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	D
		実績値	21.1	6.7	17.0	17.6	16.7		
アウトカム									
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
受診勧奨対象者の次年度血清クレアチニン値維持改善者の割合（%）	42.5	目標値	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	A
		実績値	42.5	53.6	44.4	50.0	まだ評価できない	実施中	
保健指導対象者の次年度血清クレアチニン値維持改善者の割合（%）	38.8	目標値	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	A
		実績値	38.8	62.8	54.7	54.7	まだ評価できない	実施中	
【中長期目標】受診勧奨対象者のCKDステージ移行率（悪化）の減少（%）	18.5	目標値	減少	減少	減少	減少	減少	-	D
		実績値	18.5	31.7	10.0	27.3	まだ評価できない	実施中	
【中長期目標】保健指導対象者のCKDステージ移行率（悪化）の減少（%）	4.0	目標値	減少	減少	減少	減少	減少	-	D
		実績値	4.0	-	6.8	5.6	まだ評価できない	実施中	
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因						
特定健診の結果通知だけでなく、リーフレットを同封することで、自分がCKDであることに気づききっかけになっていると思われる。また、受診が確認できない場合には、2か月後に電話で再勧奨を行っていることも受診に繋がっていると思われる。			対象者の医療機関受診率は目標値を上回っているものの、開始時より低下している。CKDステージが悪化する割合が受診勧奨対象者・保健指導対象者ともに増加している。案内文書が届いても、「別の理由で受診している」「よくわからない」などの理由で放置されていることもあるので、受診勧奨通知の内容をわかりやすく見直したり、勧奨の電話で丁寧に説明することが必要である。						
第3期計画への考察及び補足事項									
勧奨通知の内容等を検討する。 通知後2か月での電話勧奨を継続する。									

事業名	事業目標	具体的内容							事業判定
糖尿病重症化予防事業 （KKDA歯科受診勧奨と保健指導事業）	被保険者の糖尿病重症化予防	特定健診で歯周病自覚症状がある者及びHbA1cの値が5.6以上の者、レセプトから糖尿病と判断される者（治療中、治療中断者、未受診者）を階層化し、歯科受診や保健指導の勧奨をすることにより糖尿病の重症化を図る。							C
アウトプット									
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
対象者への通知率（%）	100.0	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A
		実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
受診勧奨対象者の医療機関受診率（%）	2.2	目標値	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	B
		実績値	2.2	6.6	6.7	0.0	5.0	実施中	
要指導対象者の保健指導実施率（%）	24.3	目標値	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	D
		実績値	24.3	23	22.7	42.9	16.2	実施中	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
保健指導を受けた者のうち歯周病自覚症状改善率（%）	34.8	目標値	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	E
		実績値	34.8	40.0	評価できない	評価できない	評価できない	実施中	
保健指導を受けた者のうちHbA1c改善率（%）	61.8	目標値	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	D
		実績値	61.8	39.1	14.3	33.3	31.3	実施中	
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因						
対象者への通知は100%できている。受診勧奨や要指導の人が歯科医療機関につながった場合は、HbA1cや歯の自覚症状の改善がみられている。			受診勧奨対象者の医療機関受診率や要指導対象者の保健指導実施率が低く、受診や指導へ十分につながっていない。令和3年度より階層化する時期が特定健診受診の次年度の6月へ変更になったことで、特定健診受診から期間が空きすぎるものがひとつの原因とも考えられる。						
第3期計画への考察及び補足事項									
引き続き、受診率や実施率を上げることが必要である。しかし、この事業の意義が対象者に十分伝わっていないケースが多くあった。歯科医師会との連携も今後重要と考えられる。受診の際に、「歯科保健指導票」や「受診勧奨票」を持参しないケースが多く、歯科医師からの報告書の提出に繋がらないなど適切に処理されていないため、受診率等が伸び悩んでいる。									

事業名	事業目標	具体的内容							事業判定
糖尿病性腎症重症化予防事業	被保険者の糖尿病性腎症の重症化予防	対象者に保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医師と連携しながら支援する。							C
アウトプット									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
指導対象者の指導実施率（％）	25.6	目標値	-	-	-	-	-	5.0	A
		実績値	25.6	27.8	13.0	45.9	45.5		
アウトカム									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
指導実施完了者の生活習慣改善率（％）	95.0	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	A
		実績値	95.0	81.3	-	93.3	評価できない		
指導実施完了者の検査値（HbA1c、BM I、血圧、血清クレアチニン値）維持改善率（％）	66.4	目標値	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	D
		実績値	66.4	100.0	62.5	63.3	評価できない		
指導実施完了者の糖尿病性腎症における病期進行者（人）	0	目標値	0	0	0	0	0	0	D
		実績値	0	0	0	1	評価できない		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因						
令和2年度から従来の委託事業に加え、医師会と連携し、かかりつけ医療機関での保健指導を実施した。これにより保健指導の受け皿を拡充することができた。			指導完了者を次年度対象者から除外すると、対象者が少なくなる。かかりつけ医療機関での保健指導が行えるよう、医療機関との連携がより重要である。						
第3期計画への考察及び補足事項									
かかりつけ医療機関での保健指導が行えるよう、医療機関との連携がより重要である。									

④ 健康づくり

第2期計画期間中に事業の実績なし

⑤ 適正服薬・医療費適正化

事業名	事業目標	具体的内容							事業判定
ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費削減	20歳以上で、薬剤費軽減額が100円以上の者を対象者として特定し、通知書を送付する。							B
アウトプット									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
対象者への通知率（％）	100.0	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A
		実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
アウトカム									
評価指標	開始時		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	指標 評価
ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）（％）	67.8	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	B
		実績値	67.8	73.5	77.2	78.1	79.6		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因						
国等による後発医薬品の推進の意義や品質についての啓発が実施され、後発医薬品の使用促進に関して一定程度の理解は得られている。			後発医薬品の品質に懸念を持つ人が存在する。						
第3期計画への考察及び補足事項									
徐々にではあるが、普及率が上昇している。今後も差額通知書の発送を実施するとともに、広報やHP等の様々な媒体を駆使して周知を継続する必要がある。									

⑥ 一体的実施

第2期計画期間中に事業の実績なし

3 保険者努力支援制度

(1) 保険者努力支援制度の得点状況

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度であり、計画に基づく保健事業の実施及び計画策定に係る費用の一部に対して助成がなされる。三豊市においても、同制度を有効に活用しながら、より質の高い保健事業に取り組めるように計画の策定をすすめる。

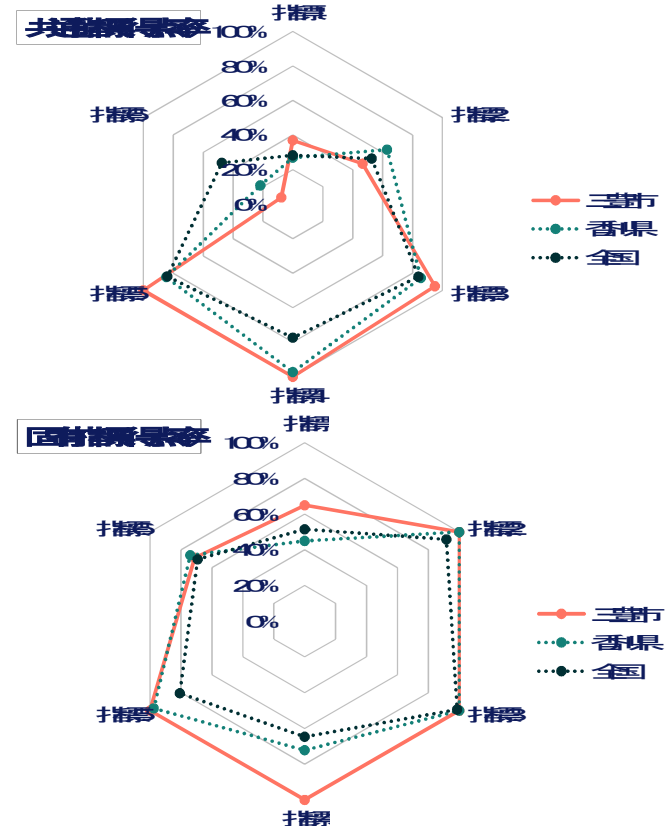
令和5年度の得点状況（図表2-3-1-1）をみると、合計点数は591で、達成割合は62.9%となっており、全国順位は第645位となっている。

項目別にみると、いずれの項目もプラスとなっている一方、国平均と比較して「がん検診・歯科健診」「後発医薬品促進の取組・使用割合」の得点が低く、県平均と比較して「がん検診・歯科健診」「後発医薬品促進の取組・使用割合」「適正化かつ健全な事業運営」の得点が低い。

図表2-3-1-1：保険者努力支援制度の得点状況

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
					三豊市	県平均	国平均
点数					940点		
総点数（満点）	880点	995点	1000点	960点			
合計点数	502	630	593	592	591	556	554
得点率	57.0%	63.3%	59.3%	61.7%	62.9%	59.1%	58.9%
全国順位	953	440	663	716	645	-	-
共通指標							
①特定健診・特定保健指導・メタボ	15	20	20	70	70	54	51
②がん検診・歯科健診	35	35	40	30	35	40	47
③生活習慣病の発症予防・重症化予防	75	120	120	120	95	84	86
④個人インセンティブ・情報提供	90	110	110	60	65	50	63
⑤重複多剤	50	50	50	50	50	42	42
⑥後発医薬品促進の取組・使用割合	35	55	10	10	10	62	28
固有指標							
①収納率	50	55	60	65	65	52	45
②データヘルス計画	50	40	40	30	25	23	25
③医療費通知	25	25	25	20	15	15	15
④地域包括ケア・一体的実施	15	20	15	20	40	26	29
⑤第三者求償	29	26	29	43	50	40	49
⑥適正化かつ健全な事業運営	33	74	74	74	71	69	74

【出典】厚生労働省 国民健康保険制度の保険者努力支援制度の集計結果について



第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

第3章においては、死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出する。

社会全体の健康や病気の進行は、しばしば、川の流れに例えられる。厚生労働省は、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っていることを図で示している。

第3章では、より多くの人が川の上流で健やかに生活できるよう課題を抽出し、施策の検討につなげるため、川のどの位置にどのくらいの人がかいて、どのような疾病構造になっているか等について、死亡、介護、医療、健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析する。また、データ分析に際しては、保健事業における介入によって予防可能な疾患という観点から生活習慣病に着目し、川の下流に位置する重篤な疾患として主に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針にもあげられている「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」に、川の上流に位置する基礎疾患として「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」に焦点をあてる。

まず、第1節では死亡に関するデータを分析する。

第2節では介護に関するデータを分析する。

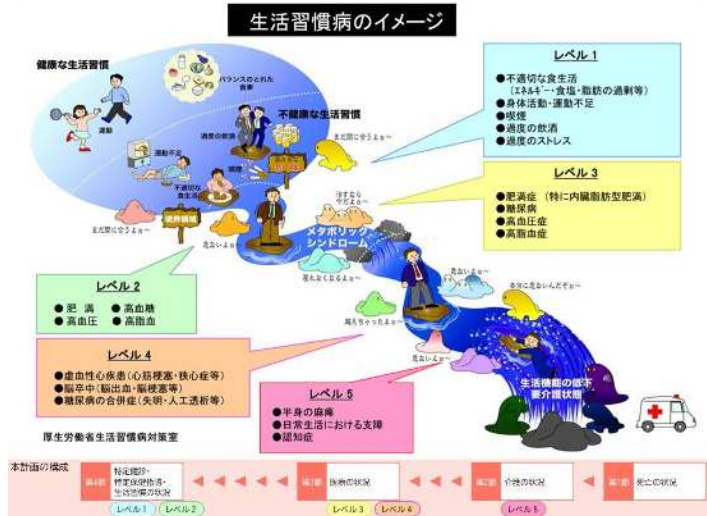
第3節では入院と外来に分けて医療費について医療費の3要素に分解して分析した後、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病に焦点をあて、前述の重篤な疾患と基礎疾患に分けてデータを分析する。

第4節では、さらに上流に遡り、特定健診や特定保健指導に関するデータと医療に関するデータを組み合わせ分析する。

第5節では、後期高齢者医療制度との接続を踏まえ、介護データと後期高齢者データを分析する。

第6節では、重複服薬や多剤服薬、後発医薬品などの分析を行う。

これを踏まえ、第7節において、地域における健康課題の全体像を整理した後、生活習慣病に関する健康課題とその他の健康課題について長期的評価指標及び短期的評価指標を設定する。



【出典】厚生労働省 新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 一部改変

※生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症と進行に関与する疾患群」を指す

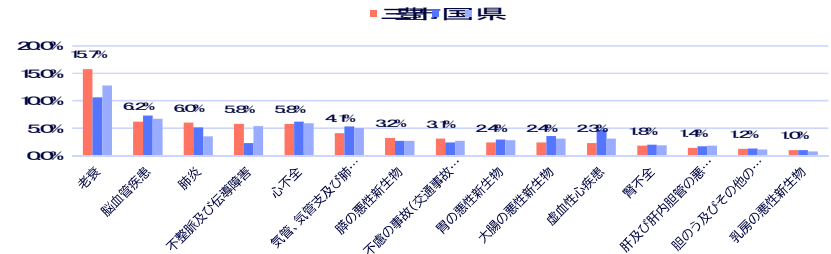
1 死亡の状況

(1) 死因別の死亡者数・割合

まず、死亡の状況について概観する。令和3年の人口動態調査から、国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死亡者数を死因順位別にみると（図表3-1-1-1）、死因第1位は「老衰」で全死亡者の15.7%を占めている。次いで「脳血管疾患」（6.2%）、「肺炎」（6.0%）となっている。死亡者数の多い上位15死因について、全死亡者に占める死因別の死亡者数の割合を国や県と比較すると、「老衰」「肺炎」「不整脈及び伝導障害」「膵の悪性新生物」「不慮の事故（交通事故除く）」の割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第11位（2.3%）、「脳血管疾患」は第2位（6.2%）、「腎不全」は第12位（1.8%）と、いずれも死因の上位に位置している。

図表3-1-1-1：死因別の死亡者数・割合



【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

(2) 死因別の標準化死亡率 (SMR)

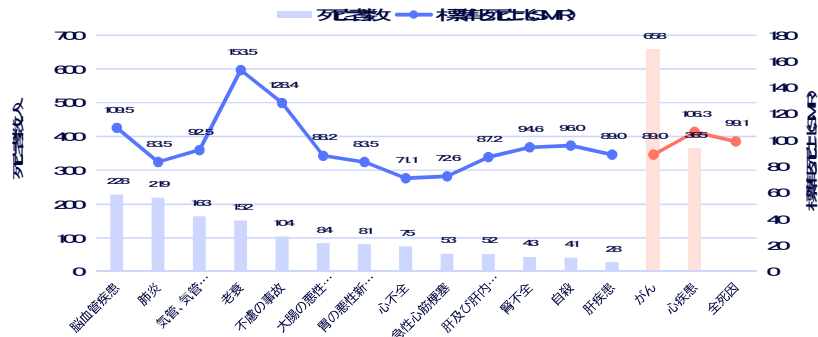
平成25年から平成29年までの累積疾病別死亡者数(図表3-1-2-1・図表3-1-2-2)をみると、男性の死因第1位は「脳血管疾患」、第2位は「肺炎」、第3位は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」となっている。女性の死因第1位は「老衰」、第2位は「脳血管疾患」、第3位は「肺炎」となっている。

国・県と死亡状況を比較するため年齢調整を行った標準化死亡率(SMR)を求めると、男性では、「老衰」(153.5)「不慮の事故」(128.4)「脳血管疾患」(109.5)が高くなっている。女性では、「老衰」(129.0)「腎不全」(112.7)「急性心筋梗塞」(111.9)が高くなっている。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあててSMRをみると、男性では「急性心筋梗塞」は72.6、「脳血管疾患」は101.7、「腎不全」は94.6となっており、女性では「急性心筋梗塞」は111.9、「脳血管疾患」は101.7、「腎不全」は112.7となっている。

※標準化死亡率(SMR)：基準死亡率(人口10万対の死亡者数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するものである。国の平均を100としており、標準化死亡率が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される

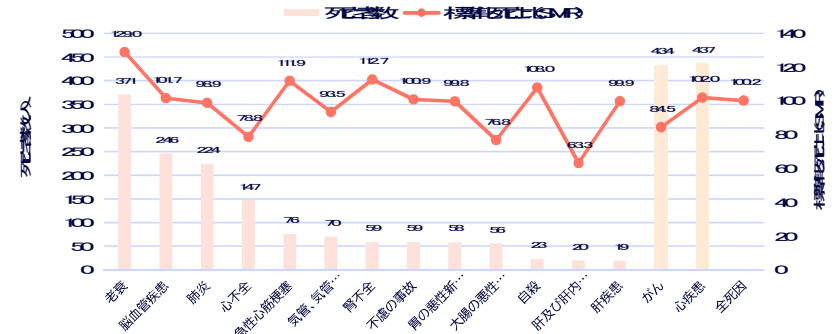
図表3-1-2-1：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_男性



順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡率(SMR)		
			三豊市	県	国
1位	脳血管疾患	228	109.5	92.7	100
2位	肺炎	219	83.5	66.1	
3位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	163	92.5	100.4	
4位	老衰	152	153.5	105.3	
5位	不慮の事故	104	128.4	111.5	
6位	大腸の悪性新生物	84	88.2	81.3	
7位	胃の悪性新生物	81	83.5	100.5	
8位	心不全	75	71.1	91.6	

順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡率(SMR)		
			三豊市	県	国
9位	急性心筋梗塞	53	72.6	76.1	100
10位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	52	87.2	105.1	
11位	腎不全	43	94.6	101.7	
12位	自殺	41	96.0	91.7	
13位	肝疾患	28	89.0	89.9	
参考	がん	658	89.0	93.8	
参考	心疾患	365	106.3	109.9	
参考	全死因	2,432	99.1	97.3	

図表3-1-2-2：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_女性



順位	死因	死亡者数(人)	標準化死亡率(SMR)		
			三豊市	県	国
1位	老衰	371	129.0	100.3	100
2位	脳血管疾患	246	101.7	91.1	
3位	肺炎	224	98.9	71.8	
4位	心不全	147	78.8	87.4	
5位	急性心筋梗塞	76	111.9	89.8	
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	70	93.5	94.6	
7位	腎不全	59	112.7	110.9	
7位	不慮の事故	59	100.9	108.3	
9位	胃の悪性新生物	58	99.8	100.0	100
10位	大腸の悪性新生物	56	76.8	84.2	
11位	自殺	23	108.0	92.2	
12位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	20	63.3	96.4	
13位	肝疾患	19	99.9	108.0	
参考	がん	434	84.5	91.8	
参考	心疾患	437	102.0	105.3	
参考	全死因	2,482	100.2	98.7	

【出典】厚生労働省 平成25～29年 人口動態保健所・市区町村別統計

※SMRの算出に際してはベイズ推定の手法が適用されている

※「がん」は、表内の「がん」を含むICD-10死因簡単分類における「悪性新生物」による死亡者数の合計

※「心疾患」は、表内の「急性心筋梗塞」「心不全」を含むICD-10死因簡単分類における「心疾患」による死亡者数の合計

2 介護の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・割合

次に介護の状況について概観する。要介護または要支援の認定を受けた人の数・割合（図表3-2-1-1）をみると、令和4年度の認定者数は4,307人（要支援1-2、要介護1-2、及び要介護3-5の合計）で、「要介護1-2」の人数が最も多くなっている。

第1号被保険者における要介護認定率は18.8%で、県より低い、国より高い。第1号被保険者のうち65-74歳の前期高齢者の要介護認定率は3.4%、75歳以上の後期高齢者では31.1%となっている。

第2号被保険者における要介護認定率は0.3%となっており、国・県より低い。

図表3-2-1-1：令和4年度における要介護（要支援）認定区分別の認定者数・割合

	被保険者数 (人)	要支援1-2		要介護1-2		要介護3-5		三豊市 認定率	国 認定率	県 認定率
		認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率			
1号										
65-74歳	10,099	96	1.0%	128	1.3%	116	1.1%	3.4%	-	-
75歳以上	12,569	1,019	8.1%	1,648	13.1%	1,245	9.9%	31.1%	-	-
計	22,668	1,115	4.9%	1,776	7.8%	1,361	6.0%	18.8%	18.7%	19.8%
2号										
40-64歳	19,412	8	0.0%	17	0.1%	30	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%
総計	42,080	1,123	2.7%	1,793	4.3%	1,391	3.3%	-	-	-

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

KDB帳票 S24_001-要介護（支援）者認定状況 令和4年度 累計

※認定率は、KDB帳票における年度毎の介護認定者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

(2) 介護給付費

介護レセプト一件当たりの介護給付費（図表3-2-2-1）をみると、居宅サービスの給付費が国・県より多くなっている。

図表3-2-2-1：介護レセプト一件当たりの介護給付費

	三豊市	国	県	同規模
計_一件当たり給付費(円)	76,588	59,662	61,981	63,298
(居宅)一件当たり給付費(円)	43,951	41,272	43,109	41,822
(施設)一件当たり給付費(円)	284,098	296,364	284,317	292,502

【出典】KDB帳票 S25_004-医療・介護の突合の経年比較 令和4年度 年次

(3) 要介護・要支援認定者の有病状況

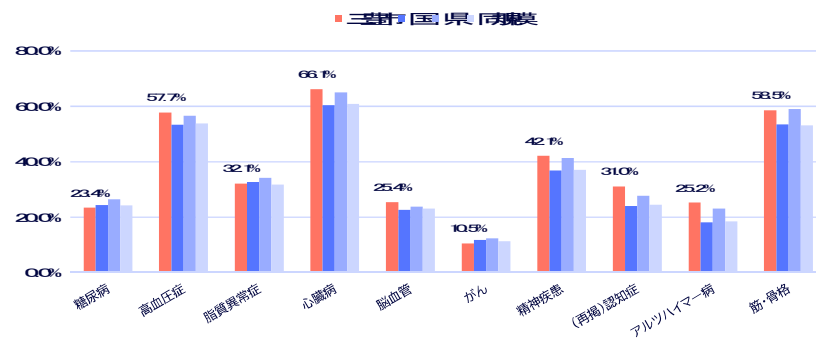
要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合（図表3-2-3-1）をみると、「心臓病」（66.1%）が最も高く、次いで「筋・骨格関連疾患」（58.5%）、「高血圧症」（57.7%）となっている。

国と比較すると、「高血圧症」「心臓病」「脳血管疾患」「精神疾患」「認知症」「アルツハイマー病」「筋・骨格関連疾患」の有病割合が高い。

県と比較すると、「高血圧症」「心臓病」「脳血管疾患」「精神疾患」「認知症」「アルツハイマー病」の有病割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあて、介護認定者における重篤な疾患の有病割合をみると、「心臓病」は66.1%、「脳血管疾患」は25.4%となっている。また、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合をみると、「糖尿病」は23.4%、「高血圧症」は57.7%、「脂質異常症」は32.1%となっている。

図表3-2-3-1：要介護・要支援認定者の有病状況



疾病名	要介護・要支援認定者(1・2号被保険者)		国	県	同規模
	該当者数(人)	割合			
糖尿病	1,065	23.4%	24.3%	26.5%	24.2%
高血圧症	2,567	57.7%	53.3%	56.6%	53.8%
脂質異常症	1,422	32.1%	32.6%	34.1%	31.8%
心臓病	2,928	66.1%	60.3%	65.0%	60.8%
脳血管疾患	1,097	25.4%	22.6%	23.7%	23.1%
がん	461	10.5%	11.8%	12.3%	11.3%
精神疾患	1,864	42.1%	36.8%	41.3%	37.0%
うち_認知症	1,364	31.0%	24.0%	27.7%	24.4%
アルツハイマー病	1,113	25.2%	18.1%	23.1%	18.5%
筋・骨格関連疾患	2,571	58.5%	53.4%	59.0%	53.1%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

3 医療の状況

(1) 医療費の3要素

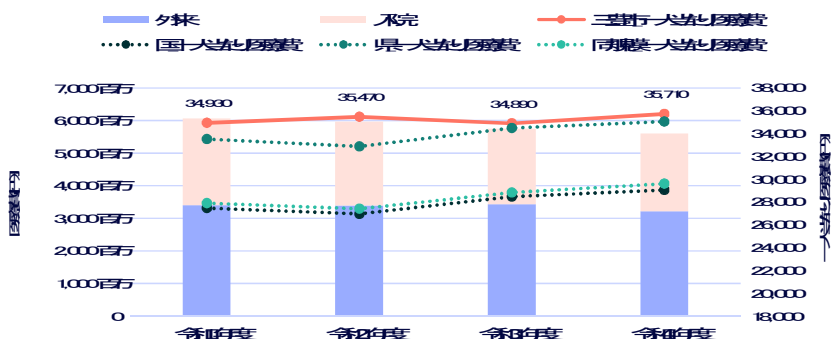
① 総医療費及び一人当たり医療費の推移

ここからは、医療の状況について概観する。令和4年度の総医療費は55億9,900万円で（図表3-3-1-1）、令和1年度と比較して7.7%減少している。令和4年度の総医療費に占める入院医療費の割合は42.7%、外来医療費の割合は57.3%となっている。

令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は3万5,710円で、令和1年度と比較して2.2%増加している。国や県と比較すると一人当たり医療費は国・県より高い。

医療費を集団や経年で比較する際には、総医療費を加入者数で割った一人当たり医療費が用いられる。一人当たり医療費は、受診率、レセプト一件当たり日数、及び一日当たり医療費を乗じて算出できることから、次頁以降は、一人当たり医療費をこれらの3要素に分解して分析する。

図表3-3-1-1：総医療費・一人当たりの医療費



医療費 (円)	区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	令和1年度からの変化率 (%)
		総額	6,063,235,530	5,960,833,150	5,746,739,410		
入院	総額	2,666,035,710	2,576,282,100	2,323,750,570	2,389,833,410	42.7%	-10.4
	三豊市	34,930	35,470	34,890	35,710	-	2.2
	国	27,470	26,960	28,470	29,050	-	5.8
外来	総額	3,397,199,820	3,384,551,050	3,422,988,840	3,209,077,500	57.3%	-5.5
	三豊市	34,930	35,470	34,890	35,710	-	2.2
	県	33,520	32,870	34,480	35,050	-	4.6
同規模	三豊市	27,900	27,400	28,820	29,600	-	6.1
	同規模	27,900	27,400	28,820	29,600	-	6.1

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

② 入院外来別医療費の3要素

前頁の一人当たり月額医療費を入院及び外来別に国や県と比較する。

令和4年度の一人当たり月額医療費（図表3-3-1-2）は、入院が15,240円で、国の一人当たり月額医療費11,650円と比較すると3,590円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費14,750円と比較すると490円多い。これは受診率、一日当たり医療費が県の値を上回っているためである。

外来の一人当たり月額医療費は20,470円で、国の一人当たり月額医療費17,400円と比較すると3,070円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費20,300円と比較すると170円多くなっており、これは受診率が県の値を上回っているためである。

図表3-3-1-2：入院外来別医療費の3要素

入院	三豊市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費 (円)	15,240	11,650	14,750	11,980
受診率 (件/千人)	25.3	18.8	25.0	19.6
一件当たり日数 (日)	17.6	16.0	17.7	16.3
一日当たり医療費 (円)	34,260	38,730	33,380	37,500

外来	三豊市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費 (円)	20,470	17,400	20,300	17,620
受診率 (件/千人)	804.4	709.6	767.1	719.9
一件当たり日数 (日)	1.6	1.5	1.6	1.5
一日当たり医療費 (円)	15,890	16,500	16,610	16,630

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出
 ※受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数
 ※一件当たり日数：受診した日数/レセプト件数
 ※一日当たり医療費：総医療費/受診した日数

(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率

① 疾病分類（大分類）別入院医療費

入院医療費について疾病19分類（大分類）別の構成をみる（図表3-3-2-1）。統計の制約上、医療費の3要素のうち、一日当たり医療費及び一件当たり日数が把握できないため、レセプト一件当たり医療費で代替する。なお、一枚のレセプトに複数の傷病名がある場合は、最も点数が高い疾病で集計している。

入院医療費が最も高い疾病は「循環器系の疾患」で、年間医療費は4億5,600万円、入院総医療費に占める割合は19.1%である。次いで高いのは「新生物」で3億6,000万円（15.1%）であり、これらの疾病で入院総医療費の34.2%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患についてみると、「循環器系の疾患」の受診率及びレセプト一件当たり医療費は、いずれも他の疾病と比較して高い傾向にあり、「循環器系の疾患」の入院医療費が高額な原因となっている。

図表3-3-2-1：疾病分類（大分類）別入院医療費（男女合計）

順位	疾病分類（大分類）	医療費（円）	割合				
			一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
1位	循環器系の疾患	455,904,920	34,890	19.1%	39.3	13.0%	886,975
2位	新生物	359,749,000	27,531	15.1%	34.0	11.2%	810,245
3位	精神及び行動の障害	325,936,880	24,944	13.6%	55.2	18.2%	452,062
4位	筋骨格系及び結合組織の疾患	215,715,490	16,508	9.0%	23.1	7.6%	714,290
5位	神経系の疾患	187,077,190	14,317	7.8%	30.3	10.0%	472,417
6位	呼吸器系の疾患	177,585,690	13,590	7.4%	20.8	6.9%	652,889
7位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	154,498,500	11,824	6.5%	19.7	6.5%	601,161
8位	尿路器系の疾患	142,560,230	10,910	6.0%	17.1	5.6%	639,284
9位	消化器系の疾患	110,859,850	8,484	4.6%	22.4	7.4%	378,361
10位	内分泌、栄養及び代謝疾患	38,696,640	2,961	1.6%	6.5	2.1%	455,255
11位	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	36,810,840	2,817	1.5%	2.9	1.0%	968,706
12位	眼及び付属器の疾患	35,408,140	2,710	1.5%	8.1	2.7%	334,039
13位	症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	29,639,180	2,268	1.2%	4.9	1.6%	463,112
14位	感染症及び寄生虫症	21,447,790	1,641	0.9%	2.5	0.8%	649,933
15位	皮膚及び皮下組織の疾患	13,609,870	1,042	0.6%	2.0	0.7%	523,457
16位	先天奇形、変形及び染色体異常	10,039,530	768	0.4%	1.1	0.4%	669,302
17位	妊娠、分娩及び産じょく	5,469,100	419	0.2%	1.2	0.4%	341,819
18位	耳及び乳様突起の疾患	3,672,290	281	0.2%	0.5	0.2%	524,613
19位	周産期に発生した病態	984,910	75	0.0%	0.5	0.2%	164,152
-	その他	63,098,450	4,829	2.6%	11.6	3.8%	417,871
-	総計	2,388,764,490	-	-	-	-	-

【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

※図表3-3-1-1の入院医療費と総計が異なるのは、図表3-3-1-1においては年齢に関係なく、国保のレセプトを集計しているのに対し、本表では被保険者の生年月日から算出した年齢によって集計対象のレセプトを絞り込んでいるためである

※疾病分類別の一人当たり医療費は、該当疾病分類における年間の医療費を各年度の各月毎の被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである（以下同様）

※KDBシステムにて設定されている疾病分類（大分類）区分のうち、特殊目的用コード、傷病及び死亡の外因、健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他（上記以外のもの）を「その他」にまとめている

② 疾病分類（中分類）別入院医療費

入院医療費を疾病中分類別にみると（図表3-3-2-2）、「その他の心疾患」の医療費が最も高く1億7,400万円で、7.3%を占めている。

循環器系疾患の入院医療費をみると、「脳梗塞」が8位（4.3%）、「虚血性心疾患」が12位（2.7%）、「その他の循環器系の疾患」が15位（2.0%）となっている。

これらの上位20疾病で、入院総医療費の71.8%を占めている。

図表3-3-2-2：疾病分類（中分類）別入院医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
2位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	172,871,690	13,230	7.2%	34.2	11.3%	386,738
3位	その他の悪性新生物	161,111,840	12,330	6.7%	16.1	5.3%	763,563
4位	その他の呼吸器系の疾患	124,752,850	9,547	5.2%	12.6	4.1%	760,688
5位	腎不全	112,464,820	8,607	4.7%	10.6	3.5%	809,099
6位	その他の神経系の疾患	106,573,110	8,156	4.5%	18.0	5.9%	453,503
7位	骨折	105,255,900	8,055	4.4%	13.3	4.4%	604,919
8位	脳梗塞	102,646,050	7,855	4.3%	10.3	3.4%	766,015
9位	関節症	87,809,300	6,720	3.7%	6.8	2.2%	986,621
10位	その他の精神及び行動の障害	77,610,400	5,939	3.2%	6.4	2.1%	935,065
11位	その他の消化器系の疾患	70,959,200	5,430	3.0%	14.6	4.8%	371,514
12位	虚血性心疾患	63,695,150	4,875	2.7%	5.5	1.8%	884,655
13位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	54,388,180	4,162	2.3%	6.8	2.2%	611,103
14位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	50,904,760	3,896	2.1%	9.9	3.3%	391,575
15位	その他の循環器系の疾患	46,906,880	3,590	2.0%	2.5	0.8%	1,421,421
16位	その他損傷及びその他の外因の影響	44,198,420	3,382	1.9%	5.5	1.8%	613,867
17位	脊椎障害（脊椎症を含む）	42,524,530	3,254	1.8%	4.5	1.5%	720,755
18位	てんかん	40,609,850	3,108	1.7%	6.5	2.1%	477,763
19位	良性新生物及びその他の新生物	39,054,800	2,989	1.6%	4.6	1.5%	650,913
20位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	37,543,290	2,873	1.6%	3.2	1.1%	893,888

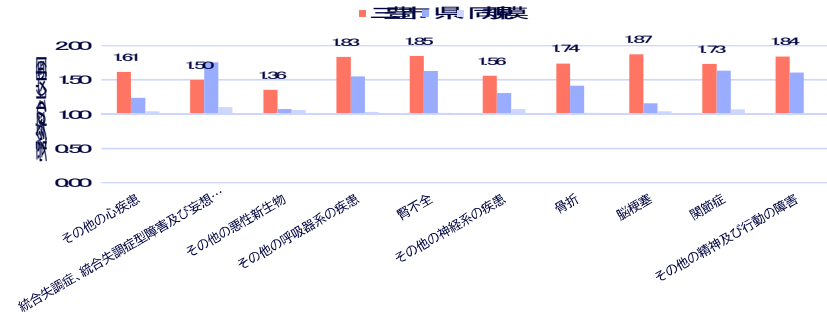
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

③ 疾病分類（中分類）別入院受診率の比較

入院医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-2-3）。国との比が1を超えているものは国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「脳梗塞」「腎不全」「その他の精神及び行動の障害」である。

また、前述した循環器系疾患について受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.9倍、「虚血性心疾患」が国の1.2倍、「その他の循環器系の疾患」が国の1.4倍となっている。

図表3-3-2-3：疾病分類（中分類）別入院受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		三豊市			国との比			国との比
		三豊市	国	県	同規模	三豊市	県	
1位	その他の心疾患	14.2	8.8	10.8	9.1	1.61	1.23	1.04
2位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	34.2	22.8	40.0	25.1	1.50	1.75	1.10
3位	その他の悪性新生物	16.1	11.9	12.8	12.6	1.36	1.07	1.06
4位	その他の呼吸器系の疾患	12.6	6.8	10.6	7.0	1.83	1.55	1.03
5位	腎不全	10.6	5.8	9.4	5.9	1.85	1.63	1.02
6位	その他の神経系の疾患	18.0	11.5	15.1	12.3	1.56	1.31	1.07
7位	骨折	13.3	7.7	10.8	7.8	1.74	1.41	1.02
8位	脳梗塞	10.3	5.5	6.3	5.7	1.87	1.16	1.04
9位	関節症	6.8	3.9	6.4	4.2	1.73	1.63	1.07
10位	その他の精神及び行動の障害	6.4	3.4	5.5	3.5	1.84	1.60	1.01
11位	その他の消化器系の疾患	14.6	12.4	13.6	12.9	1.18	1.10	1.04
12位	虚血性心疾患	5.5	4.7	5.3	4.7	1.18	1.14	1.00
13位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	6.8	5.1	5.3	5.0	1.33	1.04	0.97
14位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	9.9	7.9	11.3	8.8	1.26	1.43	1.12
15位	その他の循環器系の疾患	2.5	1.9	1.7	1.9	1.36	0.91	1.02
16位	その他損傷及びその他外因の影響	5.5	3.6	4.6	3.7	1.54	1.27	1.03
17位	脊椎障害（脊椎症を含む）	4.5	3.0	4.5	3.2	1.52	1.50	1.06
18位	てんかん	6.5	4.9	7.4	5.1	1.32	1.49	1.03
19位	良性新生物及びその他の新生物	4.6	3.9	4.2	4.0	1.19	1.09	1.04
20位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	3.2	3.9	4.1	4.0	0.82	1.05	1.01

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

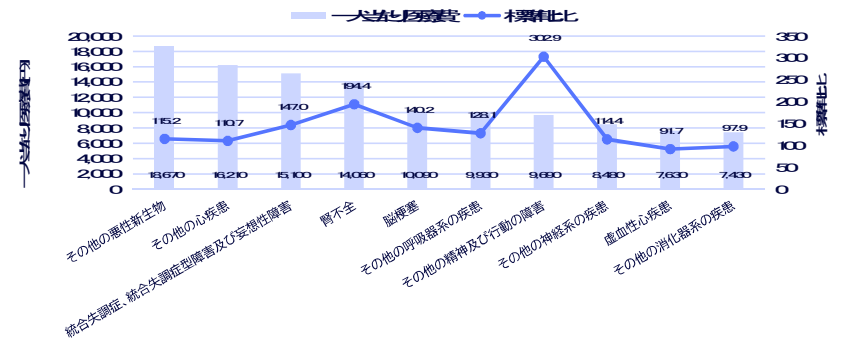
④ 疾病分類（中分類）別入院に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の入院医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、国と比較する。医療費の地域差要因としては人口構成、医療提供体制、健康意識、受診行動、生活習慣、診療パターンなどが指摘されているが、標準化比を算出することで、これらの要因のうち人口構成による影響を取り除いた上で一人当たり医療費を比較することが可能となる。

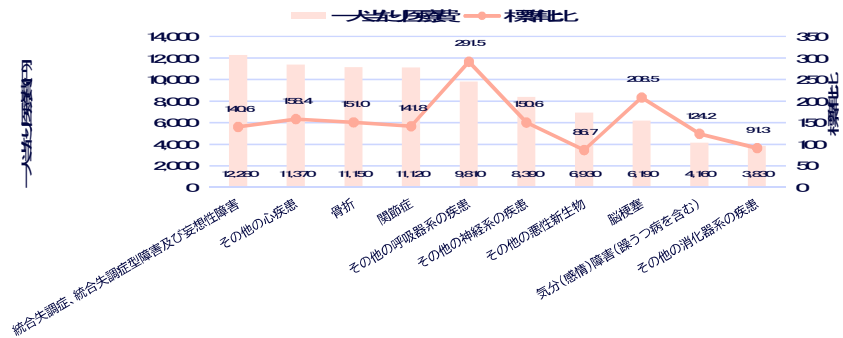
男性においては（図表3-3-2-4）、一人当たり入院医療費は「その他の悪性新生物」「その他の心疾患」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の順に高く、標準化比は「その他の精神及び行動の障害」「腎不全」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の順に高くなっている。また、循環器系疾患についてみると、「脳梗塞」が第5位（標準化比140.2）、「虚血性心疾患」が第9位（標準化比91.7）となっている。

女性においては（図表3-3-2-5）、一人当たり入院医療費は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「その他の心疾患」「骨折」の順に高く、標準化比は「その他の呼吸器系の疾患」「脳梗塞」「その他の心疾患」の順に高くなっている。循環器系疾患についてみると、「脳梗塞」が第8位（標準化比208.5）となっている。

図表3-3-2-4：疾病分類（中分類）別入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-2-5：疾病分類（中分類）別入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別外来医療費

入院医療費に続き外来医療費について、疾病別医療費、受診率、一人当たり医療費をみる。
 疾病別の外来医療費をみると（図表3-3-3-1）、「糖尿病」の医療費が最も高く3億4,700万円で、外来総医療費の10.8%を占めている。受診率とレセプト一件当たり医療費をみると、受診率が他の疾病と比較して高く、「糖尿病」の外来医療費が高額な原因となっている。
 次いで外来医療費が高いのは「腎不全」で2億3,300万円（7.3%）、「その他の悪性新生物」で1億9,000万円（5.9%）となっており、上位20疾病で外来総医療費の67.8%を占めている。
 保健事業により予防可能な疾患という観点で重篤な疾患についてみると、「腎不全」が外来医療費の上位に入っている。
 一方で、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患については、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が外来医療費の上位に入っている。

図表3-3-3-1：疾病分類（中分類）別外来医療費_上位20疾病（男女合計）

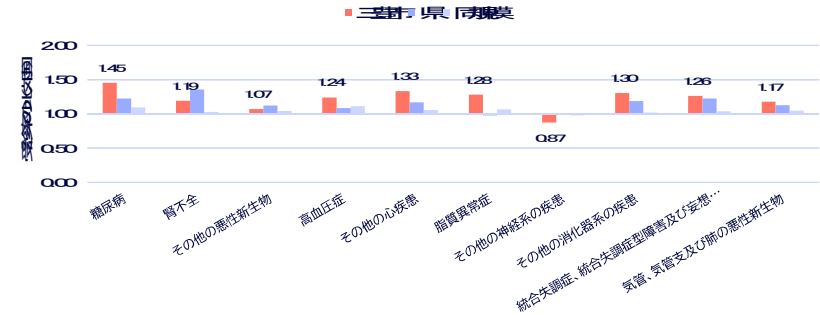
順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	一人当たり				レセプト一件当たり医療費（円）
			医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	
1位	糖尿病	346,783,380	26,539	10.8%	944.3	9.8%	28,105
2位	腎不全	233,471,360	17,867	7.3%	70.8	0.7%	252,401
3位	その他の悪性新生物	190,122,790	14,550	5.9%	90.8	0.9%	160,306
4位	高血圧症	171,381,220	13,116	5.4%	1074.8	11.1%	12,203
5位	その他の心疾患	150,338,530	11,505	4.7%	315.2	3.3%	36,499
6位	脂質異常症	125,819,410	9,629	3.9%	728.6	7.5%	13,215
7位	その他の神経系の疾患	124,608,170	9,536	3.9%	252.1	2.6%	37,829
8位	その他の消化器系の疾患	113,523,760	8,688	3.5%	338.0	3.5%	25,707
9位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	87,428,060	6,691	2.7%	166.8	1.7%	40,123
10位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	85,935,380	6,577	2.7%	23.9	0.2%	275,434
11位	その他の眼及び付属器の疾患	83,259,350	6,372	2.6%	436.4	4.5%	14,599
12位	炎症性多発性関節障害	70,400,920	5,388	2.2%	131.9	1.4%	40,860
13位	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	54,751,520	4,190	1.7%	4.9	0.1%	855,493
14位	その他（上記以外のもの）	50,971,930	3,901	1.6%	391.1	4.1%	9,975
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	49,512,450	3,789	1.5%	171.7	1.8%	22,074
16位	白内障	48,424,120	3,706	1.5%	136.4	1.4%	27,174
17位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	47,595,330	3,642	1.5%	42.5	0.4%	85,603
18位	乳房の悪性新生物	46,583,100	3,565	1.5%	47.4	0.5%	75,134
19位	胃炎及び十二指腸炎	44,468,910	3,403	1.4%	229.0	2.4%	14,863
20位	関節症	42,136,380	3,225	1.3%	251.3	2.6%	12,831

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

② 疾病分類（中分類）別外来受診率の比較

外来医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-3-2）。国との比が1を超えているものは、国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「白内障」「その他（上記以外のもの）」「糖尿病」である。
 重篤な疾患について国との受診率の比をみると、「腎不全」（1.2）となっている。基礎疾患については「糖尿病」（1.5）、「高血圧症」（1.2）、「脂質異常症」（1.3）となっている。

図表3-3-3-2：疾病分類（中分類）別外来受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		三豊市	国	県	同規模	国との比		
						三豊市	県	同規模
1位	糖尿病	944.3	651.2	795.6	711.9	1.45	1.22	1.09
2位	腎不全	70.8	59.5	80.5	61.0	1.19	1.35	1.03
3位	その他の悪性新生物	90.8	85.0	95.3	88.6	1.07	1.12	1.04
4位	高血圧症	1074.8	868.1	940.4	963.1	1.24	1.08	1.11
5位	その他の心疾患	315.2	236.5	276.0	249.1	1.33	1.17	1.05
6位	脂質異常症	728.6	570.5	556.3	605.8	1.28	0.98	1.06
7位	その他の神経系の疾患	252.1	288.9	287.9	281.8	0.87	1.00	0.98
8位	その他の消化器系の疾患	338.0	259.2	306.4	264.2	1.30	1.18	1.02
9位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	166.8	132.0	161.7	136.9	1.26	1.22	1.04
10位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	23.9	20.4	22.9	21.2	1.17	1.13	1.04
11位	その他の眼及び付属器の疾患	436.4	522.7	510.6	528.1	0.83	0.98	1.01
12位	炎症性多発性関節障害	131.9	100.5	125.2	103.9	1.31	1.24	1.03
13位	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4.9	6.2	6.3	6.1	0.80	1.03	0.99
14位	その他（上記以外のもの）	391.1	255.3	345.4	255.1	1.53	1.35	1.00
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	171.7	223.8	203.8	212.9	0.77	0.91	0.95
16位	白内障	136.4	86.9	102.0	98.3	1.57	1.17	1.13
17位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	42.5	50.1	51.1	48.0	0.85	1.02	0.96
18位	乳房の悪性新生物	47.4	44.6	44.4	42.7	1.06	1.00	0.96
19位	胃炎及び十二指腸炎	229.0	172.7	200.0	173.6	1.33	1.16	1.01
20位	関節症	251.3	210.3	241.1	211.0	1.20	1.15	1.00

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

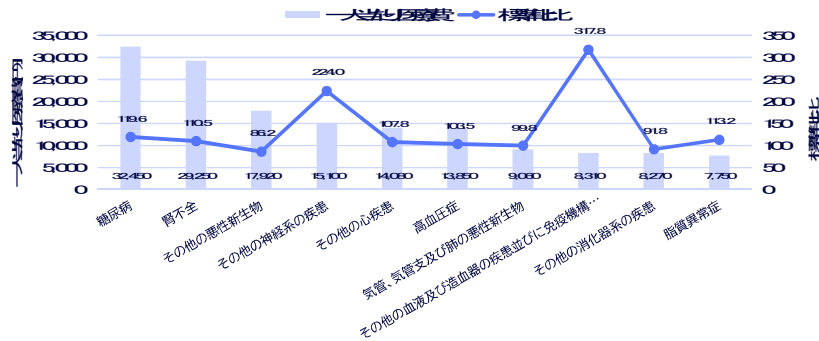
③ 疾病分類（中分類）別外来に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の一人当たり外来医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を求め、人口構成による影響を取り除いた上で国と比較する。

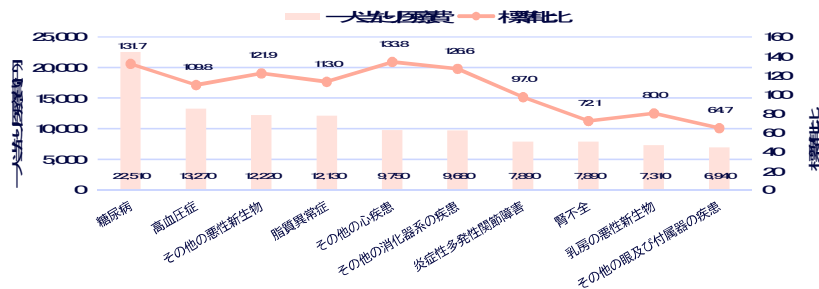
男性においては（図表3-3-3-3）、一人当たり外来医療費は「糖尿病」「腎不全」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害」「その他の神経系の疾患」「糖尿病」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は2位（標準化比110.5）、基礎疾患である「糖尿病」は1位（標準化比119.6）、「高血圧症」は6位（標準化比103.5）、「脂質異常症」は10位（標準化比113.2）となっている。

女性においては（図表3-3-3-4）、一人当たり外来医療費は「糖尿病」「高血圧症」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「その他の心疾患」「糖尿病」「その他の消化器系の疾患」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は8位（標準化比72.1）、基礎疾患である「糖尿病」は1位（標準化比131.7）、「高血圧症」は2位（標準化比109.8）、「脂質異常症」は4位（標準化比113.0）となっている。

図表3-3-3-3：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-3-4：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率

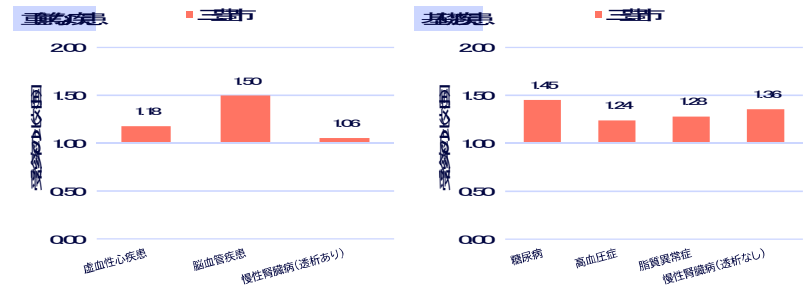
① 生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率

ここでは、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な疾患、基礎疾患及び人工透析が必要になる前段階の「慢性腎臓病（透析なし）」に絞り、受診率や有病状況の推移について概観する。

国との比が1を超えている場合、その疾患における受診率は国より高い、すなわちその疾患において医療機関にかかっている人が国平均よりも多いことを意味している。国との比が1を下回る場合には、該当する人が国平均よりも少ないことを意味する。

重篤な疾患、基礎疾患の受診率をみると（図表3-3-4-1）、いずれも国より高い。

図表3-3-4-1：生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率



重篤な疾患	受診率						
	三豊市	国	県	同規模	国との比		
					三豊市	県	同規模
虚血性心疾患	5.5	4.7	5.3	4.7	1.18	1.14	1.00
脳血管疾患	15.3	10.2	11.2	10.5	1.50	1.09	1.03
慢性腎臓病（透析あり）	32.0	30.3	36.8	29.2	1.06	1.21	0.96

基礎疾患及び慢性腎臓病（透析なし）	受診率						
	三豊市	国	県	同規模	国との比		
					三豊市	県	同規模
糖尿病	944.3	651.2	795.6	711.9	1.45	1.22	1.09
高血圧症	1074.8	868.1	940.4	963.1	1.24	1.08	1.11
脂質異常症	728.6	570.5	556.3	605.8	1.28	0.98	1.06
慢性腎臓病（透析なし）	19.6	14.4	21.1	15.0	1.36	1.46	1.04

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計
KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の脳血管疾患は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「その他の脳血管疾患」をまとめている

※表内の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分を集計している

※表内の「虚血性心疾患」「脳血管疾患」は入院、それ以外の疾病分類は外来を集計している

② 生活習慣病における重篤な疾患の受診率の推移

重篤な疾患における受診率の推移（図表3-3-4-2）をみると、令和4年度の「虚血性心疾患」の受診率は、令和1年度と比較して-16.7%で減少率は国・県より小さい。

「脳血管疾患」の受診率は、令和1年度と比較して+14.2%で、国・県が減少している中で増加している。

「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和1年度と比較して+11.9%で伸び率は国・県より大きい。

図表3-3-4-2：生活習慣病における重篤な疾患の受診率

虚血性心疾患	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率 (%)
三豊市	6.6	7.4	6.4	5.5	-16.7
国	5.7	5.0	5.0	4.7	-17.5
県	6.7	6.2	5.7	5.3	-20.9
同規模	5.6	5.0	5.0	4.7	-16.1

脳血管疾患	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率 (%)
三豊市	13.4	11.3	14.5	15.3	14.2
国	10.6	10.4	10.6	10.2	-3.8
県	12.0	10.8	10.6	11.2	-6.7
同規模	10.9	10.9	10.8	10.5	-3.7

慢性腎臓病（透析あり）	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度 の変化率 (%)
三豊市	28.6	34.0	34.7	32.0	11.9
国	28.6	29.1	29.8	30.3	5.9
県	35.0	36.1	36.8	36.8	5.1
同規模	27.3	27.7	28.5	29.2	7.0

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和1年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和1年度から令和4年度 累計

※表内の「虚血性心疾患」と「脳血管疾患」は入院、「慢性腎臓病（透析あり）」は外来を集計している

③ 人工透析患者数の推移

人工透析患者数の推移（図表3-3-4-3）をみると、令和4年度の患者数は54人で、令和1年度の59人と比較して5人減少している。令和4年度における新規の人工透析患者数は令和1年度と比較して減少しており、令和4年度においては男性20人、女性0人となっている。

図表3-3-4-3：人工透析患者数

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人工透析患者数	男性（人）	39	42	44
	女性（人）	20	17	15
	合計（人）	59	60	60
	男性_新規（人）	17	15	4
	女性_新規（人）	9	1	5

【出典】KDB帳票 S23_001-医療費分析（1）細小分類 令和1年から令和5年 各月

※表内の「男性」「女性」「合計」は、各月の患者数から平均患者数を集計している

※表内の「男性_新規」「女性_新規」は、各年度内の新規の人工透析患者数を集計している

(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

① 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

生活習慣病の重篤な疾患患者において、基礎疾患のレセプトが同時に出ている人の割合をみる。

令和4年度3月時点の「虚血性心疾患」の患者633人のうち（図表3-3-5-1）、「糖尿病」は48.5%、「高血圧症」は81.4%、「脂質異常症」は76.3%である。「脳血管疾患」の患者612人では、「糖尿病」は44.3%、「高血圧症」は81.0%、「脂質異常症」は65.5%となっている。人工透析の患者54人では、「糖尿病」は61.1%、「高血圧症」は94.4%、「脂質異常症」は46.3%となっている。

図表3-3-5-1：生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
虚血性心疾患	361	-	272	-	633	-	
基礎疾患	糖尿病	187	51.8%	120	44.1%	307	48.5%
	高血圧症	307	85.0%	208	76.5%	515	81.4%
	脂質異常症	283	78.4%	200	73.5%	483	76.3%

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
脳血管疾患	367	-	245	-	612	-	
基礎疾患	糖尿病	164	44.7%	107	43.7%	271	44.3%
	高血圧症	305	83.1%	191	78.0%	496	81.0%
	脂質異常症	231	62.9%	170	69.4%	401	65.5%

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
人工透析	44	-	10	-	54	-	
基礎疾患	糖尿病	28	63.6%	5	50.0%	33	61.1%
	高血圧症	41	93.2%	10	100.0%	51	94.4%
	脂質異常症	19	43.2%	6	60.0%	25	46.3%

【出典】KDB帳票 S21_018-厚生労働省様式（様式3-5） 令和5年5月
KDB帳票 S21_019-厚生労働省様式（様式3-6） 令和5年5月
KDB帳票 S21_020-厚生労働省様式（様式3-7） 令和5年5月

② 基礎疾患の有病状況

また、令和4年度3月時点での被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は（図表3-3-5-2）、「糖尿病」が1,964人（15.5%）、「高血圧症」が3,517人（27.8%）、「脂質異常症」が3,065人（24.3%）となっている。

図表3-3-5-2：基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	
被保険者数	6,264	-	6,374	-	12,638	-	
基礎疾患	糖尿病	1,072	17.1%	892	14.0%	1,964	15.5%
	高血圧症	1,812	28.9%	1,705	26.7%	3,517	27.8%
	脂質異常症	1,352	21.6%	1,713	26.9%	3,065	24.3%

【出典】KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和5年5月



(6) 高額なレセプトの状況

医療費のうち、1か月当たり30万円以上のレセプト（以下、高額なレセプトという。）についてみる（図表3-3-6-1）。

令和4年度のレセプトのうち、高額なレセプトは30億3,600万円、4,223件で、総医療費の54.2%、総レセプト件数の3.2%を占めており、上位10疾病で高額なレセプトの55.0%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」「脳梗塞」が上位に入っている。

図表3-3-6-1：疾病分類（中分類）別_1か月当たり30万円以上のレセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	5,598,910,910	-	130,114	-
高額なレセプトの合計	3,036,280,570	54.2%	4,223	3.2%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	高額なレセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	高額なレセプトのレセプト件数に占める割合
1位	腎不全	324,047,220	10.7%	642	15.2%
2位	その他の悪性新生物	295,960,540	9.7%	358	8.5%
3位	その他の心疾患	188,398,660	6.2%	171	4.0%
4位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	164,782,440	5.4%	403	9.5%
5位	その他の神経系の疾患	164,754,260	5.4%	210	5.0%
6位	その他の呼吸器系の疾患	140,136,990	4.6%	174	4.1%
7位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	111,595,500	3.7%	100	2.4%
8位	脳梗塞	99,720,590	3.3%	118	2.8%
9位	骨折	96,458,190	3.2%	122	2.9%
10位	関節症	83,776,890	2.8%	69	1.6%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_011-厚生労働省様式（様式1-1） 令和4年6月から令和5年5月

(7) 長期入院レセプトの状況

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、長期入院レセプトという。）についてみる（図表3-3-7-1）。

令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは5億5,300万円、1,072件で、総医療費の9.9%、総レセプト件数の0.8%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」「脳内出血」が上位に入っている。

図表3-3-7-1：疾病分類（中分類）別_6か月以上の入院レセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	5,598,910,910	-	130,114	-
長期入院レセプトの合計	553,132,010	9.9%	1,072	0.8%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	138,172,950	25.0%	364	34.0%
2位	その他の呼吸器系の疾患	69,636,820	12.6%	73	6.8%
3位	その他の神経系の疾患	66,052,250	11.9%	152	14.2%
4位	腎不全	40,992,250	7.4%	48	4.5%
5位	てんかん	30,563,480	5.5%	58	5.4%
6位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	27,631,190	5.0%	71	6.6%
7位	脳梗塞	19,296,000	3.5%	23	2.1%
8位	脳内出血	18,298,540	3.3%	25	2.3%
9位	その他の消化器系の疾患	13,728,270	2.5%	22	2.1%
10位	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	10,258,040	1.9%	27	2.5%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式2-1） 令和4年6月から令和5年5月

4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

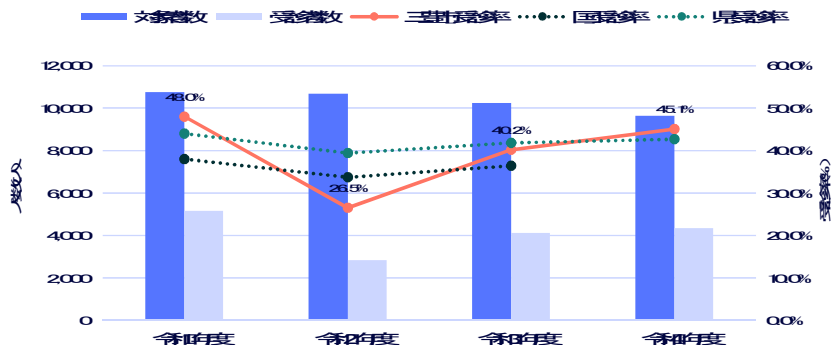
(1) 特定健診受診率

① 特定健診受診率の推移

以降では、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に実施している、特定健診、特定保健指導及び生活習慣病の治療状況に関連するデータを概観する。

まず、特定健診の実施状況を見ると（図表3-4-1-1）、令和4年度の特定健診受診率は45.1%であり、令和3年度までの受診率で見ると国より高く県より低い。令和1年度と比較して2.9ポイント低下している。年齢階層別にみると（図表3-4-1-2）、特に60-64歳の特定健診受診率が低下している。

図表3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差	
特定健診対象者数（人）	10,750	10,676	10,241	9,635	-1,115	
特定健診受診者数（人）	5,165	2,827	4,115	4,343	-822	
特定健診受診率	三豊市	48.0%	26.5%	40.2%	45.1%	-2.9
	国	38.0%	33.7%	36.4%		
県	44.0%	39.4%	41.8%	42.7%	-1.3	

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※法定報告値に係る図表における令和4年度の数値は速報値である（以下同様）

図表3-4-1-2：年齢階層別_特定健診受診率

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	28.1%	32.6%	34.6%	39.2%	49.3%	51.9%	52.2%
令和2年度	13.4%	10.4%	17.9%	18.2%	27.3%	30.3%	29.4%
令和3年度	21.4%	23.0%	27.9%	28.5%	39.0%	44.2%	45.1%
令和4年度	23.7%	26.6%	29.9%	34.0%	43.0%	51.0%	49.5%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

※KDB帳票と法定報告値は、データの登録時期が異なるため値がずれる（以下同様）

② 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

特定健診受診者と特定健診未受診者における生活習慣病のレセプト保有割合の差は、健康意識の差によるものとも考え得るし、健診受診が医療機関受診につながっている可能性もある。

特定健診を受診した人のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人、すなわち生活習慣病を治療中の人は3,371人で、特定健診対象者の34.7%、特定健診受診者の77.6%を占めている。他方、特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人は3,537人で、特定健診対象者の36.4%、特定健診未受診者の65.7%を占めている（図表3-4-1-3）。

特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は1,843人で、特定健診対象者の19.0%であり、これらの人の健康状態を把握するのは難しい状況にある。

※この項における生活習慣病とは、KDBが定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を指す

図表3-4-1-3：特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

	40-64歳		65-74歳		合計		
	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	3,098	-	6,626	-	9,724	-	-
特定健診受診者数	1,031	-	3,313	-	4,344	-	-
生活習慣病_治療なし	372	12.0%	601	9.1%	973	10.0%	22.4%
生活習慣病_治療中	659	21.3%	2,712	40.9%	3,371	34.7%	77.6%
特定健診未受診者数	2,067	-	3,313	-	5,380	-	-
生活習慣病_治療なし	994	32.1%	849	12.8%	1,843	19.0%	34.3%
生活習慣病_治療中	1,073	34.6%	2,464	37.2%	3,537	36.4%	65.7%

【出典】KDB帳票 S21_027-厚生労働省様式（様式5-5） 令和4年度 年次

(2) 有所見者の状況

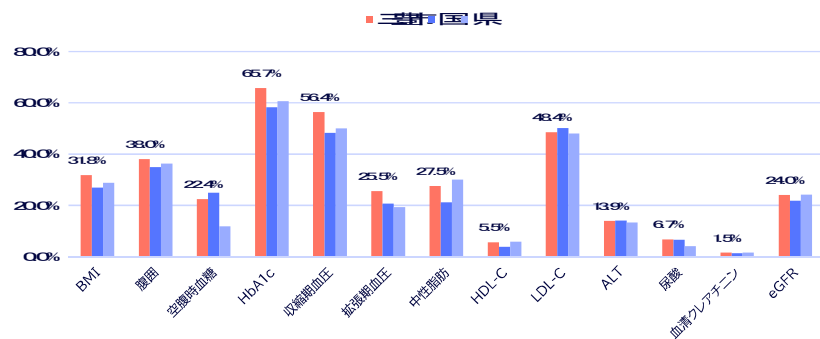
① 特定健診受診者における有所見者の割合

ここでは、特定健診受診者における検査項目ごとの有所見者の割合から、三豊市の特定健診受診者において、どの検査項目で有所見者の割合が高いのか、その傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると（図表3-4-2-1）、国や県と比較して「BMI」「腹囲」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「尿酸」の有所見率が高い。

※有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す

図表3-4-2-1：特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン	eGFR
三豊市	31.8%	38.0%	22.4%	65.7%	56.4%	25.5%	27.5%	5.5%	48.4%	13.9%	6.7%	1.5%	24.0%
国	26.9%	34.9%	24.9%	58.2%	48.3%	20.7%	21.1%	3.8%	50.1%	14.0%	6.6%	1.3%	21.8%
県	28.8%	36.2%	11.8%	60.6%	50.0%	19.3%	30.0%	5.8%	47.9%	13.3%	4.1%	1.5%	24.1%

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

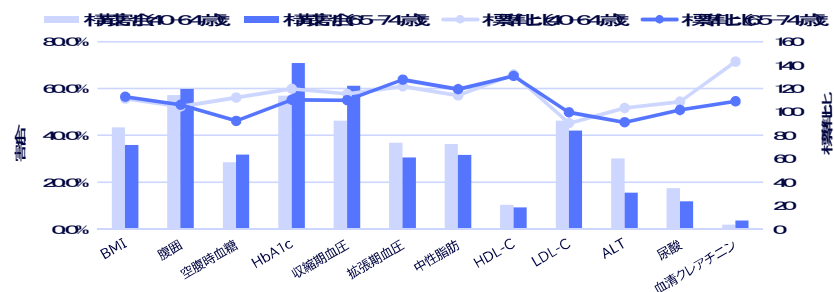
BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL以上
腹囲	男性：85cm以上、女性：90cm以上 （内臓脂肪面積の場合：100cm ² 以上）	HDL-C	40mg/dL未満
空腹時血糖	100mg/dL以上	LDL-C	120mg/dL以上
HbA1c	5.6%以上	ALT	31U/L以上
収縮期血圧	130mmHg以上	尿酸	7.0mg/dL超過
拡張期血圧	85mmHg以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL以上
		eGFR	60ml/分/1.73m ² 未満

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

② 特定健診受診者における年代別有所見者の割合と標準化比

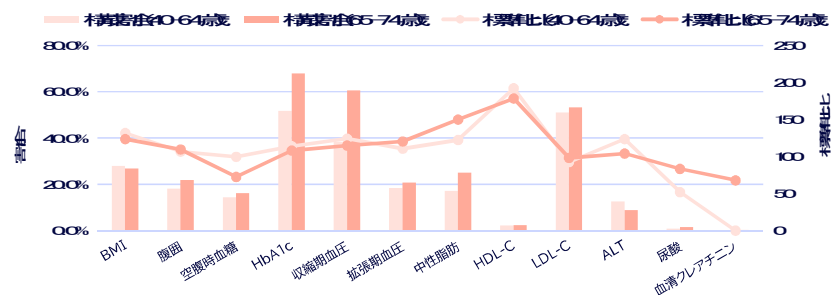
さらに、年代別の有所見者の割合について、国における有所見者の割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し国と比較すると（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）、男性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「HDL-C」「尿酸」「血清クレアチニン」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。

図表3-4-2-2：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	43.4%	57.3%	28.4%	56.9%	46.2%	36.8%	36.2%	10.2%	46.2%	30.1%	17.4%	1.8%
	標準化比	111.4	104.8	112.3	119.9	115.5	121.9	114.2	132.0	90.4	103.4	108.7	143.1
65-74歳	構成割合	35.8%	59.7%	31.7%	71.0%	61.2%	30.5%	31.6%	9.2%	42.0%	15.5%	11.8%	3.6%
	標準化比	112.9	106.2	92.3	110.4	110.0	127.7	119.5	130.8	99.8	91.2	101.7	109.1

図表3-4-2-3：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性



		BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合	27.9%	18.1%	14.4%	51.7%	38.4%	18.5%	17.2%	2.2%	50.9%	12.5%	0.9%	0.0%
	標準化比	131.9	106.6	99.8	114.1	124.3	110.9	122.5	192.1	92.7	123.5	52.2	0.0
65-74歳	構成割合	26.8%	21.9%	16.1%	67.9%	60.6%	20.7%	25.0%	2.3%	53.2%	8.9%	1.5%	0.2%
	標準化比	123.6	109.7	72.6	108.1	114.9	120.3	149.8	178.4	98.3	104.1	83.2	67.9

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

(3) メタボリックシンドロームの状況

① 特定健診受診者におけるメタボ該当者数とメタボ予備群該当者数

ここでは、特定健診受診者におけるメタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という。）及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、メタボ予備群該当者という。）のデータを概観する。メタボリックシンドロームとは、「内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）を指している。ここでは三豊市のメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合及び高血圧、高血糖及び脂質代謝異常リスクの該当状況をみる。

令和4年度の特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの状況を見ると（図表3-4-3-1）、メタボ該当者は1,070人で特定健診受診者（4,344人）における該当者割合は24.6%で、該当者割合は国・県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の37.7%が、女性では14.2%がメタボ該当者となっている。

メタボ予備群該当者は455人で特定健診受診者における該当者割合は10.5%となっており、該当者割合は国より低い、県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の16.7%が、女性では5.5%がメタボ予備群該当者となっている。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の定義は、下表（メタボリックシンドローム判定値の定義）のとおりである。

図表3-4-3-1：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・メタボ予備群該当者数

	三豊市		国	県	同規模
	対象者数(人)	割合			
メタボ該当者	1,070	24.6%	20.6%	23.2%	20.9%
男性	727	37.7%	32.9%	37.0%	32.8%
女性	343	14.2%	11.3%	13.2%	11.5%
メタボ予備群該当者	455	10.5%	11.1%	10.4%	11.0%
男性	323	16.7%	17.8%	16.8%	17.5%
女性	132	5.5%	6.0%	5.8%	6.0%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

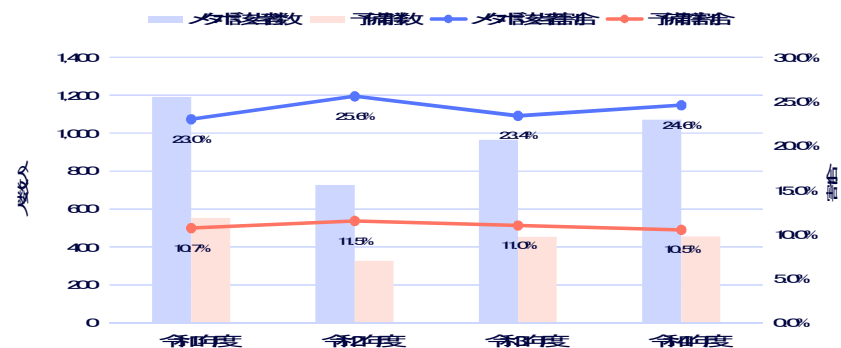
メタボ該当者	腹囲	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
	85cm（男性）	
メタボ予備群該当者	90cm（女性）以上	以下の追加リスクのうち1つ該当
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の推移

令和4年度と令和1年度の該当者割合を比較すると（図表3-4-3-2）、特定健診受診者のうちメタボ該当者の割合は1.6ポイント増加しており、メタボ予備群該当者の割合は0.2ポイント減少している。

図表3-4-3-2：メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和1年度と令和4年度の割合の差
	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	対象者(人)	割合	
メタボ該当者	1,191	23.0%	725	25.6%	964	23.4%	1,070	24.6%	1.6
メタボ予備群該当者	552	10.7%	326	11.5%	453	11.0%	455	10.5%	-0.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

③ メタボ該当者とメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況を見る（図表3-4-3-3）。
 メタボ該当者においては「高血圧・脂質異常該当者」が多く、1,070人中483人が該当しており、特定健診受診者数の11.1%を占めている。
 メタボ予備群該当者では「高血圧該当者」が多く、455人中323人が該当しており、特定健診受診者数の7.4%を占めている。

図表3-4-3-3：メタボ該当者・メタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

	男性		女性		合計	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数	1,929	-	2,415	-	4,344	-
腹囲基準値以上	1,140	59.1%	509	21.1%	1,649	38.0%
メタボ該当者	727	37.7%	343	14.2%	1,070	24.6%
高血糖・高血圧該当者	118	6.1%	37	1.5%	155	3.6%
高血糖・脂質異常該当者	40	2.1%	12	0.5%	52	1.2%
高血圧・脂質異常該当者	316	16.4%	167	6.9%	483	11.1%
高血糖・高血圧・脂質異常該当者	253	13.1%	127	5.3%	380	8.7%
メタボ予備群該当者	323	16.7%	132	5.5%	455	10.5%
高血糖該当者	29	1.5%	9	0.4%	38	0.9%
高血圧該当者	225	11.7%	98	4.1%	323	7.4%
脂質異常該当者	69	3.6%	25	1.0%	94	2.2%
腹囲のみ該当者	90	4.7%	34	1.4%	124	2.9%

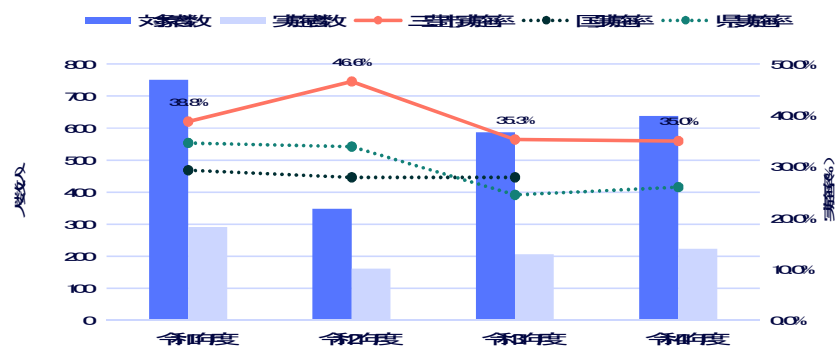
【出典】KDB帳票 S21_025-厚生労働省様式（様式5-3） 令和4年度 年次

(4) 特定保健指導実施率

ここでは、特定保健指導の実施状況を概観する。特定保健指導とは、「特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）である。特定保健指導実施率をみることで、前述のメタボ該当者とメタボ予備群該当者のうち、どの程度の特定保健指導の対象者に対して支援できているのかがわかる。

特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者数は（図表3-4-4-1）、令和4年度の速報値では638人で、特定健診受診者4,343人中14.7%を占める。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了した人の割合、すなわち特定保健指導実施率は35.0%で、令和1年度の実施率38.8%と比較すると3.8ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より高い。

図表3-4-4-1：特定保健指導実施率（法定報告値）



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差	
特定健診受診者数(人)	5,165	2,827	4,115	4,343	-822	
特定保健指導対象者数(人)	750	348	587	638	-112	
特定保健指導対象者割合	14.5%	12.3%	14.3%	14.7%	0.2	
特定保健指導実施者数(人)	291	162	207	223	-68	
特定保健指導実施率	三豊市	38.8%	46.6%	35.3%	35.0%	-3.8
	国	29.3%	27.9%	27.9%		
	県	34.6%	33.9%	24.5%	26.0%	-8.6

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導実施状況（保険者別）
 公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

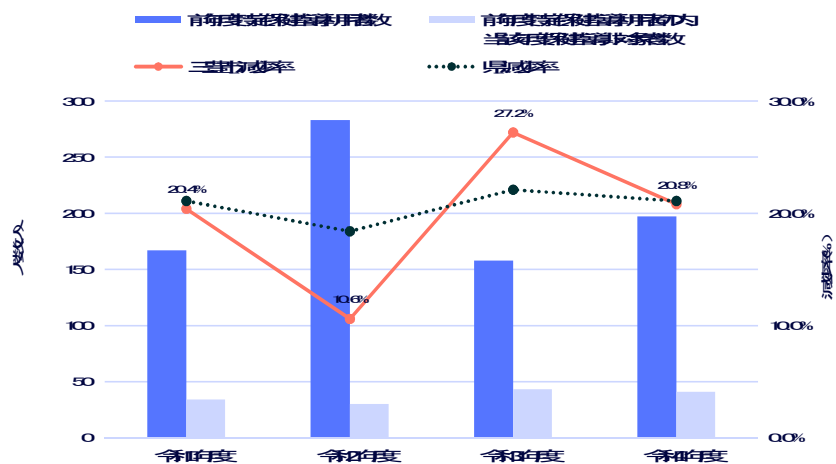
(5) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

ここでは、前年度の特定保健指導利用者の内、当該年度に特定保健指導の対象ではなくなったものを概観することで、特定保健指導が適切に実施できているかどうか分かる。

令和4年度では前年度特定保健指導利用者197人のうち当該年度に特定保健指導の対象ではなくなった者の数は41人で、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は20.8%であり、県より低くなっている。

令和4年度の特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は、令和1年度の20.4%と比較すると0.4ポイント向上している。(図表3-3-4-1)

図表3-3-4-5-1：特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率（法定報告値）



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の差	
前年度特定保健指導利用者数（人）	167	283	158	197	-	
前年度特定保健指導利用者の内、当該年度保健指導非対象者数（人）	34	30	43	41	-	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	三豊市	20.4%	10.6%	27.2%	20.8%	+0.4
	県	21.1%	18.4%	22.1%	21.1%	0

【出典】特定健診等データ管理システム TKCA014 令和1年度から令和4年度

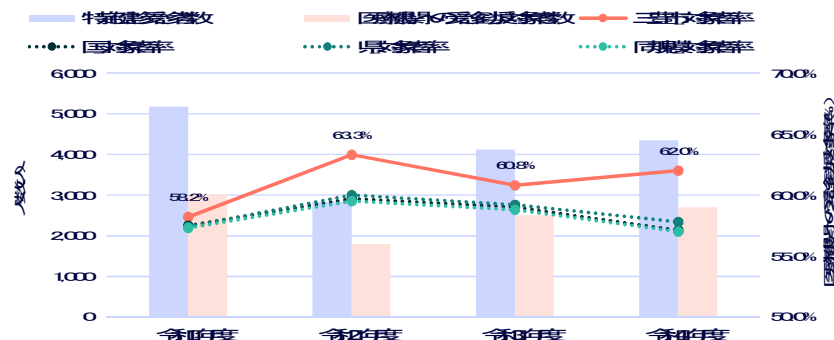
(6) 受診勧奨対象者の状況

① 特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合

ここでは、特定健診受診者において、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超えるもの（受診勧奨対象者）の割合から、三豊市の特定健診受診者において、受診勧奨対象者がどの程度存在するのかをみる。

受診勧奨対象者の割合をみると（図表3-4-6-1）、令和4年度における受診勧奨対象者数は2,694人で、特定健診受診者の62.0%を占めている。該当者割合は、国・県より高く、令和1年度と比較すると3.8ポイント増加している。なお、図表3-4-6-1における受診勧奨対象者は一項目でも受診勧奨判定値以上の項目があった人を指している。

図表3-4-6-1：特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和1年度と令和4年度の受診勧奨対象者率の差	
特定健診受診者数（人）	5,168	2,829	4,118	4,344	-	
医療機関への受診勧奨対象者数（人）	3,009	1,790	2,503	2,694	-	
受診勧奨対象者率	三豊市	58.2%	63.3%	60.8%	62.0%	3.8
	国	57.5%	59.7%	59.0%	57.1%	-0.4
	県	57.4%	60.0%	59.2%	57.8%	0.4
	同規模	57.3%	59.5%	58.8%	57.0%	-0.3

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

参考：各健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	中性脂肪	300mg/dL以上	AST	51U/L以上
HbA1c	6.5%以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下	ALT	51U/L以上
随時血糖	126mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上	γ-GTP	101U/L以上
収縮期血圧	140mmHg以上	Non-HDLコレステロール	170mg/dL以上	eGFR	45ml/分/1.73㎡未満
拡張期血圧	90mmHg以上	ヘモグロビン	男性12.1g/dL未満、女性11.1g/dL未満		

※厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準拠

② 特定健診受診者における受診勧奨対象者の経年推移

血糖・血圧・脂質の受診勧奨対象者の経年推移を検査値ごとにみる（図表3-4-6-2）。

令和4年度において、血糖ではHbA1c 8.0%以上の人は48人で特定健診受診者の1.1%を占めており、令和1年度と比較すると割合は減少している。

血圧では、I度高血圧以上の人は1,633人で特定健診受診者の37.6%を占めており、令和1年度と比較すると割合は増加している。

脂質ではLDL-C140mg/dL以上の人は1,030人で特定健診受診者の23.7%を占めており、令和1年度と比較すると割合は減少している。

図表3-4-6-2：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
特定健診受診者数	5,168	-	2,829	-	4,118	-	4,344	-	
血糖 (HbA1c)	6.5%以上7.0%未満	264	5.1%	143	5.1%	193	4.7%	224	5.2%
	7.0%以上8.0%未満	167	3.2%	121	4.3%	136	3.3%	157	3.6%
	8.0%以上	63	1.2%	32	1.1%	34	0.8%	48	1.1%
	合計	494	9.6%	296	10.5%	363	8.8%	429	9.9%

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
特定健診受診者数	5,168	-	2,829	-	4,118	-	4,344	-	
血圧	I度高血圧	1,231	23.8%	770	27.2%	1,137	27.6%	1,200	27.6%
	II度高血圧	298	5.8%	218	7.7%	267	6.5%	360	8.3%
	III度高血圧	51	1.0%	36	1.3%	62	1.5%	73	1.7%
	合計	1,580	30.6%	1,024	36.2%	1,466	35.6%	1,633	37.6%

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
特定健診受診者数	5,168	-	2,829	-	4,118	-	4,344	-	
脂質 (LDL-C)	140mg/dL以上160mg/dL未満	780	15.1%	439	15.5%	648	15.7%	642	14.8%
	160mg/dL以上180mg/dL未満	319	6.2%	201	7.1%	269	6.5%	282	6.5%
	180mg/dL以上	152	2.9%	85	3.0%	118	2.9%	106	2.4%
	合計	1,251	24.2%	725	25.6%	1,035	25.1%	1,030	23.7%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和1年度から令和4年度 累計

参考：I度・II度・III度高血圧の定義

I度高血圧	収縮期血圧140-159mmHg かつ/または 拡張期血圧90-99mmHg
II度高血圧	収縮期血圧160-179mmHg かつ/または 拡張期血圧100-109mmHg
III度高血圧	収縮期血圧180mmHg以上 かつ/または 拡張期血圧110mmHg以上

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

③ 受診勧奨対象者における医療機関の受診状況

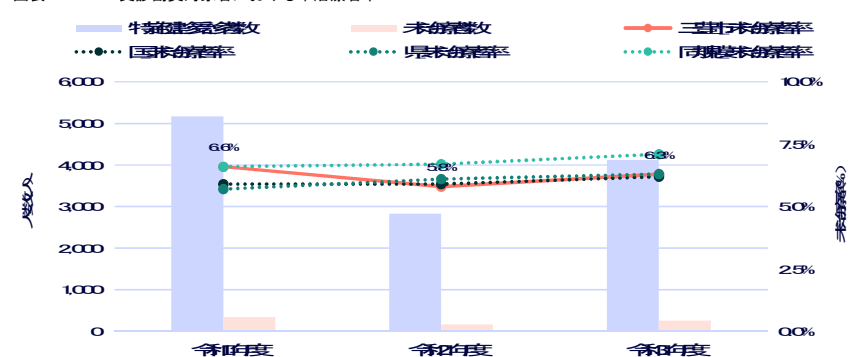
ここでは、受診勧奨対象者の医療機関受診状況について概観する。受診勧奨対象者のうち医療機関への受診が確認されない人（未治療者）の割合から、特定健診を受診し医療機関の受診が促されているにも関わらず医療機関への受診が確認されない人がどの程度存在するのかが把握できる。

受診勧奨対象者の医療機関の受診状況を見ると（図表3-4-6-3）、令和3年度の特定健診受診者4,118人のうち、医療機関の受診が確認されていない未治療者の割合は6.3%であり、県と同程度で、国より高い。

未治療者率は、令和1年度と比較して0.3ポイント減少している。

※未治療者：特定健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ特定健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者

図表3-4-6-3：受診勧奨対象者における未治療者率



	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和1年度と令和3年度の未治療者率の差	
特定健診受診者数(人)	5,168	2,829	4,118	-	
(参考) 医療機関への受診勧奨対象者数(人)	3,009	1,790	2,503	-	
未治療者数(人)	343	163	258	-	
未治療者率	三豊市	6.6%	5.8%	6.3%	-0.3
	国	5.9%	5.9%	6.2%	0.3
	県	5.7%	6.1%	6.3%	0.6
	同規模	6.6%	6.7%	7.1%	0.5

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和3年度 累計

④ 受診勧奨対象者における服薬状況

次に、血糖、血圧、脂質及び腎機能の受診勧奨対象者について、検査値ごとに健診受診年度のレセプトにおける服薬状況をみる（図表3-4-6-4）。受診勧奨対象者のうち、特に検査値が高い者は服薬による治療が必要な可能性があり、レセプトから服薬が確認されない場合、医療機関の受診を促す必要がある。

令和4年度の健診において、血糖がHbA1c6.5%以上であった429人の25.9%が、血圧がⅠ度高血圧以上であった1,633人の52.2%が、脂質がLDL-C140mg/dL以上であった1,030人の77.1%が服薬をしていない。

また、腎機能については、eGFR45ml/分/1.73m²未満であった72人の16.7%が血糖や血圧などの薬剤の服薬をしていない。

図表3-4-6-4：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質・腎機能）の服薬状況

血糖 (HbA1c)	該当者数 (人)	服薬なし人数 (人)	服薬なし割合
6.5%以上7.0%未満	224	85	37.9%
7.0%以上8.0%未満	157	21	13.4%
8.0%以上	48	5	10.4%
合計	429	111	25.9%

血圧	該当者数 (人)	服薬なし人数 (人)	服薬なし割合
Ⅰ度高血圧	1,200	632	52.7%
Ⅱ度高血圧	360	188	52.2%
Ⅲ度高血圧	73	33	45.2%
合計	1,633	853	52.2%

脂質 (LDL-C)	該当者数 (人)	服薬なし人数 (人)	服薬なし割合
140mg/dL以上160mg/dL未満	642	525	81.8%
160mg/dL以上180mg/dL未満	282	209	74.1%
180mg/dL以上	106	60	56.6%
合計	1,030	794	77.1%

腎機能 (eGFR)	該当者数 (人)	服薬なし人数 (人)	服薬なし割合	服薬なしのうち、透析なし人数 (人)	該当者のうち、服薬なし・透析なし割合
30ml/分/1.73m ² 以上					
45ml/分/1.73m ² 未満	65	11	16.9%	8	12.3%
15ml/分/1.73m ² 以上					
30ml/分/1.73m ² 未満	6	1	16.7%	1	16.7%
15ml/分/1.73m ² 未満	1	0	0.0%	0	0.0%
合計	72	12	16.7%	9	12.5%

【出典】KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

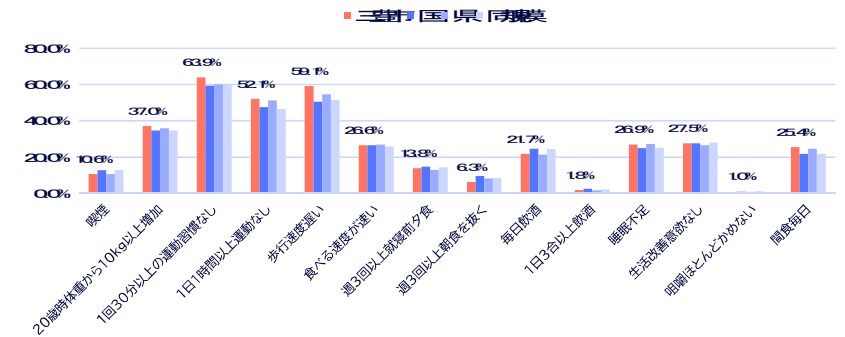
(7) 質問票の状況

① 特定健診受診者における質問票の回答状況

ここでは、特定健診での質問票の回答状況から、三豊市の特定健診受診者における喫煙や運動習慣、食事、睡眠などの生活習慣における傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者の質問票から生活習慣の状況をみると（図表3-4-7-1）、国や県と比較して「20歳時体重から10kg以上増加」「1回30分以上の運動習慣なし」「1日1時間以上運動なし」「歩行速度遅い」「生活改善意欲なし」「間食毎日」の回答割合が高い。

図表3-4-7-1：特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



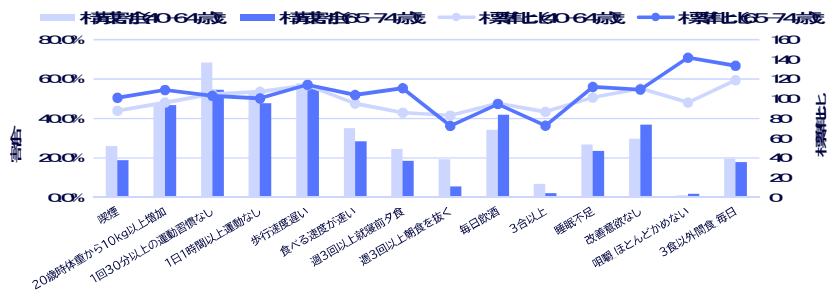
	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
三豊市	10.6%	37.0%	63.9%	52.1%	59.1%	26.6%	13.8%	6.3%	21.7%	1.8%	26.9%	27.5%	1.0%	25.4%
国	12.7%	34.6%	59.3%	47.5%	50.4%	26.4%	14.7%	9.7%	24.6%	2.5%	24.9%	27.5%	0.8%	21.7%
県	10.6%	35.9%	60.0%	51.2%	54.6%	26.9%	13.0%	8.1%	21.4%	1.7%	27.2%	26.5%	1.0%	24.6%
同規模	12.7%	34.5%	59.7%	46.5%	51.5%	25.8%	14.4%	8.4%	24.4%	2.3%	25.0%	27.9%	0.8%	21.7%

【出典】KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度 年次

② 特定健診受診者における年代別質問票の回答状況と標準化比

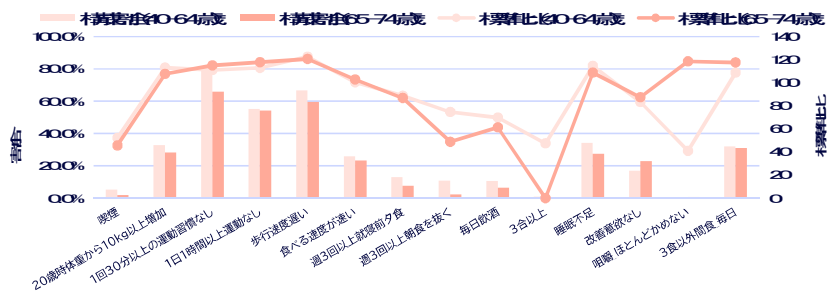
さらに、国における各設問への回答者割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、年代別の回答者割合を国と比較すると（図表3-4-7-2図表・図表3-4-7-3）、男性では「3食以外間食_毎日」「歩行速度遅い」「睡眠不足」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「歩行速度遅い」「1日1時間以上運動なし」「3食以外間食_毎日」の標準化比がいずれの年代においても高い。

図表3-4-7-2：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_男性



年齢	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
40-64歳	26.0%	46.8%	68.3%	53.3%	57.7%	35.0%	24.4%	19.2%	34.2%	6.8%	26.7%	29.6%	1.0%	19.6%
標準化比	87.8	96.0	104.7	107.0	113.7	95.1	85.8	83.1	95.2	86.8	101.1	110.4	96.2	118.8
65-74歳	18.8%	46.7%	54.5%	47.7%	56.4%	28.3%	18.5%	5.4%	41.9%	2.0%	23.5%	36.7%	1.8%	17.8%
標準化比	100.9	108.8	103.0	100.3	114.1	103.7	110.6	72.5	94.5	72.7	111.9	109.3	141.6	133.4

図表3-4-7-3：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_女性



年齢	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
40-64歳	5.2%	32.8%	78.8%	55.2%	66.7%	25.7%	12.9%	10.9%	10.6%	0.9%	34.1%	16.9%	0.2%	32.0%
標準化比	52.1	113.1	111.0	113.0	122.6	100.5	88.7	74.7	69.7	47.5	114.6	83.4	40.9	108.8
65-74歳	1.8%	28.0%	65.9%	54.3%	59.5%	23.3%	7.5%	2.3%	6.3%	0.0%	27.5%	22.8%	0.6%	31.0%
標準化比	45.5	107.6	115.1	117.8	120.6	102.8	86.9	48.7	61.4	0.0	108.9	87.4	118.5	117.6

【出典】KDB帳票 S21_007-質問票調査の状況 令和4年度 累計

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況

本項では、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施との接続を踏まえ、介護及び高齢者に係るデータを分析する。

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成

保険種別の被保険者構成をみると（図表3-5-1-1）、国民健康保険（以下、国保という）の加入者数は12,638人、国保加入率は20.3%で、国・県より高い。後期高齢者医療制度（以下、後期高齢者という。）の加入者数は12,705人、後期高齢者加入率は20.4%で、国・県より高い。

図表3-5-1-1：保険種別の被保険者構成

	国保			後期高齢者		
	三豊市	国	県	三豊市	国	県
総人口	62,128	-	-	62,128	-	-
保険加入者数（人）	12,638	-	-	12,705	-	-
保険加入率	20.3%	19.7%	18.8%	20.4%	15.4%	17.2%

【出典】住民基本台帳 令和4年度 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

生活習慣病における重篤な疾患である「心臓病」「脳血管疾患」やフレイル予防という観点で「筋・骨格関連疾患」に焦点をあて、概観する。

年代別の要介護（要支援）認定者における有病状況（図表3-5-2-1）をみると、前期高齢者である65-74歳の有病割合の国との差は、「心臓病」（6.5ポイント）、「脳血管疾患」（4.9ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（7.3ポイント）である。75歳以上の認定者の有病割合の国との差は、「心臓病」（4.8ポイント）、「脳血管疾患」（2.5ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（3.9ポイント）である。

図表3-5-2-1：年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

疾病名	65-74歳			75歳以上		
	三豊市	国	国との差	三豊市	国	国との差
糖尿病	22.9%	21.6%	1.3	23.5%	24.9%	-1.4
高血圧症	40.2%	35.3%	4.9	59.7%	56.3%	3.4
脂質異常症	27.6%	24.2%	3.4	32.8%	34.1%	-1.3
心臓病	46.6%	40.1%	6.5	68.4%	63.6%	4.8
脳血管疾患	24.6%	19.7%	4.9	25.6%	23.1%	2.5
筋・骨格関連疾患	43.2%	35.9%	7.3	60.3%	56.4%	3.9
精神疾患	32.0%	25.5%	6.5	43.4%	38.7%	4.7

【出典】KDB帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況） 令和4年度 年次

(3) 保険種別の医療費の状況

① 保険種別の一人当たり医療費と入院医療費の割合

国保及び後期高齢者の一人当たり月額医療費をみると（図表3-5-3-1）、国保の入院医療費は、国と比べて3,590円多く、外来医療費は3,070円多い。後期高齢者の入院医療費は、国と比べて4,460円多く、外来医療費は60円多い。

また、医療費に占める入院医療費の割合は、国保では2.6ポイント高く、後期高齢者では2.8ポイント高い。

図表3-5-3-1：保険種別の一人当たり月額医療費及び入院医療費の状況

	国保			後期高齢者		
	三豊市	国	国との差	三豊市	国	国との差
入院一人当たり医療費（円）	15,240	11,650	3,590	41,280	36,820	4,460
外来一人当たり医療費（円）	20,470	17,400	3,070	34,400	34,340	60
総医療費に占める入院医療費の割合	42.7%	40.1%	2.6	54.5%	51.7%	2.8

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

② 保険種別の医療費の疾病別構成

保険種別に医療費の疾病別構成割合をみると（図表3-5-3-2）、国保では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の14.6%を占めており、国と比べて2.2ポイント低い。後期高齢者では「筋・骨格関連疾患」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の14.2%を占めており、国と比べて1.8ポイント高い。

重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。

図表3-5-3-2：保険種別医療費の状況

疾病名	国保			後期高齢者		
	三豊市	国	国との差	三豊市	国	国との差
糖尿病	6.3%	5.4%	0.9	4.1%	4.1%	0.0
高血圧症	3.2%	3.1%	0.1	2.9%	3.0%	-0.1
脂質異常症	2.3%	2.1%	0.2	1.4%	1.4%	0.0
高尿酸血症	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
動脈硬化症	0.1%	0.1%	0.0	0.1%	0.2%	-0.1
がん	14.6%	16.8%	-2.2	9.5%	11.2%	-1.7
脳出血	0.7%	0.7%	0.0	0.7%	0.7%	0.0
脳梗塞	2.1%	1.4%	0.7	2.9%	3.2%	-0.3
狭心症	1.2%	1.1%	0.1	1.2%	1.3%	-0.1
心筋梗塞	0.4%	0.3%	0.1	0.4%	0.3%	0.1
慢性腎臓病（透析あり）	4.1%	4.4%	-0.3	3.4%	4.6%	-1.2
慢性腎臓病（透析なし）	0.2%	0.3%	-0.1	0.5%	0.5%	0.0
精神疾患	8.8%	7.9%	0.9	5.0%	3.6%	1.4
筋・骨格関連疾患	8.7%	8.7%	0.0	14.2%	12.4%	1.8

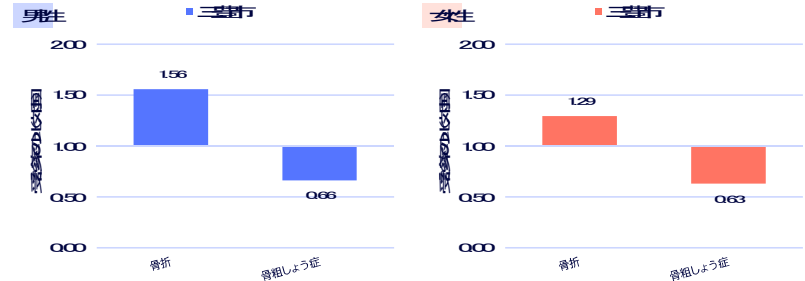
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

※ここでは、総医療費に占める各疾病の医療費の割合を集計している

(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率

前期高齢者における「骨折」及び「骨粗しょう症」の受診率（図表3-5-4-1）をみると、国と比べて、男女ともに「骨折」の受診率は高く、「骨粗しょう症」の受診率は低い。

図表3-5-4-1：前期高齢者の骨折及び骨粗しょう症の受診率比較



【出典】KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の「骨折」は入院及び外来、「骨粗しょう症」は外来を集計している

(5) 後期高齢者の健診受診状況

健診受診の状況（図表3-5-5-1）をみると、後期高齢者の健診受診率は27.4%で、国と比べて2.6ポイント高い。続いて、健診受診者に占める受診勧奨対象者の割合をみると、後期高齢者の受診勧奨対象者率は64.9%で、国と比べて4.0ポイント高い。また、検査項目ごとの健診受診者に占める有所見者の割合を国と比べると、後期高齢者では「血圧」「血糖・脂質」「血圧・脂質」の該当割合が高い。

図表3-5-5-1：後期高齢者の健診状況

	後期高齢者			
	三豊市	国	国との差	
健診受診率	27.4%	24.8%	2.6	
受診勧奨対象者率	64.9%	60.9%	4.0	
有所見者の状況	血糖	5.7%	5.7%	0.0
	血圧	30.6%	24.3%	6.3
	脂質	7.9%	10.8%	-2.9
	血糖・血圧	2.8%	3.1%	-0.3
	血糖・脂質	1.4%	1.3%	0.1
	血圧・脂質	7.2%	6.9%	0.3
血糖・血圧・脂質	0.8%	0.8%	0.0	

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

参考：健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	収縮期血圧	140mmHg以上	中性脂肪	300mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上
HbA1c	6.5%以上	拡張期血圧	90mmHg以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下		

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

(6) 後期高齢者における質問票の回答状況

後期高齢者における質問票の回答状況を見ると（図表3-5-6-1）、国と比べて、「健康状態が「よくない」「半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」「お茶や汁物等で「むせることがある」「6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」「以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」「この1年間に「転倒したことがある」「ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」「周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」「今日が何月何日かわからない日がある」「週に1回以上外出して「いない」」の回答割合が高い。

図表3-5-6-1：後期高齢者における質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		三豊市	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	1.3%	1.1%	0.2
心の健康	毎日の生活に「不満」	0.9%	1.1%	-0.2
食習慣	1日3食「食べていない」	3.6%	5.4%	-1.8
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	34.3%	27.7%	6.6
	お茶や汁物等で「むせることがある」	26.0%	20.9%	5.1
体重変化	6か月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」	12.1%	11.7%	0.4
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	63.7%	59.1%	4.6
	この1年間に「転倒したことがある」	26.3%	18.1%	8.2
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	48.3%	37.1%	11.2
認知	周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」	18.4%	16.2%	2.2
	今日が何月何日かわからない日がある	29.6%	24.8%	4.8
喫煙	たばこを「吸っている」	3.4%	4.8%	-1.4
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	10.6%	9.4%	1.2
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	4.1%	5.6%	-1.5
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	3.7%	4.9%	-1.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

6 その他の状況

(1) 重複服薬の状況

重複服薬の状況を見ると（図表3-6-1-1）、重複処方該当者数は107人である。被保険者1万人当たりでは84.7人、県全体では106.3人である。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上に該当する者

図表3-6-1-1：重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）	複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を受けた人	2医療機関以上	408	91	27	8	6	1	0	0	0
	3医療機関以上	16	10	8	4	3	0	0	0	0
	4医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

図表3-6-1-2：香川県の重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）	複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を受けた人	2医療機関以上	5,947	1,550	511	187	93	43	25	12	6
	3医療機関以上	360	244	151	88	51	26	15	8	5
	4医療機関以上	59	46	40	29	20	16	10	4	3
	5医療機関以上	19	13	11	7	4	4	2	1	1

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(2) 多剤服薬の状況

多剤服薬の状況を見ると（図表3-6-2-1）、多剤処方該当者数は18人である。被保険者1万人当たりでは14.2人、県全体では27.8人である。

※多剤処方該当者：同一薬効に関する処方日数が1日以上かつ処方薬効数（同一月内）が15以上に該当する者

図表3-6-2-1：多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

処方日数	処方薬効数（同一月内）											
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
1日以上	6,786	5,660	4,500	3,342	2,394	1,676	1,163	745	479	286	18	2
15日以上	5,678	5,039	4,110	3,132	2,298	1,635	1,142	732	474	283	18	2
30日以上	4,315	3,864	3,239	2,552	1,917	1,403	1,006	657	431	261	16	2
60日以上	1,990	1,817	1,569	1,291	985	744	542	365	244	156	13	1
90日以上	846	787	680	553	436	338	255	167	115	78	7	0
120日以上	372	345	300	256	200	159	120	82	56	38	5	0
150日以上	217	201	174	144	117	92	70	51	36	24	3	0
180日以上	125	114	98	77	67	49	35	28	21	15	3	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

図表3-6-2-2：香川県の多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

	処方薬効数（同一月内）												
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上	
処方 日数	1日以上	91,305	75,300	59,210	44,023	31,761	22,328	15,510	10,480	6,862	4,466	500	51
	15日以上	74,707	65,909	53,604	40,990	30,244	21,602	15,156	10,289	6,774	4,428	500	51
	30日以上	61,910	55,062	45,452	35,531	26,698	19,344	13,741	9,446	6,308	4,163	489	50
	60日以上	31,630	28,692	24,530	19,924	15,463	11,570	8,507	6,066	4,179	2,849	385	46
	90日以上	13,980	12,809	11,119	9,209	7,264	5,538	4,112	3,001	2,090	1,456	230	34
	120日以上	6,219	5,839	5,204	4,378	3,469	2,698	2,035	1,500	1,073	745	130	21
	150日以上	3,184	2,965	2,626	2,196	1,748	1,378	1,061	775	560	382	71	14
	180日以上	1,889	1,725	1,512	1,246	1,000	785	591	427	307	207	44	8

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(3) 後発医薬品の使用状況

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は78.2%で、県の77.4%と比較して0.8ポイント高い（図表3-6-3-1）。

図表3-6-3-1：後発医薬品の使用状況

	令和1年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
三豊市	71.9%	75.6%	77.3%	78.2%	77.5%	78.1%	78.2%
県	72.3%	75.3%	76.3%	77.1%	77.0%	77.2%	77.4%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

(4) 5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率

国保被保険者におけるがん検診の受診状況を見ると（図表3-6-4-1）、下表の5つのがんの検診平均受診率は15.1%で、国・県より低い。

図表3-6-4-1：国保被保険者におけるがん検診の受診状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
三豊市	11.7%	14.5%	13.7%	15.3%	20.4%	15.1%
国	12.1%	15.2%	16.0%	16.2%	18.2%	15.5%
県	13.5%	16.3%	19.6%	18.3%	22.7%	18.1%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

7 健康課題の整理

(1) 県全体の健康課題と標準事業

3章の1～6では、三豊市の健康・医療情報等の分析を示したが、これらに記載されている県の現状に加え、改めて県全体の状況を次ページのとおり示す。これらから導き出される健康課題を下記のとおり整理し、第3期データヘルズ計画では、以下の6事業を標準事業として全市町が取り組んでいくこととなった。また、これら標準事業の実施に際しては、84ページに記載する標準指標を設定し経年評価することで、事業の評価及び見直しを行い、効率的に事業を実施する。

- ① 特定健診受診率向上事業
- ② 特定保健指導実施率向上事業
- ③ 生活習慣病等重症化予防事業
- ④ 重複・多剤服薬者対策事業
- ⑤ 後発医薬品使用促進事業
- ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業

項目	健康課題	標準事業
平均余命・死亡原因に着目した分析	平均余命は男女ともに全国よりやや短い。脳血管疾患や虚血性心疾患を原因とする死亡については、全国より低いが、糖尿病を原因とする死亡については、全国より高い状況にある。発症している者には、適切な受診勧奨や継続した治療を促す必要がある。	③ 生活習慣病等重症化予防事業
生活習慣病等の医療費（入院・外来）に着目した分析	1人当たりの月額医療費は、全国より高い状態にあるが、1保険者当たりの主要生活習慣病（筋・骨格、高血圧、狭心症、糖尿病）の医療費の点数は、全国に比して低い状況にある。単年度でなく複数年度で傾向を見ていく必要がある。	
生活習慣病の患者数に着目した分析	主要生活習慣病の患者数及び新規患者数は全国より高い状況にある。特定健診などで早期に発見し、継続した治療や生活改善を促す必要がある。	
特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボ率に着目した分析	特定健診受診率・特定保健指導実施率は、全国より高いものの、国の国保全体の目標である60%には届いていない。メタボリックシンドローム該当者やその予備群を減少させることを目的に受診率を向上させる必要がある。	① 特定健診受診率向上事業 ② 特定保健指導実施率向上事業
要介護認定率及び要介護者の有病率に着目した分析	介護保険の第1号被保険者における要介護認定率は、全国より高い状況にあり、要介護者の有病率は筋・骨格、心臓病、高血圧症、糖尿病のいずれもが、全国より高い状況にある。壮年期からの高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防や介護予防が必要である。	⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業
重複多剤投与者に着目した分析	1万人当たり重複投与者数については、全国より高い状況にあり、多剤投与者についても一定数いる。医療費適正化、健康増進の観点から、専門家の支援を得ながら服薬指導の必要がある。	④ 重複・多剤服薬者対策事業
後発医薬品使用割合に着目した分析	後発医薬品の使用については、一部の市町において目標の数量シェア80%は達しているものの、全市町は達成していない。医療費適正化の観点から、数量ベースだけでなく、国が示す金額ベースでの目標に沿って後発医薬品の使用を推進する必要がある。	⑤ 後発医薬品使用促進事業

【参考】令和4年度の状況

太字 国より高い

国より低い

No.	項目	単位	県	同規模	国
1	平均余命（男）	年	81.5	81.4	81.7
2	平均余命（女）	年	87.4	87.7	87.8
3	死因（脳血管疾患）	%	6.7	-	7.3
4	死因（虚血性心疾患）	%	3.1	-	4.7
5	死因（糖尿病）	%	1.3	-	1.0
6	要介護認定率（第1号）	%	20.4	19.4	19.4
7	要介護支援認定者の有病状況（筋・骨格）	%	59.0	55.1	53.4
8	要介護支援認定者の有病状況（心臓病）	%	65.0	62.6	60.3
9	要介護支援認定者の有病状況（高血圧症）	%	56.6	55.0	53.3
10	要介護支援認定者の有病状況（糖尿病）	%	26.5	24.2	24.3
11	1人当たり月額医療費	円	35,050	31,901	29,043
12	入院医療費点数（筋・骨格）	千点	17,969	-	18,514
13	入院医療費点数（狭心症）	千点	3,534	-	3,771
14	入院医療費点数（高血圧症）	千点	326	-	393
15	入院医療費点数（糖尿病）	千点	1,585	-	1,690
16	外来医療費点数（筋・骨格）	千点	24,162	-	25,747
17	外来医療費点数（狭心症）	千点	1,714	-	1,908
18	外来医療費点数（高血圧症）	千点	12,328	-	15,170
19	外来医療費点数（糖尿病）	千点	25,107	-	25,992
20	1千人当たり患者数（筋・骨格）	人	465.6	436.1	408.6
21	1千人当たり患者数（狭心症）	人	71.4	63.9	61.8
22	1千人当たり患者数（高血圧症）	人	441.2	459.4	414.4
23	1千人当たり患者数（糖尿病）	人	255.1	245.4	229.7
24	1千人当たり新規患者数（筋・骨格）	人	62.8	61.1	61.7
25	1千人当たり新規患者数（狭心症）	人	2.9	2.7	2.8
26	1千人当たり新規患者数（高血圧症）	人	13.6	14.0	13.5
27	1千人当たり新規患者数（糖尿病）	人	14.3	13.7	13.9
28	メタボ率	%	23.2	21.4	20.6
29	特定健診受診率	%	43.9	-	-
30	特定保健指導実施率	%	28.6	-	-
31	1万人当たり重複投与者数	人	93.4	-	69.5 (※R3.3月)
32	1万人当たり多剤投与者数	人	26.5	-	-
33	後発医薬品使用割合（数量シェア）	%	77.2	-	-

【出典】

KDB帳票「地域の全体像の把握」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 1. 2. 6～10、28】

KDB帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 11】

KDB帳票「医療費分析（1）細小分類」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 12～27】

国保連合会 特定健診データ管理システム-特定健診・特定保健指導実施結果集計表【No. 29, 30】

厚生労働省 令和5年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分資料【No. 31, 32】

※R4. 3月全国国保主管課長会議資料より

厚生労働省 令和3年人口動態調査【No. 3～5】

厚生労働省 医療費に関するデータの見える化について一保険者別の後発医薬品の使用割合【No. 33】

(2) 健康課題の全体像の整理

死亡・要介護状態	
平均余命 平均自立期間	・男性の平均余命は80.7年で、国・県より短い。国と比較すると、-1.0年である。女性の平均余命は87.5年で、国より短い。県より長い。国と比較すると、-0.3年である。（図表2-1-2-1） ・男性の平均自立期間は79.4年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.7年である。女性の平均自立期間は84.6年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.2年である。（図表2-1-2-1）
死亡	・保健事業により予防可能な重篤な疾患について、令和3年の死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第11位（2.3%）、「脳血管疾患」は第2位（6.2%）、「腎不全」は第12位（1.8%）と、いずれも死因の上位に位置している。（図表3-1-1-1） ・平成25年から平成29年までの重篤な疾患の標準化死亡比は、急性心筋梗塞72.6（男性）111.9（女性）、脳血管疾患109.5（男性）101.7（女性）、腎不全94.6（男性）112.7（女性）。（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）
介護	・平均余命と平均自立期間の差は、男性は1.3年、女性は2.9年となっている。（図表2-1-2-1） ・介護認定者における有病割合をみると「心臓病」は66.1%、「脳血管疾患」は25.4%であり、これらの重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合は「糖尿病」（23.4%）、「高血圧症」（57.7%）、「脂質異常症」（32.1%）である。（図表2-3-3-1）

生活習慣病重症化	
医療費	・入院 ・保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、「脳梗塞」が8位（4.3%）となっている。これらの疾患の受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.9倍となっている。（図表3-3-2-2・図表3-3-2-3） ・重篤な疾患の患者は、基礎疾患（「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」）を有している人が多い。（図表3-3-5-1）
外来（透析）	・「腎不全」の外来医療費は、外来医療費全体の7.3%を占めている。（図表3-3-3-1） ・生活習慣病における重篤な疾患のうち「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、県より高い。（図表3-3-4-1） ・「慢性腎臓病（透析あり）」患者のうち、「糖尿病」を有している人は61.1%、「高血圧症」は94.4%、「脂質異常症」は46.3%となっている。（図表3-3-5-1）
入院・外来	・重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳出血」「脳梗塞」「狭心症」「心筋梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。（図表3-5-3-2）



◀重症化予防

生活習慣病	
医療費	・外来 ・「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」及び「慢性腎臓病（透析なし）」の外来受診率は、いずれも県より高い。（図表3-3-4-1） ・令和4年度3月時点の被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は、「糖尿病」が1,964人（15.5%）、「高血圧症」が3,517人（27.8%）、「脂質異常症」が3,065人（24.3%）である。（図表3-3-5-2）
特定健診	・受診勧奨対象者 ・受診勧奨対象者数は2,694人で、特定健診受診者の62.0%となっており、3.8ポイント増加している。（図表3-4-6-1） ・受診勧奨対象者のうち服薬が確認されていない人の割合は、血糖ではHbA1cが6.5%以上であった429人の25.9%、血圧ではI度高血圧以上であった1,633人の52.2%、脂質ではLDL-Cが140mg/dL以上であった1,030人の77.1%、腎機能ではeGFRが45ml/分/1.73㎡未満であった72人の16.7%である。（図表）



◀発症予防

生活習慣病予備群・メタボリックシンドローム	
特定健診	・メタボ該当者 ・メタボ予備群 ・特定健診 ・有所見者 ・令和4年度のメタボ該当者は1,070人（24.6%）で増加しており、メタボ予備群該当者は455人（10.5%）で減少している。（図表3-4-3-2） ・令和4年度の特定保健指導実施率は35.0%であり、令和3年度までの実施率とみると国・県より高い。（図表3-4-4-1） ・有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「HDL-C」「尿酸」「血清クレアチニン」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「BMI」「腹囲」「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）



◀一次予防

不健康な生活習慣	
健康に関する意識	・令和4年度の特定健診受診率は45.1%であり、令和3年度までの受診率とみると国より高く県より低い。（図表3-4-1-1） ・令和4年度の特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は1,843人で、特定健診対象者の19.0%となっている。（図表3-4-1-3）
特定健診	・生活習慣 ・特定健診受診者の質問票の回答割合について、国を100とした標準化比は、男性では「3食以外間食_毎日」「歩行速度遅い」「睡眠不足」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「歩行速度遅い」「1日1時間以上運動なし」「3食以外間食_毎日」の標準化比がいずれの年代においても高い。（図表）

▲ 健康づくり・適正服薬・医療費適正化	
地域特性・背景	
三豊市の特性	・高齢化率は36.5%で、国や県と比較すると、高い。(図表2-1-1-1) ・国保加入者数は12,638人で、65歳以上の被保険者の割合は55.5%となっている。(図表2-1-5-1)
健康維持増進のための社会環境・体制	・一人当たり医療費は増加している。(図表3-3-1-1) ・重複処方該当者数は107人であり、多剤処方該当者数は18人である。(図表3-6-1-1・図表3-6-2-1) ・後発医薬品の使用割合は78.2%であり、県と比較して0.8ポイント高い。(図表3-6-3-1)
その他(がん)	・悪性新生物(「気管、気管支及び肺」「膵」「胃」)は死因の上位にある。(図表3-1-1-1) ・5がんの検診平均受診率は国・県より低い。(図表3-6-4-1)

(3) 三豊市の生活習慣病に関する健康課題

考察	健康課題
<p>←重症化予防 保健事業により予防可能な重篤疾患をみると、三豊市では虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全いずれの死因割合とも国と比べて低いが、脳血管疾患のSMRは国と比較すると高くなっている。虚血性心疾患や脳血管疾患の入院受診率、慢性腎臓病の外来受診率は国と比べて同等もしくは高いことから、同疾患は、国と比べて多く発生はしているものの、治療により死亡は抑制できている可能性が考えられる。</p> <p>腎不全による死亡は国と比べて低い状況にあるものの、腎不全の受診率や入院および外来医療費、また、糖尿病の受診率および外来医療費は国と比べて高い水準にあるため、これらの疾患の発生頻度が高いことは、依然として課題である。</p> <p>外来治療の状況と合わせて見ると、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全の原因となる動脈硬化を促進する糖尿病・高血圧症・脂質異常症の外来受診率が国と比べて高い。さらに、特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診動向判定値を上回って当該疾患に関する服薬が出ていないものが血糖(HbA1c7.0%以上)では約1割、血圧(Ⅱ度高血圧以上)では約5割、血中脂質(LDL-C160mg/dL以上)では約7割存在している。これらの事実から、基礎疾患の有病者が外来治療に適切につながっていない結果、生活習慣病が重症化し、脳心血管疾患、糖尿病、および慢性腎臓病の発症につながっている可能性が考えられる。</p>	<p>#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診動向判定値を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進することが必要。</p>
<p>←発症予防 特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者割合は国と比べて高く、経年でみても横ばいである。有所見者についても、特に血糖・脂質において国と比べて高い割合となっている。一方で、特定保健指導実施率は最新年度において国と比べて高い水準ではあるが、経年で見ると低下している。特定保健指導の実施率がさらに高まることで、メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させられ、生活習慣病への移行を抑制できる可能性が考えられる。</p>	<p>#2 メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を向上させることが必要。</p>
<p>←一次予防 特定健診受診率が国と比べて高く、経年でみても横ばいとなっている。一方、特定健診未受診者の内、約2割が生活習慣病の治療を受けておらず、健康状態が不明の状況にあるから、本来医療機関受診動向や特定保健指導による介入が必要な人が特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。</p>	<p>#3 今以上に適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上させることが必要。</p>
<p>←健康づくり 特定健診受診者における質問票の回答割合を見ると、男女ともに毎日間食をとる人の割合が国と比べて多いことから、このような生活習慣が継続した結果、高血糖や高血圧、脂質異常の状態に至り、動脈硬化が進行した結果、最終的に脳心血管疾患や慢性腎臓病の発症に至る者が多い可能性が考えられる。</p>	<p>#4 生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣、運動習慣の改善が必要。</p>

(4) 一体的実施及び医療費適正化等に関する課題

考察	健康課題
<p>←一体的実施 介護認定者における有病割合を見ると、糖尿病、高血圧・脂質異常症といった基礎疾患、心臓病、脳血管疾患といった重篤な疾患は前期高齢者に比べ後期高齢者の方が多い。また、医療費の観点では、脳血管疾患や虚血性心疾患の医療費の総医療費に占める割合が国保被保険者よりも後期高齢者の方が多い。</p> <p>これらの事実から、国保被保険者への生活習慣病の重症化予防が、後期高齢者における重篤疾患発症の予防につながる可能性が考えられる。</p>	<p>#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。</p>
<p>←適正服薬・医療費適正化 重複服薬者が107人、多剤服薬者が18人と、医療費適正化・健康増進の観点で服薬を適正化すべきと考える人が一定数存在する可能性がある。また、後発医薬品の使用割合は78.2%で、県の77.4%と比較して0.8ポイント高い。</p>	<p>#6 重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。後発医薬品のさらなる利用促進が必要。</p>

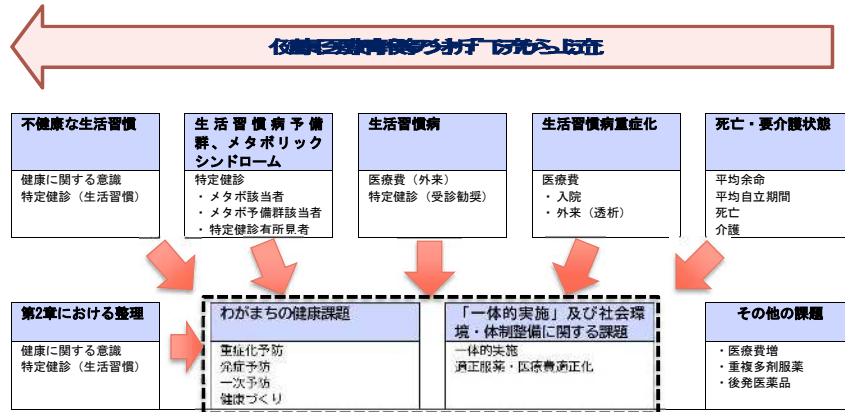
第4章 データヘルス計画の目的・目標

第3章では、「より多くの方が川の上流で健やかに生活できるよう」、「死亡・介護・医療・健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析」した上で、第2章での現状の整理も踏まえて、健康課題の整理を行った。

整理した健康課題の改善・解消を目指して、保健事業として取り組むに当たっては、発症予防・重症化予防の観点が必要なことから、「川の上流から下流に向かって」段階に応じて、また、全ての段階で取り組む必要がある課題も考慮して、本計画で取り組む分野に再整理した上で、計画全体の目的を設定する。

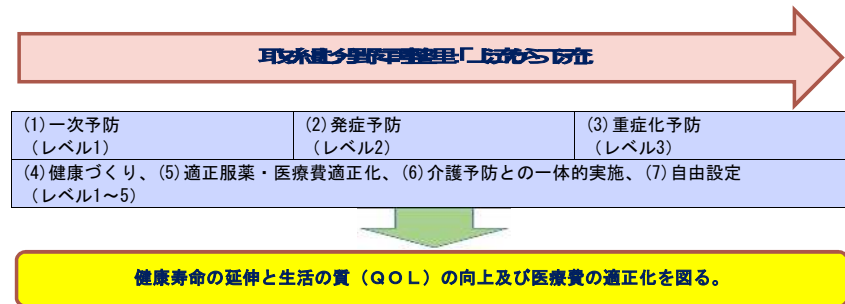
1 健康課題の整理まで

次のとおり第2章及び第3章で現状分析から健康課題の整理までを行った。



2 取り組む分野、計画全体の目的

本計画で取り組む分野に再整理した上で、計画全体の目的を設定する。



3 分野別の目標設定

取り組む分野ごとに目標を設定し、各目標を達成することで、本計画全体の目的の実現を目指す。取り組む分野ごとの目標は、次のとおりである。

計画全体の目的（6年後に目指したい姿）	
健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上及び医療費の適正化を図る	

目標を達成するために設定する分野(1) 一次予防	
目標	健診の定着化を図り、生活習慣病を早期に発見することができる。
主な取組	・特定健診未受診者受診勧奨事業 ・若年健康診査

目標を達成するために設定する分野(2) 発症予防	
目標	若年健診、特定健診で異常があった人へ保健指導を実施することにより生活習慣病の発症を防ぐことができる。
主な取組	・特定保健指導未利用者対策事業

目標を達成するために設定する分野(3) 重症化予防	
目標	特定健診で受診勧奨判定値を超えた人へ医療機関への受診勧奨、保健指導を実施することで、生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことができる。
主な取組	・糖尿病重症化予防事業（KKDA糖尿病治療中断者への受診勧奨事業） ・KKDA慢性腎臓病予防 受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業 ・糖尿病重症化予防事業（KKDA受診勧奨と保健指導事業） ・糖尿病性腎症重症化予防事業

目標を達成するために設定する分野(4) 健康づくり	
目標	生活習慣病の予防のために食生活や運動習慣を改善することで、生活習慣病や重篤疾患の発症・進行を予防し、健康を維持・増進することができる。
主な取組	・健康相談 ・集団健康教育 ・運動習慣啓発事業

目標を達成するために設定する分野(5) 適正服薬・医療費適正化	
目標	重複・多剤服用者へ適正服薬指導を行い薬による健康被害を防ぐとともに後発医薬品を使用することにより医療費の負担を減らすことができる。
主な取組	・ジェネリック医薬品差額通知事業 ・重複・多剤服薬者対策事業

目標を達成するために設定する分野(6) 一体的実施	
目標	早期からフレイル予防を実施することで要介護状態となることを防ぎ、健康寿命を延伸させることができる。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲 重症化予防事業】 ・フレイル予防対策
------	--

4 目的・目標を達成するための戦略

本計画の目的・目標を達成するために、被保険者の利便性向上や効率的な事業の実施のため、情報通信技術の活用、委託事業者の活用のほか、県、国民健康保険運営協議会、国民健康保険団体連合会支援・評価委員会などの外部有識者の支援を受け、より効果的な取組を行う。

第5章 保健事業の内容

1 課題解決のための保健事業

第2期に実施した保健事業の振り返りを行った上で、第3期データヘルス計画における目的・目標を達成するための保健事業を整理した。

(1) 一次予防

第2期計画における取組と評価			
事業評価	事業 アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	特定健診受診率 目標：60.0% 結果：40.2%	特定健診未受診者対策	対象者：特定健診未受診者 方法：通知による勧奨・再勧奨

第3期計画における一次予防に関連する健康課題
#3 今以上に適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上させることが必要。健診の受診結果から保健指導の必要な者の抽出を行い、特定保健指導や重症化予防事業につなぐ必要がある。重症化を予防するためには、特に40歳～60歳の若い世代への働きかけが重要である。
第3期計画における一次予防に関連するデータヘルス計画の目標
健診の定着化を図り、生活習慣病を早期に発見することができる。

第3期計画における一次予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・医師会や健診実施機関と連携し、受診しやすい体制づくりを行う。 ・受診率向上のため、未受診者勧奨を行う。 				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#3	継続	✓	特定健康診査受診率向上事業	対象者：特定健診未受診者 方法：通知による勧奨・再勧奨
#3	継続		若年健康診査	対象者：20歳～39歳の国民健康保険被保険者 方法：通知による案内

① 特定健康診査受診率向上事業

実施計画							
事業概要	40歳以上の特定健診対象者について分析を行い、優先順位の高い未受診者へ個別案内を送付する。国保ヘルスアップ補助金を活用し、専門業者と連携して特定健診受診勧奨を実施する。						
対象者	40歳以上の国保加入者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、健診受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価 関係機関：三豊・観音寺市医師会、香川県国民健康保険団体連合会						
プロセス	実施方法：通知による健診受診勧奨						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 委託業者の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【通知による受診勧奨実施率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事業アウトカム	【特定健診受診率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	45.1	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0	51.0
評価時期	10月頃、法定報告の数値により前年度の評価を行う。						

② 若年健康診査

実施計画							
事業概要	40歳になる前の若い世代に、特定健診と同様の若年健診を実施。35～39歳の被保険者には個別通知による受診勧奨を行う。						
対象者	20～39歳の被保険者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、健診受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価 関係機関：個別医療機関、予防医学協会						
プロセス	実施方法：広報紙掲載、ホームページ掲載、35～39歳の被保険者には個別通知による受診勧奨						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	健診実施医療機関の確保 関係機関との協議 年1回						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催 年1回						
事業アウトプット	【35～39歳の若年健診受診率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15.4	16.0	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0
事業アウトカム	【40～44歳の特定健診受診率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	23.8	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0
評価時期	毎年度末						

(2) 発症予防

第2期計画における取組と評価			
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	40～44歳の特定保健指導終了者の割合 目標：増加	早期介入保健指導	若年健康診査の結果により、医療機関への受診が必要な者には受診勧奨を行う。また、特定保健指導相当に該当する者については保健指導を実施する。

第3期計画における発症予防に関連する健康課題	
#2	メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を向上することが必要。 ・40歳以上の特定保健指導の実施率を向上させるため、若年期から健診と指導がセットであることを認識してもらう必要がある。
第3期計画における発症予防に関連するデータヘルス計画の目標	
若年健診、特定健診で異常があった人へ保健指導を実施することにより生活習慣病の発症を防ぐことができる。	

第3期計画における発症予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
担当者のスキルアップをしながら適切な指導を実施し、メタボ該当者・予備軍該当者の減少を目指す。また、令和5年度から特定保健指導未利用者対策を実施し、利用率の向上を図っている。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#2	継続	✓	若年健康診査後の保健指導事業	対象者：20～39歳の被保険者 方法：特定健診と同様の若年健診を実施。35～39歳の被保険者には個別通知による受診勧奨を行う。健診結果により、医療機関への受診が必要な者には受診勧奨を、特定保健指導の基準に該当する者には保健指導を行う。
#2	新規	✓	特定保健指導実施率向上事業	対象者：特定保健指導対象者で、利用の案内をしたが未利用の者 方法：イベント型の特定保健指導を実施し、初回支援を行う。 対象者に通知を送り、申込みがない者には電話勧奨を行う。

① 若年健康診査後の保健指導事業

実施計画							
事業概要	健診結果により、医療機関への受診が必要な者には受診勧奨を、特定保健指導の基準に該当する者には保健指導を行う。						
対象者	20～39歳の被保険者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、健診受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価						
プロセス	実施方法：個別通知により勧奨						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【受診勧奨対象者の医療機関受診率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	33.3	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0
	【保健指導該当者の保健指導実施率（％）】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
85.7	87.0	89.0	91.0	93.0	94.0	95.0	
事業アウトカム	【受診勧奨または保健指導該当者の割合（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	47.7	46.0	44.5	43.0	41.5	41.0	40.0
評価時期	毎年度末						

② 特定保健指導実施率向上事業

実施計画							
事業概要	特定保健指導の未利用者に対し、業者に委託してイベント型特定保健指導を実施する。						
対象者	特定保健指導未利用者						
ストラクチャー	実施体制： 【市】介入対象者の選定、データ準備、申し込み受付、事業の効果検証・評価 【委託業者】教室案内通知の作成・発送。申し込みがない人には電話による勧奨を実施。						
プロセス	実施方法：委託業者による個別通知・電話勧奨・教室開催						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 委託業者の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【特定保健指導実施率（％）（法定報告）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	34.7	36.0	37.0	38.0	39.0	40.0	41.0
事業アウトカム	【メタボ該当者の割合（％）（法定報告）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	37.7	37.0	36.0	36.0	35.0	35.0	34.0
	【メタボ予備軍該当者の割合（％）（法定報告）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
16.7	16.0	15.0	15.0	14.0	14.0	13.0	
評価時期	10月頃、法定報告の数値により前年度の評価を行う。						

(3) 重症化予防

第2期計画における取組と評価			
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
A	受診勧奨者の健診HbA1c値の維持改善率	糖尿病重症化予防事業（KKDA糖尿病治療中断者等への受診勧奨事業）	対象者：特定健診の結果、HbA1cが厚生労働省による受診勧奨判定値以上であり、かつ、レセプトからみる糖尿病に関する服薬中断者及び未受診者 方法：医療受診勧奨票を送付し、受診後に医療機関との連携により必要に応じて保健指導を行う。
C	対象者の継続歯科受診率	糖尿病重症化予防事業（KKDA歯科受診勧奨と保健指導事業）	対象者：特定健診の結果、歯周病自覚症状、HbA1cと糖尿病のレセプトを用いて階層化された者 方法：歯科受診と保健指導の勧奨を行う。
C	透析移行人数 目標：0人 結果：0人	糖尿病性腎症重症化予防事業	対象者：特定健診で微量アルブミン尿検査を行った者のうち、結果が30mg/g Cr以上となった者 方法：対象者に保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医師と連携しながら支援する。
B	CKDステージ維持改善率	KKDA慢性腎臓病予防 受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業	対象者：特定健診の結果、eGFR値（血清クレアチニン値と年齢、性別から計算）、尿検査の異常者 方法：対象者に医療機関への受診または保健指導を実施する。

第3期計画における重症化予防に関連する健康課題

#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進することが必要。

第3期計画における重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標

特定健診で受診勧奨判定値を超えた人へ医療機関への受診勧奨、保健指導を実施することで、生活習慣病の重症化を防ぐことができる。

第3期計画における重症化予防に関連する保健事業

保健事業の方向性				
引き続き適切な医療機関への受診、保健指導の利用を勧める。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#1	継続	✓	糖尿病重症化予防事業（KKDA糖尿病治療中断者等への受診勧奨事業）	対象者：特定健診の結果、HbA1cが厚生労働省による受診勧奨判定値以上であり、かつ、レセプトからみる糖尿病に関する服薬中断者及び未受診者 方法：①医療受診勧奨票の送付 ②医療機関との連携による受診勧奨後の保健指導
#1	継続	✓	糖尿病重症化予防事業（KKDA歯科受診勧奨と保健指導事業）	対象者：特定健診の結果、歯周病自覚症状、HbA1cと糖尿病のレセプトを用いて階層化された者 方法：歯科受診と保健指導の勧奨を行う。
#1	継続	✓	糖尿病性腎症重症化予防事業	対象者：特定健診で微量アルブミン尿検査を行った者のうち、結果が30mg/g Cr以上となった者 方法：対象者に保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医師と連携しながら支援する。
#1	継続	✓	KKDA慢性腎臓病予防 受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業	対象者：特定健診の結果、eGFR値（血清クレアチニン値と年齢、性別から計算）、尿検査の異常者 方法：対象者に医療機関への受診または保健指導を実施する。

① 糖尿病重症化予防事業（KKDA糖尿病治療中断者等への受診勧奨事業）

実施計画							
事業概要	特定健診の結果、HbA1cが6.5以上であるなど糖尿病のリスクが高いが治療の継続が確認できなかった者へ受診勧奨を実施する。						
対象者	特定健診の結果、HbA1cが受診勧奨判定値以上であり、かつ、レセプトから糖尿病に関する服薬の中断者及び未受診者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、健診受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価						
プロセス	実施方法：通知内容の検討、対象者へ個別通知、発送後2か月後に未受診者へ勧奨電話を実施 対象者：KKDAを用いて対象者を抽出						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 KDBシステム活用環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【受診勧奨者の受診率(糖尿病) (%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	58.1	61.0	63.0	66.0	69.0	70.0	71.0
事業アウトカム	【糖尿病介入者(受診勧奨通知送付者)の改善状況(HbA1c) (%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	72.7	73.0	74.0	75.0	76.0	77.0	78.0
評価時期	毎年度末						

② 糖尿病重症化予防事業（KKDA歯科受診勧奨と保健指導事業）

実施計画							
事業概要	特定健診で歯周病自覚症状がある者及びHbA1cの値が5.6以上の者、レセプトから糖尿病と判断される者（治療中、治療中断者、未受診者）を階層化し、歯科受診や保健指導の勧奨をすることにより糖尿病の重症化を図る。						
対象者	特定健診で歯周病自覚症状がある者及びHbA1cの値が5.6以上の者、レセプトから糖尿病と判断される者（治療中、治療中断者、未受診者）						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価 関係機関：各医療機関						
プロセス	実施方法：通知内容の検討、対象者へ個別通知 対象者：KKDAを用いて対象者を抽出						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 実施医療機関の確保 KDBシステム活用環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【受診勧奨者への通知率 (%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事業アウトカム	【HbA1cの改善率 (%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	31.3	31.7	31.9	32.1	32.3	32.5	32.7
評価時期	毎年度末						

③ 糖尿病性腎症重症化予防事業

実施計画							
事業概要	前年度特定健康診査でHbA1cが6.5%以上の者を当年度の微量アルブミン尿検査の対象とする。当年度特定健診の結果、微量アルブミン尿が高値だったものへ受診勧奨を実施する。						
対象者	当年度特定健康診査で微量アルブミン尿が30mg/gCr以上の者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価 関係機関：三豊・観音寺市医師会						
プロセス	実施方法：前年度の受診状況をもとに体制や通知の時期や内容についての検討を実施。 特定健診の結果をもとに対象者を抽出し、受診勧奨通知を送付する。 3か月後を目途に、報告書の返送から受診状況を確認し、未受診者へ電話にて再勧奨を行う。 報告書の返送内容を確認し、保健指導が必要な者には管理栄養士や保健師が個別指導を行う。 対象者：上記の対象者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 実施医療機関の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【受診勧奨者の受診率 (%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	85.7	86.5	87.5	88.0	88.5	89.0	90.0
事業アウトカム	【人工透析者数(総数 合計人)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	54	53	53	52	52	51	51
事業アウトカム	【人工透析(糖尿病レセプト有)者数(総数 合計人)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	33	32	32	32	31	31	31
評価時期	毎年度末						

④ 慢性腎臓病重症化予防（KKDA受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業）

実施計画							
事業概要	特定健診の結果、eGFR値または尿検査の異常者に対して、医療機関への受診勧奨または保健指導を実施することにより、慢性腎臓病（CKD）を予防する。						
対象者	特定健診の結果、eGFR値または尿検査の異常者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、受診勧奨通知の発送、事業の効果検証・評価 関係機関：各医療機関						
プロセス	実施方法：通知内容の検討、対象者へ個別通知、発送後2か月後に未受診の者へ勧奨電話を実施 対象者：KKDAを用いて対象者を抽出						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 KDBシステム活用環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【CKD受診勧奨者の受診率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0
	【CKD保健指導該当者の指導実施率（％）】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
16.7	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0	
事業アウトカム	【CKD介入者（受診勧奨）のステージ改善状況（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	20.9	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	26.0
	【CKD介入者（保健指導）のステージ改善状況（％）】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
21.1	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	26.0	
評価時期	毎年度末						

(4) 健康づくり

第2期計画における取組と評価			
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
-	-	健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 全市民を対象に、保健師等が市内7か所で健康相談（血圧測定、尿検査等）を実施する。
-	-	集団健康教育（生活習慣病予防教室・脂肪とれとれ教室）	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防教室 特定健診の結果で、血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールが保健指導判定値（血圧のみ受診勧奨判定値の者を含む）の者を対象に、3回コースの教室を開催する。食生活、歯周病予防、運動習慣の改善の必要性について集団指導を行う。 脂肪とれとれ教室 概ね40～74歳の特定保健指導対象者、生活習慣病予防が必要な人、医療的に運動制限のない人を対象に12回コースの教室を開催し、運動を習慣化するきっかけづくりを支援する。

第3期計画における健康づくりに関連する健康課題

#4 生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣、運動習慣の改善が必要。

第3期計画における健康づくりに関連するデータヘルス計画の目標

生活習慣病の予防のために、食生活や運動習慣を改善することで、生活習慣病や重篤疾患の発症・進行を予防し、健康を維持・増進することができる。

第3期計画における健康づくりに関連する保健事業

保健事業の方向性				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#4	継続	✓	健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 全市民に対し、保健師等が市内7か所で毎月1回健康相談（血圧測定、尿検査等）を実施する。 【新規】脂質異常の受診勧奨判定値で、未受診の人を健康相談に案内し、保健指導を行うとともに、医療機関への受診を勧奨する。
#4	継続	✓	集団健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防教室 特定健診を受診し、血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールが保健指導判定値（血圧のみ受診勧奨判定値の者を含む）の人を対象に教室を開催する。食生活、歯周病予防、運動習慣の改善の必要性について集団保健指導を行う。 脂肪とれとれ教室 概ね40～74歳の特定保健指導対象者、生活習慣病予防が必要な人、医療的に運動制限のない人を対象に12回コースの教室を開催し、運動を習慣化するきっかけづくりを支援する。 【新規】正しい生活習慣に関する知識の普及・啓発 市ホームページや市公式LINEを活用し、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の内服治療者等へ正しい生活習慣の普及・啓発を行う。
#4	新規		運動習慣啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりオンライン講座 運動指導士監修で、ウォーキングやストレッチ等の基本的な運動を紹介する動画を作成し、市ホームページに掲載する。 健康づくり講座（実践編） 運動習慣のきっかけづくりや運動習慣の定着を目的として、運動指導士等の指導のもと、正しいウォーキングやストレッチ等の講座を開催する。

① 健康相談事業

実施計画							
事業概要	保健師が血圧測定や尿検査を行い、対象者の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。						
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市民に対し、保健師等が市内7か所で毎月1回健康相談（血圧測定、尿検査等）を実施する。 ・ 【新規】脂質異常の受診勧奨判定値で、未受診の人を健康相談に案内し、保健指導を行うとともに、医療機関への受診を勧奨する。 ※脂質異常の受診勧奨判定値に該当する人：中性脂肪300mg/dL以上、HDLコレステロール35mg/dL未満、LDLコレステロール140mg/dL以上、non-HDLコレステロール170mg/dL以上のいずれかに該当する人						
ストラクチャー	実施体制：保健師、管理栄養士等の確保、脂質異常の受診勧奨対象者の抽出・発送、事業の効果検証・評価関係機関：三豊・観音寺市医師会						
プロセス	実施方法：7町の公共施設で月1回（各会場12回）予約制により健康相談を実施する。また、特定健診の結果で、脂質異常の受診勧奨判定値の人をKDBシステムを使用して抽出し、健康相談の案内を送付する。 対象者：全市民						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 KDBシステム活用環境の確保						
プロセス	開催の内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【相談者数（人）/開催数（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	224/84	250/84	300/84	300/84	350/84	350/84	350/84
	【脂質異常健康相談案内者の健康相談利用率（%）】						
事業アウトカム	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
	【脂質異常受診勧奨者の受診率（%）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
-	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	
評価時期	毎年度末						

② 集団健康教育

実施計画							
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防教室 特定健診の結果、血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールが保健指導判定値（血圧のみ受診勧奨判定値の者を含む）の人を対象に教室を開催し、食生活、歯周病予防、運動習慣の改善の必要性について集団保健指導を行う。 ・ 脂肪とれとれ教室 概ね40～74歳の特定保健指導対象者、生活習慣病予防が必要な人、医療的に運動制限のない人を対象に12回コースの教室を開催し、運動を習慣化するきっかけづくりを支援する。 ・ 正しい知識の普及・啓発 市ホームページや市公式LINEを活用し、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の内服治療者等へ正しい生活習慣の普及・啓発を行う。 						
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防教室 特定健診の結果、血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールが保健指導判定値（血圧のみ受診勧奨判定値の者を含む）の人 ・ 脂肪とれとれ教室 概ね40～74歳の特定保健指導対象者、生活習慣病予防が必要な人、医療的に運動制限のない人 ・ 正しい知識の普及・啓発 全市民 						
ストラクチャー	実施体制：【全事業】保健師・管理栄養士・歯科衛生士・運動指導士等の確保、広報周知、情報配信ツール（LINE等）、事業の効果検証・評価 【生活習慣病予防教室】対象者抽出及び案内発送 関係機関：食生活改善推進員、委託業者						
プロセス	実施方法：各教室や動画配信に関係する専門職と各事業の効果的な実施内容を検討し、実施する。 対象者：上述の対象者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 情報発信ツール環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【生活習慣病予防教室 参加延べ人数（人）/開催数（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	120/3	120/3	120/3	120/3	120/3	120/3	120/3
	【脂肪とれとれ教室教室 参加延べ人数（人）/開催（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	277/12	300/12	300/12	300/12	300/12	300/12	300/12
事業アウトカム	【市ホームページ掲載回数（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	3	3	4	4	5	5
	【特定健診受診者における質問票において、「生活習慣の改善意欲なし」の割合（%）】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
27.7	減少	減少	減少	減少	減少	減少	
評価時期	毎年度末						

③ 運動習慣啓発事業

実施計画							
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりオンライン講座 運動指導士監修で、ウォーキングやストレッチ等の基本的な運動を紹介する動画を作成し、市ホームページに掲載する。 健康づくり講座（実践編） 運動習慣のきっかけづくりや運動習慣の定着を目的として、運動指導士等の指導のもと、正しいウォーキングやストレッチ等の講座を開催する。 						
対象者	40歳以上の市民						
ストラクチャー	実施体制：保健師、管理栄養士等の確保、事業の効果検証・評価						
プロセス	実施方法：講座や動画配信に関係する専門職と教室内容について協議を行い、効果的な教室の実施を行う。 対象者：40歳以上の市民						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 情報発信ツール環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【動画の掲載回数（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	4	5	5	6	6	6
事業アウトカム	【健康づくり講座（実践編）参加延べ人数（人）/開催数（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	250/12	250/12	300/12	300/12	350/12	350/12
事業アウトカム	【特定健診受診者における質問票において、1回30分以上の運動習慣なしの割合（%）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	63.5	減少	減少	減少	減少	減少	減少
評価時期	毎年度末						

(5) 適正服薬・医療費適正化

第2期計画における取組と評価				
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要	
B	普及率80.0%	ジェネリック医薬品差額通知事業	20歳以上で、薬剤費軽減額が100円以上の者を対象者として特定し、通知書を送付する。	
▼				
第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関する健康課題				
#6 重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。後発医薬品のさらなる利用促進が必要。 ・多剤併用による副作用や薬剤が多いことにより、薬物有害事象につながる状態や飲み間違い、残薬の発生を防ぐ。 ・ジェネリック医薬品の普及率は上昇しているが、今後も差額通知書の発送を実施するとともに、広報やHP等の様々な媒体を駆使して周知を継続する。				
第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関するデータヘルス計画の目標				
・重複・多剤服用者へ適正服薬指導を行い薬による健康被害を防ぐとともに、後発医薬品を使用することにより医療費の負担を減らすことができる。				
▼				
第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関する保健事業				
保健事業の方向性				
・重複・多剤投与者への訪問相談事業 ・ジェネリック医薬品差額通知事業				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#6	新規	✓	重複・多剤投与者への訪問相談事業	対象者をKDBシステムから抽出し、訪問相談を行う。
#6	継続	✓	ジェネリック医薬品差額通知事業	対象者に差額通知書を送付する。

① 重複・多剤服薬者への訪問相談事業

実施計画							
事業概要	重複・多剤服薬者を訪問し、医療や保健福祉サービス等の情報提供と健康保持増進のための指導や助言を行う。						
対象者	【重複服薬者】同一月内に同一薬効の医薬品を複数の医療機関から処方されている者 【多剤服薬者】同一月内に15日以上6剤以上の薬剤を3医療機関以上から3か月連続して処方されている者						
ストラクチャー	実施体制：市 関係機関：国保連合会						
プロセス	実施方法：KDBシステムから対象者を抽出し、訪問指導を実施する。 対象者：上述の重複服薬者と多剤服薬者の双方に該当している者を優先的に訪問指導対象者とする。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 KDBシステム環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【対象者の訪問実施率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	63.6	65.0	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0
事業アウトカム	【重複投与者数年間平均（人）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	107	減少	減少	減少	減少	減少	減少
	【多剤投与者数年間平均（人）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	20	減少	減少	減少	減少	減少	減少
評価時期	毎年度末						

② ジェネリック医薬品差額通知事業

実施計画							
事業概要	差額通知書を送付する。						
対象者	KDBシステムから20歳以上で、薬剤費軽減額が100円以上の者を対象者として特定し、通知書を送付する。						
ストラクチャー	実施体制：市 関係機関：国保連合会						
プロセス	実施方法：KDBシステムから対象者を抽出し、差額通知書を送付する。 対象者：20歳以上で、薬剤費軽減額が100円以上の者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 KDBシステム環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【対象者への通知率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事業アウトカム	【後発医薬品の切替割合（計）（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	79.6	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
評価時期	翌年5月						

(6) 一体的実施

第2期計画における取組と評価			
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
		糖尿病重症化予防事業（KKDA糖尿病治療中断者等への受診勧奨事業）	【第2章3. 重症化予防事業】同様
		糖尿病重症化予防事業（KKDA歯科受診勧奨と保健指導事業）	【第2章3. 重症化予防事業】同様
		糖尿病性腎症重症化予防事業	【第2章3. 重症化予防事業】同様
		KKDA慢性腎臓病予防 受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業	【第2章3. 重症化予防事業】同様
-	-	生活習慣病等重症化予防事業	対象者：健診結果及びレセプトデータから抽出した対象者 方法：対象者に保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医師と連携しながら支援する。

第3期計画における一体的実施に関連する健康課題	
#5	将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。
第3期計画における一体的実施に関連するデータヘルス計画の目標	
早期からフレイル予防を実施することで要介護状態となることを防ぎ、健康寿命を延伸させることができる。	

第3期計画における一体的実施に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
KDBシステムを活用して対象者を抽出し、関係機関と連携しつつ保健指導を行う。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#5	継続	✓	生活習慣病等重症化予防事業	対象者：健診結果及びレセプトデータから抽出した対象者 方法：対象者に保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医師と連携しながら支援する
	継続	✓	糖尿病重症化予防事業（KKDA糖尿病治療中断者等への受診勧奨事業）	【第2章3. 重症化予防事業】同様
	継続	✓	糖尿病重症化予防事業（KKDA歯科受診勧奨と保健指導事業）	【第2章3. 重症化予防事業】同様
	継続	✓	糖尿病性腎症重症化予防事業	【第2章3. 重症化予防事業】同様
	継続	✓	KKDA慢性腎臓病予防 受診勧奨機能を用いたCKD重症化予防事業	【第2章3. 重症化予防事業】同様

① 生活習慣病等重症化予防事業（ハイリスクアプローチ）

実施計画							
事業概要	後期高齢者医療広域連合からの委託事業 健診結果及びレセプトデータから抽出した者を対象とする。 対象者に保健指導等を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医療機関と連携しながら支援する。						
対象者	後期高齢者医療被保険者						
ストラクチャー	実施体制：データ準備、事業対象者の抽出、事業の実施、事業の効果検証・評価 関係機関：三豊・親吉市医師会、個別医療機関、地域包括支援センター						
プロセス	実施方法：データの分析、健康課題の抽出 事業の実施体制や時期、内容についての検討、関係機関との協議を行う。 訪問による状況確認及び受診勧奨、保健指導を実施。 必要時、関係機関と連携。事業終了時に報告を行う。 対象者：上記の対象者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置 KDBシステム環境の確保						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【保健指導実施率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事業アウトカム	【第1号被保険者の要介護認定率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	18.5	18.4	18.3	18.2	18.1	18.0	17.9
評価時期	毎年度末						

② 生活習慣病等重症化予防事業（ポピュレーションアプローチ）

実施計画							
事業概要	後期高齢者医療広域連合からの委託事業 通いの場などにおいて、フレイル予防などの普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施する。						
対象者	通いの場などに参加している後期高齢者医療被保険者						
ストラクチャー	実施体制：事業の計画作成、内容の検討、事業の効果検証・評価 関係機関：三豊市社会福祉協議会						
プロセス	実施方法：通いの場などに出向いての健康相談、健康教育 対象者：通いの場などの参加者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	実施方法の検討回数 年1回 保健指導実施のための専門職の配置						
プロセス	実施内容についての協議 年1回						
事業アウトプット	【出前講座などの実施回数（回）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	40	40	42	42	44	44
事業アウトカム	【第1号被保険者の要介護認定率（％）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	18.5	18.4	18.3	18.2	18.1	18.0	17.9
評価時期	毎年度末						

2 個別保健事業計画・評価指標のまとめ

事業名・担当部署	事業概要	アウトプット指標	アウトカム指標	関連する短期目標
特定健康診査受診率向上事業 【健康課】	40歳以上の特定健診対象者について分析を行い、優先順位の高い未受診者へ個別案内を送付する。 国保ヘルスアップ補助金を活用し、専門業者と連携して特定健診受診勧奨を実施する。	【通知による受診勧奨実施率】 【目標値】100.0%	【特定健診受診率】 【目標値】51.0%	
若年健康診査 【健康課】	40歳になる前の若い世代に、特定健診と同様の若年健診を実施。 35～39歳の被保険者には個別通知による受診勧奨を行う。	【35～39歳の若年健診受診率】 【目標値】21.0%	【40～44歳の特定健診受診率】 【目標値】30.0%	
若年健康診査後の保健指導事業 【健康課】	健診結果により、医療機関への受診が必要な者には受診勧奨を、特定保健指導の基準に該当する者には保健指導を行う。	【受診勧奨対象者の医療機関受診率】 【目標値】60.0%	【受診勧奨または保健指導該当者の割合】 【目標値】40.0%	
特定保健指導実施率向上事業 【健康課】	特定保健指導の未利用者に対し、業者に委託してイベント型特定保健指導を実施する。	【特定保健指導実施率（法定報告）】 【目標値】41.0%	【メタボ該当者の割合（法定報告）】 【目標値】34.0% 【メタボ予備軍該当者の割合（法定報告）】 【目標値】13.0%	
糖尿病重症化予防事業（KKA） 【健康課】	特定健診の結果、HbA1cが6.5以上であるなど糖尿病のリスクが高いが治療の継続が確認できなかった者へ受診勧奨を実施する。	【受診勧奨者の受診率（糖尿病）】 【目標値】71.0%	【糖尿病介入者（受診勧奨通知送付者）の改善状況（HbA1c）】 【目標値】78.0%	
糖尿病重症化予防事業（KKA） 【健康課】	特定健診で歯周病自覚症状がある者及びHbA1cの値が5.6以上の者、レセプトから糖尿病と判断される者（治療中、治療中断者、未受診者）を階層化し、歯科受診や保健指導の勧奨をすることにより糖尿病の重症化を図る。	【受診勧奨者への通知率】 【目標値】100.0%	【HbA1cの改善率】 【目標値】32.7%	
糖尿病性腎症重症化予防事業 【健康課】	前年度特定健康診査でHbA1cが6.5%以上の者を当年度の微量アルブミン尿検査の対象とする。 当年度特定健診の結果、微量アルブミン尿が高値だったものへ受診勧奨を実施する。	【受診勧奨者の受診率】 【目標値】90.0%	【人工透析者数】 【目標値】51人 【人工透析（糖尿病レセプト有）者数】 【目標値】31人	

慢性腎臓病重症化予防（KKA） 【健康課】	特定健診の結果、eGFR値または尿検査の異常者に対して、医療機関への受診勧奨または保健指導を実施することにより、慢性腎臓病（CKD）を予防する。	【CKD受診勧奨者の受診率】 【目標値】75.0% 【CKD保健指導該当者の指導実施率】 【目標値】22.0%	【CKD介入者（受診勧奨）のステージ改善状況】 【目標値】26.0% 【CKD介入者（保健指導）のステージ改善状況】 【目標値】26.0%	
健康相談事業 【健康課】	保健師が血圧測定や尿検査を行い、対象者の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う	【相談者数/開催数】 【目標値】 350人/84回 【脂質異常健康相談案内者の健康相談利用率】 【目標値】8.0%	【脂質異常受診勧奨者の受診率】 【目標値】30.0%	
集団健康教育 【健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防教室 特定健診の結果、血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールが保健指導判定値（血圧のみ受診勧奨判定値の者を含む）の人を対象に教室を開催し、食生活、歯周病予防、運動習慣の改善の必要性について集団保健指導を行う。 脂肪とれとれ教室 概ね40～74歳の特定保健指導対象者、生活習慣病予防が必要な人、医療的に運動制限のない人を対象に12回コースの教室を開催し、運動を習慣化するきっかけづくりを支援する。 正しい知識の普及・啓発 市ホームページや市公式LINEを活用し、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の内服治療者等へ正しい生活習慣の普及・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防教室 参加者数（延べ）/開催数 【目標値】120人/3回 脂肪とれとれ教室 参加者数（延べ）/開催数 【目標値】300人/12回 【市ホームページ掲載回数】 【目標値】5回 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定健診受診者における質問票において、「生活習慣の改善意欲なし」の割合】 【目標値】減少 	
運動習慣啓発事業 【健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりオンライン講座 運動指導士監修で、ウォーキングやストレッチ等の基本的な運動を紹介する動画を作成し、市ホームページに掲載する。 健康づくり講座（実践編） 運動習慣のきっかけづくりや運動習慣の定着を目的として、運動指導士の指導のもと、正しいウォーキングやストレッチ等の講座を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【動画の掲載回数】 【目標値】6回 【健康づくり講座（実践編）参加者数（延べ）/開催数】 【目標値】 350人/12回 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定健診受診者における質問票において、1回30分以上の運動習慣なしの割合】 【目標値】減少 	

重複・多剤投与者への訪問指導 【健康課】	重複・多剤服薬者を訪問し、医療や保健福祉サービス等の情報提供と健康保持増進のための指導や助言を行う。	【対象者の訪問実施率】 【目標値】90.0%	【重複投与者数年間平均】 【目標値】減少 【多剤投与者数年間平均】 【目標値】減少
ジェネリック医薬品差額通知事業 【健康課】	差額通知書を送付する。	【対象者への通知率】 【目標値】100.0%	【後発医薬品の代替割合】 【目標値】85.0%
生活習慣病等重症化予防事業（ハイリスクアプローチ） 【健康課】	後期高齢者医療広域連合からの委託事業。 健診結果及びレセプトデータから抽出した者を対象とする。 対象者に保健指導等を実施し、生活習慣の改善を促す。目標に向けた取り組みを医療機関と連携しながら支援する。	【保健指導実施率】 【目標値】100.0%	【第1号被保険者の要介護認定率】 【目標値】17.9%
生活習慣病等重症化予防事業（ボピュレーションアプローチ） 【健康課・介護保険課】	後期高齢者医療広域連合からの委託事業。 通いの場などにおいて、フレイル予防などの普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施。	【出前講座などの実施回数】 【目標値】44回	【第1号被保険者の要介護認定率】 【目標値】17.9%

3 香川県標準指標

項番	指標	開始時	目標値
(1)	特定健診受診率		
	特定健診受診率(%)	45.1	60.0
	県内順位・全国順位(特定健診受診率)	4	-
	40～64歳受診率(%)	33.7	-
	65～74歳受診率(%)	50.3	-
(2)	特定保健指導実施率		
	特定保健指導実施率(%)	34.0	60.0
	県内順位・全国順位(特定保健指導実施率)	6	-
	40～64歳受診率(%)	33.5	-
	65～74歳受診率(%)	34.3	-
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 総計(%)	20.8	-
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 男性(%)	21.9	-
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 女性(%)	19.3	-
	メタボ該当者(%)	24.6	-
	県内順位・全国順位(メタボ該当者割合)	3	-
	メタボ該当者予備群(%)	10.5	-
	県内順位・全国順位(メタボ該当者予備群割合)	12.0	-
(3)	生活習慣病等重症化予防対策		
	①受診動員による受診率		
	受診勧奨者の受診率(糖尿病)(%)	60.5	増
	受診勧奨者の受診率(歯科)(%)	42.9	増
	受診勧奨者の受診率(CKD)(%)	65.3	増
	受診勧奨者の受診率(循環器病)(%)	50.0	増
	②介入者の改善率		
	糖尿病介入者の改善状況(HbA1c)(%)	68.1	増
	CKD介入者の改善状況(CKDステージ)(%)	72.7	増
	循環器病介入者の改善状況(血圧分類)(%)	40.0	増
	③糖尿病性腎症重症化予防対象者の概数		
	糖尿病性腎症+受診なし(人)(腎症4期+腎症3期)	6	-
	糖尿病性腎症+受診あり(人)(腎症4期+腎症3期)	1,122	-
	糖尿病基準該当+受診なし(人)(腎症2期以下+腎症病期不明)	44	-
	糖尿病治療中健診未受診者(人)(当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトまたは糖尿病性腎症が発生)	1,723	-
	糖尿病治療中断中 健診未受診者(人)	100	-
	④HbA1c8.0%以上者の割合		
	HbA1c8.0%以上者の割合(40~74歳)(%)	45.0	-
	HbA1c8.0%以上者の割合(40~64歳)(%)	11.0	-
	HbA1c8.0%以上者の割合(65~74歳)(%)	34.0	-
	⑤人工透析者の状況		
	人工透析者数(総数 合計)(人)	54	-
	被保険者数あたり人工透析発生割合(総数 合計)(%)	4.0	-
	人工透析(糖尿病レセプト有)者数(総数 合計)(人)	33	-
	被保険者数あたり人工透析(糖尿病レセプト有)発生割合(総数 合計)(%)	61.1	-
(4)	重複・多剤投与者に対する取組み		

項番	指標	開始時	目標値
	重複投与者数(年間平均)(人)	107	減
	重複投与者数(対1万人)(人)	83	減
	多剤投与者数(年間平均)(人)	20	減
	多剤投与者数(対1万人)(人)	15	減
(5)	後発医薬品の使用促進の取組み		
	後発医薬品の使用割合(数量シェア全体)(%)	-	80.0
	後発医薬品の切替割合(計)(%)	10.3	-
(6)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に寄与する取組み		
	① 骨折(入院)医療費		
	1人当たり骨折(入院・外来)医療費(前期高齢者・後期高齢者)(円)	41,570	
	② 要介護認定の状況と平均自立期間		
	要介護1号認定率(%)	19.2	減
	平均自立期間(要介護2以上)(男)(N年度)(年)	79.4	-
	平均自立期間(要介護2以上)(女)(N年度)(年)	84.6	-
	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差(不健康期間)(男)(N年度)(年)	1.5	-
	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差(不健康期間)(女)(N年度)(年)	2.9	-

第6章 計画の評価・見直し

1 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。県の標準指標についても同様とする。

目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

2 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し

(1) 評価の時期

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

(2) 評価方法・体制

本計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム(成果)指標を中心とした評価指標による評価を行う。

評価方法は、次の5段階評価とする。

区分	A: 目標値に達した。
	B: 目標値に達していないが改善した。(50%以上)
	C: 目標値に達していないが少し改善した。(50%未満)
	D: 良くなっていない。
	E: 評価困難

評価に際しては、県や支援・評価委員会の支援を受ける。また、琴平町国民健康保険運営協議会において本計画に関する事項も報告し、意見聴取を行い事業に反映するよう努める。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、広報やホームページ等で公表するとともに、本実施計画をあらゆる機会を通じて周知・啓発を図る。また、目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施等について広く意見を求めるものとする。

第8章 個人情報の取扱い

計画の推進に当たり、住民の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」(令和4年1月(令和4年9月一部改正)個人情報保護委員会)に基づき、庁内等での利用及び外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

1 地域包括ケアの構築に向けた取組み

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、介護・保健・福祉・住まい等部局横断的な議論の場へ参画することに加え、施策の実施に際しても積極的に関わる。

2 KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出

国民健康保険データベース（KDB）システム及びレセプトデータ等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、健康事業・介護予防・生活支援の対象者の抽出、受診勧奨等を行う。

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

三豊市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、三豊市の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表10-1-2-1のとおりである。

三豊市においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表10-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。ICTを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として母母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離して目標達成が困難な状況にある（図表10-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表10-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値及び実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			
				全体	特定健診対象者数		
				10万人以上	5千人以上 10万人未満	5千人未満	
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表10-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表10-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度_目標値_全保険者	令和3年度_実績_全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

※平成20年度と令和3年度の推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出
※推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

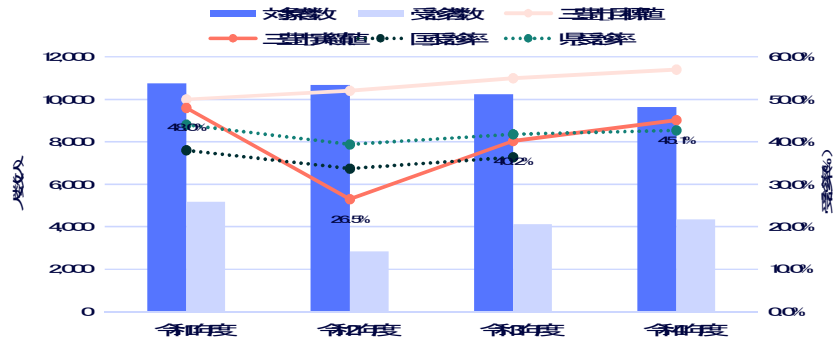
(2) 三豊市の状況

① 特定健診受診率

第3期計画における特定健診の受診状況をみると（図表10-2-2-1）、特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60.0%としていたが、令和4年度の速報値では45.1%となっており、令和1年度の特定健診受診率48.0%と比較すると2.9ポイント低下している。令和3年度までで国や県の推移をみると、令和1年度と比較して令和3年度の特定健診受診率は低下している。

男女別及び年代別における令和1年度と令和4年度の特定健診受診率をみると（図表10-2-2-2・図表10-2-2-3）、男性ではいずれの年齢階層でも向上しておらず、50-54歳で最も低下している。女性ではいずれの年齢階層でも向上しておらず、45-49歳で最も低下している。

図表10-2-2-1：第3期計画における特定健診の受診状況（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診受診率	三豊市_目標値	50.0%	52.0%	55.0%	57.0%
	三豊市_実績値	48.0%	26.5%	40.2%	45.1%
	国	38.0%	33.7%	36.4%	
	県	44.0%	39.4%	41.8%	42.7%
特定健診対象者数(人)		10,750	10,676	10,241	9,635
特定健診受診者数(人)		5,165	2,827	4,115	4,343

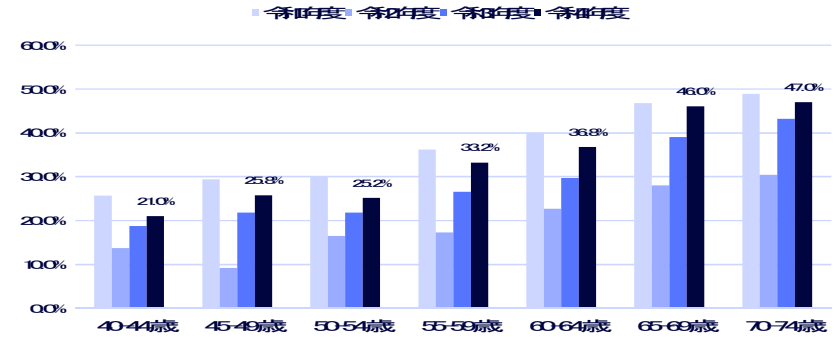
【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

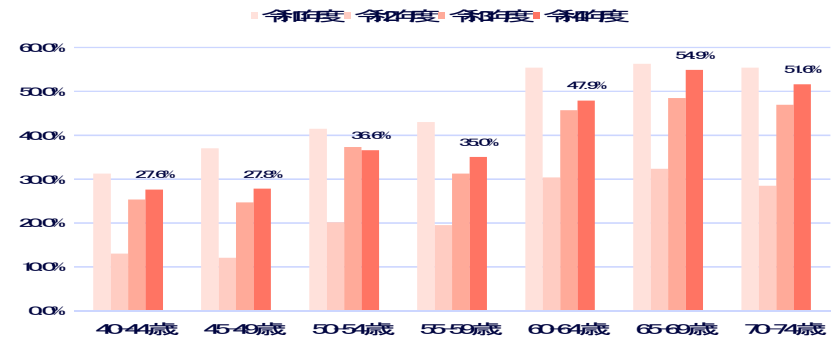
※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（以下同様）

図表10-2-2-2：年齢階層別_特定健診受診率_男性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	25.7%	29.4%	30.0%	36.2%	40.0%	46.8%	48.9%
令和2年度	13.7%	9.2%	16.5%	17.3%	22.7%	28.0%	30.4%
令和3年度	18.7%	21.8%	21.8%	26.5%	29.7%	39.0%	43.2%
令和4年度	21.0%	25.8%	25.2%	33.2%	36.8%	46.0%	47.0%
令和1年度と令和4年度の差	-4.7	-3.6	-4.8	-3.0	-3.2	-0.8	-1.9

図表10-2-2-3：年齢階層別_特定健診受診率_女性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和1年度	31.2%	37.0%	41.5%	43.0%	55.4%	56.3%	55.4%
令和2年度	13.0%	12.0%	20.1%	19.5%	30.4%	32.3%	28.5%
令和3年度	25.3%	24.7%	37.3%	31.2%	45.7%	48.5%	46.9%
令和4年度	27.6%	27.8%	36.6%	35.0%	47.9%	54.9%	51.6%
令和1年度と令和4年度の差	-3.6	-9.2	-4.9	-8.0	-7.5	-1.4	-3.8

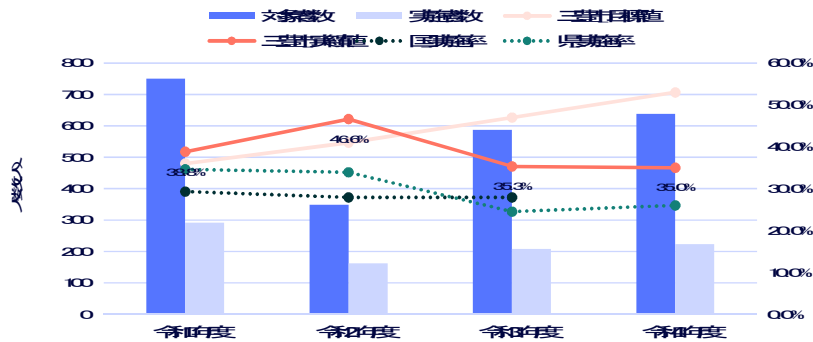
【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

第3期計画における特定保健指導の実施状況を見ると（図表10-2-2-4）、特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60.0%としていたが、令和4年度の速報値では35.0%となっており、令和1年度の実施率38.8%と比較すると3.8ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国・県より高い。

支援区分別での特定保健指導実施率の推移をみると（図表10-2-2-5）、積極的支援では令和4年度は31.9%で、令和1年度の実施率32.6%と比較して0.7ポイント低下している。動機付け支援では令和4年度は35.2%で、令和1年度の実施率39.8%と比較して4.6ポイント低下している。

図表10-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況（法定報告値）



		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定保健指導 実施率	三豊市_目標値	36.0%	41.0%	47.0%	53.0%
	三豊市_実績値	38.8%	46.6%	35.3%	35.0%
	国	29.3%	27.9%	27.9%	26.0%
	県	34.6%	33.9%	24.5%	26.0%
特定保健指導対象者数（人）		750	348	587	638
特定保健指導実施者数（人）		291	162	207	223

【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

図表10-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	実施率	32.6%	54.4%	17.9%	31.9%
	対象者数（人）	172	68	106	135
	実施者数（人）	56	37	19	43
動機付け支援	実施率	39.8%	45.2%	38.6%	35.2%
	対象者数（人）	578	283	485	508
	実施者数（人）	230	128	187	179

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和1年度から令和4年度 累計

※図表10-2-2-4と図表10-2-2-5における対象者数・実施者数のずれは法定報告値とKDB帳票の差によるもの

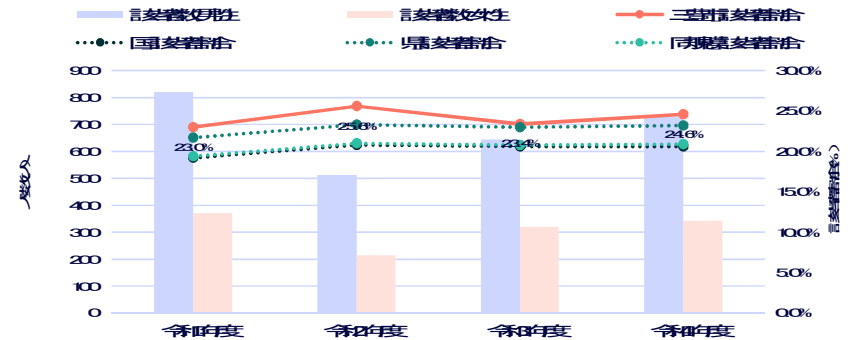
③ メタボリックシンドロームの該当者数・予備群該当者数

特定健診受診者におけるメタボ該当者数の数を見ると（図表10-2-2-6）、令和4年度におけるメタボ該当者数は1,070人で、特定健診受診者の24.6%であり、国・県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・割合



メタボ該当者	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合	該当者数（人）	割合
三豊市	1,191	23.0%	725	25.6%	964	23.4%	1,070	24.6%
男性	820	36.3%	512	38.8%	644	35.8%	727	37.7%
女性	371	12.8%	213	14.1%	320	13.8%	343	14.2%
国	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	21.7%	-	23.3%	-	23.0%	-	23.2%
同規模	-	19.4%	-	21.0%	-	20.8%	-	20.9%

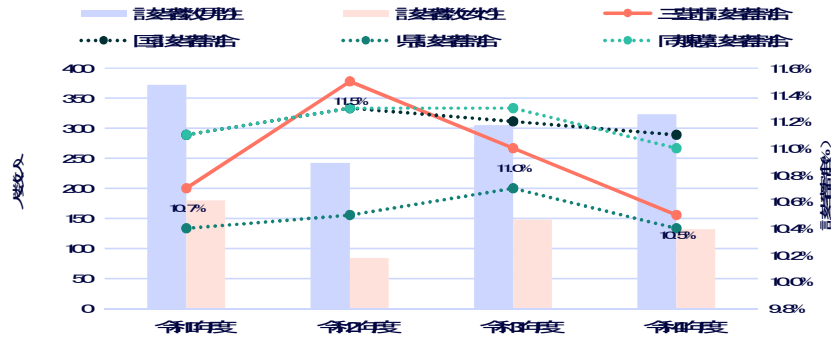
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数をみると（図表10-2-2-7）、令和4年度におけるメタボ予備群該当者数は455人で、特定健診受診者における該当割合は10.5%で、国より低いが、県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ予備群該当者数は減少しており、特定健診受診者における該当割合は低下している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数・割合



メタボ予備群該当者	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合
三豊市	552	10.7%	326	11.5%	453	11.0%	455	10.5%
男性	372	16.4%	242	18.3%	305	16.9%	323	16.7%
女性	180	6.2%	84	5.6%	148	6.4%	132	5.5%
国	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%
県	-	10.4%	-	10.5%	-	10.7%	-	10.4%
同規模	-	11.1%	-	11.3%	-	11.3%	-	11.0%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和1年度から令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

メタボ該当者	腹囲	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	85cm(男性) 90cm(女性)以上	以下の追加リスクのうち1つ該当
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

(3) 国の示す目標

第4期計画においては図表10-2-3-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更はなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表10-2-3-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国(令和11年度)	市町村国保(令和11年度)
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率(平成20年度比)	25%以上減	

【出典】厚生労働省 第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について

(4) 三豊市の目標

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値は図表10-2-4-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診受診率を51.0%、特定保健指導実施率を41.0%まで引き上げるように設定する。

特定健診対象者及び特定保健指導実施者の見込み数については、図表10-2-4-2のとおりである。

図表10-2-4-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%	51.0%
特定保健指導実施率	36.0%	37.0%	38.0%	39.0%	40.0%	41.0%

図表10-2-4-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健診	対象者数(人)	9,494	9,292	9,091	8,889	8,687	8,486	
	受診者数(人)	4,367	4,367	4,363	4,355	4,343	4,327	
特定保健指導	対象者数(人)	合計	641	641	641	640	638	636
		積極的支援	135	135	135	134	134	134
		動機付け支援	506	506	506	506	504	502
	実施者数(人)	合計	230	237	243	249	255	260
	積極的支援	42	43	44	46	47	48	
	動機付け支援	188	194	199	203	208	212	

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64歳、65-74歳の推計人口に令和4年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和4年度の特定保健指導対象者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数は、合計値に令和4年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

3 特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は、三豊市国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診は、補充的に実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定する。

個別健診は、6月から10月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表10-3-1-1の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表10-3-1-1：特定健診の健診項目

	項目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none"> 診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自覚症状） 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI） 血圧 血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール）） 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）） 血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖） 尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none"> 心電図検査 眼底検査 貧血検査 血清クレアチニン検査

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知

集団の特定健診受診者については、市が結果通知表を郵送する。

個別の特定健診受診者については、実施医療機関が対象者に結果を通知する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している場合、2年目は、動機付け支援相当の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

図表10-3-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象年齢	
	(血糖・血圧・脂質)		40-64歳	65歳-
男性 \geq 85cm 女性 \geq 90cm	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI \geq 25kg/m ²	3つ該当	なし/あり	積極的支援	
	2つ該当	あり	動機付け支援	
	1つ該当	なし		
		なし/あり		

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%以上
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	空腹時中性脂肪150mg/dL以上（やむを得ない場合には随時中性脂肪175mg/dL以上）、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 実施期間・内容

特定保健指導は通年実施する。

積極的支援及び動機付け支援ともに初回面接では、医師、保健師または管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定する。

積極的支援は、原則年1回の初回面接後、定期的に電話や訪問で継続支援を実施する。初回面接から3か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を行う。

動機付け支援は、原則年1回の初回面接後、3か月間後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について実績評価を行う。

③ 実施体制

特定保健指導の委託に際しては、特定健診と同様に国の委託基準を満たす機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。利用者の利便性を考慮するとともに、保健指導の質を確保するなど適正な事業実施に努める。

また、特定保健指導実施機関が少ない地域や一部の対象者については、直営で指導を実施する。

4 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、三豊市のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、三豊市のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価・見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和11年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を1年ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

参考資料 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらい血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	医療費の3要素	医療費の比較には、医療費総額を被保険者数で割った1人当たり医療費を用いる。一人当たり医療費は以下の3つの要素に分解でき、これを医療費の3要素という。受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数 1件当たり日数：受診した日数/レセプト件数 一日当たり医療費：総医療費/受診した日数
	3	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	4	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	5	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	6	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	7	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができて血管が詰まり、血液が流れなくなって心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	8	空腹時血糖	血糖値は、血液中に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと。食前食後で変動する。空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	9	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	10	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	11	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	12	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の1つで、75歳以上の人、そして65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	13	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	14	後発医薬品 （ジェネリック医薬品）	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	15	高齢化率	全人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	16	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	17	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一基準として、広く用いられているもの。
	18	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	19	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	20	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。

行	No.	用語	解説
	21	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能が落ち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。
	22	診療報酬明細書(レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用(医療費)を保険者に請求するとき使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。
	23	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	24	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	25	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	26	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2該当した者に対して実施する特定保健指導。
	27	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	28	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続したことで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	29	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	30	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	31	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	32	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。
	33	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	34	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	35	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重(やせ)の判定に用いられ、体重(kg)/身長(m ²)で算出される。
	36	PDCAサイクル	「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返すこと、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

行	No.	用語	解説
	37	標準化死亡率(SMR)	基準死亡率(人口10万対の死者数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死者数と実際に観察された死者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡率が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	38	腹囲	へその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	39	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間。
	40	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	41	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA(HbA)にグルコース(血糖)が非酵素的に結合したものの。糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	42	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。
	43	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
や行	44	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。

疾病中分類別単位の「その他の〇〇」に含まれる細小分類別疾患

疾病中分類別	疾病中分類別の分類
その他の感染症・寄生虫	非細菌性結核性菌感染症 ヘルペスウイルス感染症
その他の感染症・寄生虫	口唇ヘルペス 食肉ヘルペス 月経ヘルペス 帯状疱疹 皮膚真菌症 百日咳 腎臓ヘルペス 月経痛 月経不調 月経困難症 月経閉塞
その他の内分泌・代謝・栄養障害	非糖尿病性低血糖症
その他の精神・行動的障害	言語障害
その他の神経系疾患	一過性脳血流不足 目眩・めまい・耳鳴・聴覚障害
その他の免疫・付着膜疾患	糸状菌感染症 糸状菌症
その他の呼吸器疾患	英種志
その他の消化器疾患	十二指腸潰瘍 十二指腸炎 心窩部潰瘍・十二指腸炎
その他の泌尿器疾患	尿管閉塞 尿管結石 尿管狭窄 尿管炎
その他の生殖器疾患	逆行性射精症 月経不調 月経痛 月経困難症 月経閉塞 月経不調 月経痛 月経困難症 月経閉塞
その他の皮膚疾患	月経不調 月経痛 月経困難症 月経閉塞
その他の皮膚及び皮下組織の疾患	尋常性乾皮症 アトピー性皮膚炎
その他の腎尿路系の疾患	急性腎炎 慢性腎炎
その他の特殊目的用コード	コウゾウノミダシ ベシノミダシ
その他の理由による保健サービスの利用者	月経不調・月経痛・月経困難症・月経閉塞 月経不調・月経痛・月経困難症・月経閉塞

香川県標準指標出典元

(1) 特定健診受診率

目標値 特定健診受診率 60%

項番	データ	保険者	香川県	国
ア	特定健診受診率 (%)			
イ	県内順位・全国順位			
ウ	40~64歳受診率 (%)			
エ	65~74歳受診率 (%)			

(出典) ア~イ (KDB健康スコアリング (特定健診・特定保健指導の実施状況))
ウ~エ (特定健診・保健指導総括表 総計No. 3)

(2) 特定保健指導実施率

目標値 特定保健指導実施率 60%

項番	データ	保険者	香川県	国
ア	特定保健指導実施率 (%)			
イ	県内順位・全国順位			
ウ	40~64歳実施率 (%)			
エ	65~74歳実施率 (%)			
オ	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 総計 (%)			
カ	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 男性 (%)			
キ	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 女性 (%)			
ク	メタボ該当者 (%)			
ケ	県内順位・全国順位			
コ	メタボ該当者予備群 (%)			
サ	県内順位・全国順位			

(出典) ア~イ (KDB健康スコアリング (特定健診・特定保健指導の実施状況))
ウ~エ (特定健診・保健指導総括表 総計No. 50)
オ~キ (特定健診・特定保健指導実施結果報告No. 29)
ク~サ (KDB 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題③)

(3) 生活習慣病等重症化予防対策

目標値 受診勧奨による受診率の増
介入者の改善率の増

① 受診勧奨による受診率

項番	データ	保険者	香川県	国
ア	受診勧奨者の受診率 (糖尿病) (%) ※1			
イ	受診勧奨者の受診率 (歯科) (%) ※1			
ウ	受診勧奨者の受診率 (CKD) (%) ※1			
エ	受診勧奨者の受診率 (循環器病) (%) ※2			

(出典) ア~エ (KKDA集計)
※1 受診者/受診勧奨者 (受診者及び受診勧奨者ともに、N-1年度特定健診結果に基づきN-1又はN年度に受診勧奨及び受診した者の数)
※2 ウ (CKD) 受診勧奨のうち優先勧奨者 (循環器病) の受診率 (再掲)

② 介入者の改善率

項番	データ	保険者	香川県	国
オ	糖尿病介入者の改善状況 (HbA1c) (※1) (%)			
カ	CKD介入者の改善状況 (CKDステージ) (※2) (%)			

(出典) オ~カ (KKDA集計)
※1 N-1年度特定健診受診者かつ受診勧奨発送者で 「N-1年のHbA1c値」-「N年のHbA1c値」=差>0の者の割合
※2 N-1年度特定健診受診者かつ受診勧奨発送者で 「N-1年のCKDステージ」-「N年のCKDステージ」=差≥0の者の割合

③糖尿病性腎症重症化予防対象者の概数

項番	データ	保険者	香川県	国
キ	A 糖尿病性腎症+受診なし(人) (腎症4期+腎症3期)			
ク	B 糖尿病性腎症+受診あり(人) (腎症4期+腎症3期+腎症2期以下)			
ケ	C 糖尿病基準該当+受診なし(人) (腎症2期以下+腎症病期不明)			
コ	D 糖尿病治療中 健診未受診者(人) (当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトまたは糖尿病性腎症が発生)			
サ	E 糖尿病治療中断中 健診未受診者(人)			

(出典) キ～サ (KDB介入支援機能csvによる集計)

※糖尿病有の定義: 空腹時血糖126mg/dlまたはHbA1c6.5%以上または当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトが発生している

※糖尿病治療ありの定義: 問診で本人が糖尿病治療薬ありと回答または当年度に糖尿病(2型糖尿病)に該当するレセプトが発生している

※糖尿病治療中断の判定条件: 前年度に糖尿病(2型糖尿病)と判定されたレセプトが存在するか当年度に糖尿病(2型糖尿病)と判定されたレセプトが存在しない

④HbA1c8.0%以上の割合

項番	データ	保険者	香川県	国
シ	HbA1c8.0%以上の割合(40~74歳)(%)			
ス	HbA1c8.0%以上の割合(40~64歳 再掲)(%)			
セ	HbA1c8.0%以上の割合(65~74歳 再掲)(%)			

(出典) シ～セ (KDB介入支援機能csvによる集計)

⑤人工透析者の状況

項番	データ	保険者	香川県	国
ソ	人工透析者数(総数 合計)(人)			
タ	被保険者数あたり人工透析発生割合(総数 合計)(%)			
チ	人工透析(糖尿病レセプト有)者数(総数 合計)(人)			
ツ	被保険者数あたり人工透析(糖尿病レセプト有)発生割合(総数 合計)(%)			

(出典) ソ～ツ (KDB厚生労働者様式3-7人工透析のレセプト分析)(N+1年度5月作成分)

(4)重複・多剤投与者に対する取組み

目標値 該当者数の減

①該当者数

項番	データ	保険者	香川県	国
ア	重複投与者数(年間平均)(人) ※1			
イ	重複投与者数(対1万人)(人) ※1			
ウ	多剤投与者数(年間平均)(人) ※2			
エ	多剤投与者数(対1万人)(人) ※2			

(出典) ア～エ (KDB介入支援機能csvによる集計)

保険者努力支援制度における「重複・多剤投与者」の条件

※1 ア・イ 重複処方該当者数

①【絞込み条件】を「薬効分類単位で集計」とし、【資格情報】は、「選択した診療年月に資格を有する者を抽出」としたうえで、

次の②・③に該当する人数を加算した数を「重複処方該当者数」とする。

②「重複処方を受けた者(人)の【3医療機関以上】・複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数

【1以上】

③「重複処方を受けた者(人)の【2医療機関以上】・複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数

【2以上】

※2 ウ・エ 多剤処方該当者数

①【絞込み条件】を「薬効分類単位で集計」とし、【資格情報】を「選択した診療年月に資格を有する者を抽出」としたうえで、

同一薬剤に関する処方日数、「処方を受けた者(人)の【1日以上】」、処方薬剤数(同一月内)【15剤以上】に該当する人数を「多剤処方該当者数」とする。

(5)後発医薬品の使用促進の取組み

目標値 後発医薬品の使用割合 金額シェア(国が定める目標値)

項番	データ	保険者	香川県	国
ア	後発医薬品の使用割合(金額シェア全体)(%)			
イ	後発医薬品の切替割合(計)(%)			

(出典) ア (国統計資料)

イ (差額通知書通算集計表 表3-3 審査年月別切替割合(N+1年度5月作成

分)

(6)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に寄与する取組み

目標値 1人当たり骨折(入院・外来)医療費の減

要介護認定率の減

フレイル対策 ポピュレーションアプローチ(健康増進計画との整合)

①骨折1人当たり医療費(65歳以上)

項番	データ	保険者	香川県	国
ア	1人当たり骨折(入院・外来)医療費(前期高齢者・後期高齢者)			

(出典) ア (KDB 疾病別医療費分析 中分類 116骨折 CSVによる集計(N年度累計))

骨折医療費÷被保険者数=1人当たり医療費、骨折医療費(円)=1保険者当たり総点数×10

②要介護認定の状況と平均自立期間

項番	データ	保険者	香川県	国
イ	要介護1号認定率(%)			
ウ	平均自立期間(要介護2以上)(男)(N年度)(年)			
エ	平均自立期間(要介護2以上)(女)(N年度)(年)			
オ	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差(不健康期間)(男)(N年度)(年)			
カ	平均寿命と平均自立期間(要介護2以上)の差(不健康期間)(女)(N年度)(年)			

(出典) イ～カ (KDB 地域の全体像の把握 介護、平均寿命、平均自立期間)

(3) 令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算
(案) について

令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

【歳入】

(単位:千円)

区分	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減額	摘要	
国民健康保険税 〔現在の調定額×前年の 収納率×人口減少係 数〕	一般被保険者（医療費現年分）	784,177	813,215	△ 29,038	
	〃（後期高齢者支援金現年分）	255,940	263,644	△ 7,704	
	〃（介護納付金現年分）	73,430	76,102	△ 2,672	
	〃（医療費滞納分）	33,128	42,134	△ 9,006	
	〃（後期高齢者支援金滞納分）	9,092	11,199	△ 2,107	
	〃（介護納付金滞納分）	4,935	6,090	△ 1,155	
	退職被保険者（医療費現年分）	0	0	0	
	〃（後期高齢者支援金現年分）	0	0	0	
	〃（介護納付金現年分）	0	0	0	
	〃（医療費滞納分）	165	215	△ 50	
	〃（後期高齢者支援金滞納分）	29	39	△ 10	
	〃（介護納付金滞納分）	38	50	△ 12	
計	1,160,934	1,212,688	△ 51,754		
一部負担金	一般被保険者（現年分）	1	1	0	
	一般被保険者（滞納分）	1	1	0	
	退職被保険者（現年分）	0	1	△ 1	
	退職被保険者（滞納分）	0	1	△ 1	
	計	2	4	△ 2	
使用料・手数料	督促手数料	246	313	△ 67	
国庫支出金		0	0	0	
県支出金	保険給付費等交付金 ★	5,161,635	5,556,188	△ 394,553	保険給付費に応じて県から交付
	保険者努力支援制度	28,000	32,421	△ 4,421	国の指針に基づく評価により交付
	特別調整交付金（市町村向け）	18,429	19,041	△ 612	事業実施状況等に応じ交付
	都道府県繰入金	36,347	38,147	△ 1,800	特別調整交付金の補完的なもの
	特定健診等負担金	21,099	20,343	756	特定健診等に対する国1/3・県1/3の負担金
	県補助金	0	0	0	
	計	5,265,510	5,666,140	△ 400,630	
財産収入	利子及び配当金	361	178	183	
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	256,484	268,992	△ 12,508	低所得者の保険税軽減分 県3/4・市1/4
	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	125,868	131,770	△ 5,902	保険税軽減対象者数に応じ国1/2・県1/4・市1/4で支援
	未就学児	2,295	2,456	△ 161	保険税軽減対象者数に応じ国1/2・県1/4・市1/4で支援
	産前産後軽減	514	0	514	保険税軽減対象者数に応じ国1/2・県1/4・市1/4で支援
	職員給与等繰入金	102,985	79,388	23,597	健康課4名・税務課2名(一般管理費・賦課徴収事業)
	出産育児一時金繰入金	9,333	10,000	△ 667	出産育児一時金の2/3を繰入
	財政安定化支援事業繰入金	72,419	93,834	△ 21,415	国保財政の健全化、税負担の平準化のための繰入
	その他一般会計繰入金	49,540	66,226	△ 16,686	福祉医療波及増分、国保事業支援分
計	619,438	652,666	△ 33,228		
繰入金	基金繰入金	1	1	0	
	計	1	1	0	
繰越金	繰越金	1	1	0	前年度からの繰越金
	計	1	1	0	
諸収入	一般被保険者延滞金	5,000	5,000	0	
	退職被保険者延滞金	1	1	0	
	一般被保険者加算金	1	1	0	
	退職被保険者加算金	1	1	0	
	過料	0	0	0	
	貸付金元利収入	1,000	1,000	0	
	一般被保険者第三者納付金	7,000	8,000	△ 1,000	交通事故等により給付を受けた場合、加害者（第三者）から責任割合に応じ損害賠償金として受け入れ
	退職被保険者第三者納付金	0	1	△ 1	
	一般被保険者返納金	500	1,000	△ 500	国保資格喪失後に国保を使用した場合等の診療に係る返納金
	退職被保険者返納金	0	1	△ 1	
	療養給付費等負担金	1	1	0	過年度精算分
	療養給付費等交付金	1	1	0	過年度精算分
	特定健診等負担金	1	1	0	過年度精算分
雑入	1	1	0		
計	13,507	15,009	△ 1,502		
歳入合計	7,060,000	7,547,000	△ 487,000		

【歳出】

(単位:千円)

区 分			令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減額	摘 要
総務費	総務管理費	一般管理費	48,184	24,847	23,337	事務経費
		一般管理費 職員給与費	26,910	25,181	1,729	健康課職員4名
		国保連合会負担金	8,891	8,912	△ 21	県内市町で負担 (平等割+被保険者数割)
	賦課徴収費	賦課徴収事業	3,951	5,073	△ 1,122	三親広域滞納整理負担金
		賦課徴収費 職員給与費	14,869	15,508	△ 639	税務課職員2名
	運営協議会費	運営協議会費	180	180	0	委員15名
計			102,985	79,701	23,284	
保険給付費★	療養諸費	一般被保険者療養給付費	4,377,268	4,775,676	△ 398,408	保険給付費等交付金により全額交付
		退職被保険者療養給付費	0	200	△ 200	
		一般被保険者療養費	33,871	34,476	△ 605	
		退職被保険者療養費	0	50	△ 50	
		審査支払手数料	16,572	17,028	△ 456	
	高額療養費	一般被保険者高額療養費	712,368	744,586	△ 32,218	
		退職被保険者高額療養費	0	50	△ 50	
		一般被保険者高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	
		退職被保険者高額介護合算療養費	0	50	△ 50	
	移送費	一般被保険者移送費	50	50	0	
		退職被保険者移送費	0	50	△ 50	
	出産育児諸費	出産育児一時金	14,000	15,000	△ 1,000	500,000円×28件
		支払手数料	6	7	△ 1	210円×28件
	葬祭諸費	葬祭費	6,500	6,500	0	50,000円/1件
	傷病手当金	傷病手当金	280	1,200	△ 920	
計			5,161,915	5,595,923	△ 434,008	
国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	一般被保険者医療給付費分	1,110,653	1,170,707	△ 60,054	県から示される納付金
		退職被保険者等医療給付費分	0	0	0	
	後期高齢者支援金分	一般被保険者後期高齢者支援金等分	376,482	388,002	△ 11,520	
		退職被保険者等後期高齢者支援金分	0	0	0	
	介護納付金分	介護納付金分	120,651	113,110	7,541	
計			1,607,786	1,671,819	△ 64,033	
保健事業費	特定健康診査等事業	特定健康診査事業	51,513	48,211	3,302	特定健診委託料 AI活用による未受診者受診勧奨
		人間ドック助成事業	16,759	15,369	1,390	事業委託料等
		若年健診事業	1,047	916	131	35~39歳対象者へ受診勧奨
		特定保健指導事業	4,276	4,264	12	特定保健指導委託料
	保健事業費	高額療養費貸付事業	1,000	1,000	0	
		医療費適正化特別対策事業	11,444	16,008	△ 4,564	糖尿病性腎症重症化予防
計			86,039	85,768	271	
特別総合保健事業費	特別総合保健事業費	国保高齢者保健福祉支援センター	11,411	8,436	2,975	運営事業費(財田町)
基金積立金	基金積立金	財政調整基金積立金(利子分)	362	178	184	
	計			362	178	184
諸支出金	諸支出金	一般被保険者保険税還付金	6,000	6,000	0	
		退職被保険者保険税還付金	100	100	0	
		一般被保険者還付加算金	205	205	0	
		退職被保険者還付加算金	100	100	0	
		その他償還金	130	130	0	
		延滞金	1	1	0	
計			6,536	6,536	0	
諸支出金繰出金	諸支出金繰出金	直営診療施設勘定繰出金	3,962	3,729	233	診療所への繰出し
予備費	予備費	予備費	79,004	94,910	△ 15,906	
歳 出 合 計			7,060,000	7,547,000	△ 487,000	

5 報告事項

(1) 三豊市国民健康保険条例の一部改正について

(案)

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（被保険者とししない者）

第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(案)

【議案第 号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>第3条 略</p> <p><u>(被保険者とししない者)</u></p> <p><u>第3条の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により</u> <u>児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養</u> <u>育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民</u> <u>法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないも</u> <u>のは、被保険者とししない。</u></p>	<p>第3条 略</p>

(2) 三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険

者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議案第 号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合においては、17万円)の合算額とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定に</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合においては、17万円)の合算額とする。</p> <p>2 略</p>

より算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

参考資料（税務課）

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

(案)

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

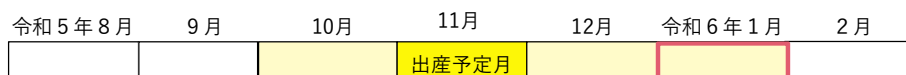
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

三豊市 市民環境部 税務課 TEL 0875-73-3006

三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

任期 令和3年4月1日～令和6年3月31日

区 分	役 職	氏 名
被保険者を代表する委員		多田 三千年
		三田 富美恵
		柏野 まゆみ
		田所 上奉
		山本 江梨子
保険医又は保険薬剤師を代表する委員		大倉 敏裕
		藤田 啓
		沼原 利彦
		漆川 卓
		香川 彰宏
公益を代表する委員	会 長	中野 正敬
	会長代理	小野 茂樹
		前田 昭文
		森 富夫
		安藤 善文